

令和 3 年

# 第 1 回美濃市議会定例会会議録

令和 3 年 2 月 2 6 日 開会

令和 3 年 3 月 2 4 日 閉会

美 濃 市 議 会

## 令和 3 年第 1 回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月26日)	ページ
議事日程 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	2
欠席議員 .....	2
説明のため出席した者 .....	2
職務のため出席した事務局職員 .....	3
開会・開議の宣告 .....	4
諸般の報告及び行政諸般の報告 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	4
会期の決定 .....	4
令和 3 年度施政方針 .....	5
休憩 .....	16
再開 .....	16
議案の上程 .....	16
議案の説明	
承第 1 号 (総務部長 瀨瀬敬久君) .....	16
休憩 .....	17
再開 .....	17
質疑 .....	17
委員会付託省略 (承第 1 号) .....	17
討論 .....	17
議案の採決 .....	18
議案の上程 .....	18
議案の説明	
議第 1 号 (副市長 堀部勉君) .....	18
議第 2 号・議第 5 号・議第 6 号・議第 10 号・議第 13 号・議第 14 号	
議第 19 号・議第 20 号・議第 21 号・議第 23 号・議第 24 号・議第 29 号	
議第 30 号 (民生部長 (福祉事務所長) 西部芳秀君) .....	22
休憩 .....	29
再開 .....	29
議第 3 号・議第 4 号・議第 8 号・議第 11 号・議第 12 号・議第 16 号	
議第 25 号 (建設部長 池田健一君) .....	29
議第 7 号・議第 15 号 (美濃病院事務局長 林信一君) .....	34

議第9号・議第18号・議第26号・議第27号・議第28号（総務部長 瀨瀬敬久君）	37
休憩	42
再開	42
議第17号（秘書課長 高橋保雄君）	42
議第31号・議第32号・議第33号・議第34号・議第35号・議第36号	
議第37号・議第38号（産業振興部長 永田幸泰君）	42
議案の上程	44
議案の説明	
議第22号（民生部長（福祉事務所長） 西部芳秀君）	44
議第39号（市長 武藤鉄弘君）	44
休憩	45
再開	45
質疑	45
委員会付託省略（議第22号・議第39号）	45
討論	45
議案の採決	45
休会期間の決定	45
散会の宣告	46
会議録署名議員	47

## 第 2 号 （3月11日）

議事日程	49
本日の会議に付した事件	50
出席議員	50
欠席議員	50
説明のため出席した者	50
職務のため出席した事務局職員	51
開議の宣告	52
会議録署名議員の指名	53
議第1号から議第38号まで	53
市政に対する一般質問	53
1 太田照彦議員	53
1. 美濃市第6次総合計画について	53
① 第6次総合計画基本構想はどのようなか。	
2. 消防団活性化計画について	55
① 地域防災力の中核となる消防団員が減少傾向にある中、消防団活性化計画を	

	策定され消防団組織の見直しを進められているが、その概要はどのようなか。	
3.	新型コロナウイルス感染症防止対策について	56
①	感染症対策の決め手となるワクチン接種について、美濃市の接種計画はどのようなか。	
4.	新学校給食センターの建設について	56
①	新年度に着工予定である新学校給食センターの建設計画と建物の概要はどのようなか。	
5.	学校教育のICT化について	57
①	国が示すGIGAスクール構想に基づき、ICT環境の整備が進められているが、その整備状況と今後の活用はどのようなか。	
休憩		65
再開		65
2	古田秀文議員	65
1.	今後の財政運営について	65
①	今後の財政状況と運営をどのようにとらえているか。	
②	自主財源の確保と依存財源の効果的な活用はどのようなか。	
2.	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について	68
①	接種予約機能を提供するアプリ導入についての考えはどのようなか。	
休憩		75
再開		75
3	豊澤正信議員	76
1.	美濃橋保存修理事業について	76
①	工事に際して供用中の橋として、文化財の価値を守るため何を優先し、どのような工夫を行ったか。	
②	補修工事の中で、当時の建設技術として何か新しい発見はあったか。	
③	美濃橋の観光における利活用はどのようなか。	
2.	美濃市プレミアム付き商品券発行事業について	81
①	商品券の販売状況及び使用状況はどうであったか。	
②	利用者や登録店舗の反応はどうであったか。また、全体を通して課題やトラブルはなかったか。	
③	今回の企画において、今後に向けての改善すべき点はなかったか。	
3.	高齢者向け商品券について	83
①	高齢者向け商品券の使用期限までの使用状況や利用者の反応はどうであったか。	
4	須田盛也議員	84
1.	学校における食育の役割を担う栄養教諭について	84

① 市内に一人しかいない栄養教諭で、十分な食育はできるか。	
2. 学校給食における食物アレルギーの対応について .....	86
① 学校給食における、食物アレルギーのある児童・生徒数の現状は、どのよう か。	
② 食物アレルギーのある児童・生徒について、どのような対応をとっているの か。	
③ 新学校給食センターでは、食物アレルギー対応調理室は、どのような運用を 考えているか。	
休憩 .....	89
再開 .....	89
5 松嶋哲也議員 .....	90
1. コロナ禍における美濃市の観光について .....	90
① 美濃市にある宿泊施設の利用状況はどのようなか。	
② 利用者が減少している宿泊施設に、どのような支援と取り組みが行われてき たか。	
③ 美濃市における観光について、今後どのような取り組みを行っていくのか。	
2. 長良川遊水地について .....	95
① 長良川左岸堤防では地質調査が実施されているが、どのような経緯で何を目 的に行っているのか。また、その進捗状況はどのようなか。	
② 長良川遊水地計画における調査結果や進捗状況を、市民へどのように周知す るのか。	
6 岡部忠敏議員 .....	98
1. 行政手続きにおける押印廃止について .....	98
① 国は「行政手続きの押印廃止」を強力に進めている。美濃市での取り組みの 状況は具体的にどのようなか。	
2. 行政手続きのオンライン化の推進について .....	99
① オンライン化の現状の取り組みはどのようなか。また、今後の具体的な取り組 みはどのようなか。	
延会 .....	101
会議録署名議員 .....	102

第 3 号 (3月12日)

議事日程 .....	103
本日の会議に付した事件 .....	103
出席議員 .....	103
欠席議員 .....	103

説明のため出席した者	103
職務のため出席した事務局職員	103
開議の宣告	104
会議録署名議員の指名	104
市政に対する一般質問	104
7 永田知子議員	104
1. 美濃市図書館について	104
① 図書館の施設の現状とそれに対する今後の改修計画はどのようなか。	
② 図書館図書購入経費の予算は10年以上変わっていないがどう考えるか。	
2. 第6次総合計画について	107
① パブリックコメントの結果はどうであったのか、その内容に対してどのよう に対応されるのか。それを「考える会」の参加者を含め、関係者すべてに公 表されるのか。	
② 基本計画に係る今後のスケジュールはどのように計画されるのか。	
③ 関係した参加者への説明会と市民への説明会の予定はあるのか。	
3. 飲食店への支援制度（美濃市独自制度）について	110
① この補助事業が決定されるまでの経緯はどのようなであったか。	
② 本事業の申請に対する周知方法と現状はどのようなであるか。また現在までの その効果についてどのようにとらえているか。	
8 古田 豊議員	113
1. 令和3年度美濃市の事業について	113
① 美濃市の人口の減少が激しい中、強力な人口増対策などできないのか。	
② 財政難の中、大きなイベントの中止はできないか。	
③ コロナ禍において、子供や子供を持つ親の不安を解消する支援はできないか。	
2. 文化会館の運営について	118
① 指定管理料の内訳はどのようなか。	
② 文化会館の年間事業はどのようにして決められているのか。（事業の内容、 今後の事業など）	
休憩	120
再開	120
9 服部光由議員	120
1. 高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策について	120
① 職員を対象に予防的なPCR検査を実施できないか。	
2. 美濃市健康文化交流センターの施設利用について	123
① 美濃市健康文化交流センターの開設にともない廃止される施設利用者からは どのような要望があるのか。	

② 利用料・駐車料金の減免はどのようになるのか。	
③ 新型コロナウイルスワクチンの接種会場に健康文化交流センターが予定されているが、一般の利用開始はいつになるのか。	
3. 生活保護の申請について	126
① 生活保護の申請時の親族への扶養の照会を大幅に緩和できないか。	
休会期間の決定	127
散会の宣告	127
会議録署名議員	128

#### 第 4 号 (3月24日)

議事日程	129
本日の会議に付した事件	130
出席議員	130
欠席議員	130
説明のため出席した者	130
職務のため出席した事務局職員	131
開議の宣告	132
会議録署名議員の指名	132
議案の上程	132
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 豊澤正信君	132
民生教育常任委員会委員長 永田知子君	134
総合計画・地方創生特別委員会委員長 山口育男君	136
委員長報告に対する質疑	137
討論	137
議案の採決	139
休憩	143
再開	143
議案の上程	144
議案の説明	
議第40号・議第41号 (市長 武藤鉄弘君)	144
市議第1号 (4番 豊澤正信君)	144
市議第2号 (12番 山口育男君)	145
休憩	145
再開	145
質疑	145

委員会付託省略（議第40号・議第41号・市議第1号・市議第2号）	146
討論	146
議案の採決	148
閉会の宣告	149
市長挨拶	149
会議録署名議員	153
総務産業建設常任委員会審査報告書	154
民生教育常任委員会審査報告書	155
総合計画・地方創生特別委員会審査報告書	156

美濃市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和3年2月26日に令和3年第1回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和3年2月19日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

1、専決処分の承認について

令和2年度美濃市一般会計補正予算（第10号）

1、令和3年度美濃市一般会計予算

1、令和3年度美濃市国民健康保険特別会計予算

1、令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算

1、令和3年度美濃市下水道特別会計予算

1、令和3年度美濃市介護保険特別会計予算

1、令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算

1、令和3年度美濃市病院事業会計予算

1、令和3年度美濃市上水道事業会計予算

1、令和2年度美濃市一般会計補正予算（第11号）

1、令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

1、令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

1、令和2年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）

1、令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）

1、令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

1、令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）

1、令和2年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）

1、美濃市職員の配偶者同行休業に関する条例について

1、美濃市債権管理条例について

1、美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

1、美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について



令和 3 年 2 月 26 日

令和 3 年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 2 月 26 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 令和 3 年度施政方針
- 第 4 承第 1 号 専決処分の承認について  
令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 10 号)
- 第 5 議第 1 号 令和 3 年度美濃市一般会計予算
- 第 6 議第 2 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第 3 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第 4 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第 5 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 10 議第 6 号 令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 11 議第 7 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計予算
- 第 12 議第 8 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計予算
- 第 13 議第 9 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 11 号)
- 第 14 議第 10 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 15 議第 11 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 16 議第 12 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 17 議第 13 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 18 議第 14 号 令和 2 年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 19 議第 15 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 20 議第 16 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 21 議第 17 号 美濃市職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 第 22 議第 18 号 美濃市債権管理条例について
- 第 23 議第 19 号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 20 号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議第 21 号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 26 議第 22 号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 27 議第 23 号 美濃市国民健康保険条例及び美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 28 議第 24 号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 29 議第 25 号 美濃市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 30 議第 26 号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正す

る条例について

- 第31 議第27号 美濃市第6次総合計画基本構想の策定について  
第32 議第28号 公の施設の指定管理者の指定について  
第33 議第29号 公の施設の指定管理者の指定について  
第34 議第30号 公の施設の指定管理者の指定について  
第35 議第31号 公の施設の指定管理者の指定について  
第36 議第32号 公の施設の指定管理者の指定について  
第37 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について  
第38 議第34号 公の施設の指定管理者の指定について  
第39 議第35号 公の施設の指定管理者の指定について  
第40 議第36号 公の施設の指定管理者の指定について  
第41 議第37号 公の施設の指定管理者の指定について  
第42 議第38号 公の施設の指定管理者の指定について  
第43 議第39号 美濃市公平委員会委員の選任について
- 

#### 本日の会議に付した事件

第1から第43までの各事件

---

#### 出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君

民生部参事	辻 幸子 君	建設部参事兼 都市整備課長	島 田 勝 美 君
総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	村 井 和 仁 君	秘書課長	高 橋 保 雄 君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局次長	辻 美 鶴
議会事務局 議事調査係長	平 田 純 也		

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第1回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、令和3年度予算をはじめ、いずれも重要な案件であります。どうか慎重に審議を賜りますとともに、円滑な議事進行に皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより私もマスクを外して議事を進行いたします。

---

#### 開会・開議の宣告

○議長（辻 文男君） ただいまから令和3年第1回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時02分

---

#### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（辻 文男君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また、市長から報第1号、地方自治法180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

---

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

---

#### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 服部光由君、4番 豊澤正信君の両君を指名いたします。

---

#### 第2 会期の決定

○議長（辻 文男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月24日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は、本日から3月24日までの27日間と決定いたしました。

---

### 第3 令和3年度施政方針

○議長（辻 文男君） 日程第3、令和3年度施政方針について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第1回目の美濃市議会定例会の開催に当たり、令和3年度の市政運営に関する私の所信の一端を述べ、議員各位並びに市民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患されました方々、またその御家族、関係者の皆様へ、感染拡大により日常生活に多大な影響を受けている方々、心よりお見舞いを申し上げます。

また、患者さんを救うために力を尽くす医療従事者の皆様、感染拡大の防止に奔走されている保健所の皆様、細心の注意を払い高齢者と向き合う介護関係の皆様、全ての関係者の皆様に厚く感謝の意を申し上げます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れた一年でございました。4月に緊急事態宣言が発出され、イベントの自粛、小・中学校の休業、外出の自粛や飲食店等の休業などの要請をするとともに、マスクの着用、3密回避、ソーシャルディスタンスの確保など、新しい生活様式の徹底をお願いしてまいりました。

一方で、1人10万円給付の特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金事業など、または市の独自事業として、子育て世帯や高齢者、収入が減少した方などへの生活支援として、子育て世帯への応援金や給付金、高校生や大学生の下宿代などへの助成、小・中学生のための遠隔学習環境等を整備したほか、飲食業、観光業など新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けた事業者への支援としましては、従業員の賃金の助成、事業者への家賃助成、感染予防対策経費の助成、また宿泊、会食などの応援キャンペーン、プレミアム商品券の発行、キャッシュレスポイントの還元を実施するなど、生活支援と経済支援の両面から市民の皆様や事業者の方々に支援してまいりました。

まだまだ感染症の収束が見えてこないために、市民の皆様には、不要不急の外出、移動の自粛や飲食店の営業時間の時短要請など、生活や仕事に御負担や御苦勞をおかけしておりますが、御理解と御協力をいただいたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。今後も県をはじめ、関係機関と連携しながら、ワクチン接種などの感染症対策を行っていく所存でございますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年は、東京オリンピック、パラリンピックの開催が延期となり、市においても、

美濃まつりをはじめ、産業祭や健康フェア、美濃和紙あかりアート展など、主要事業が中止、あるいは縮小ということが余儀なくされました。しかしながら、市の老朽化施設を統合した新たな健康文化の拠点としての健康文化交流センターが竣工し、新大矢田トンネル、県道岐阜・美濃線の4車線化工事も順調に進んでおり、事業が少しずつ、着実に目に見える形で進んだ年でもございました。

そこで、令和2年度も残すところ1か月となりました。今年度は「未来につながる 美濃市づくり」として、3つの政策を柱としてまちづくりに取り組んでまいりました。

1つ目の柱である「元気を継続 健康増進」では、健康年齢向上の取組として、からだ改善プロジェクトを実施し、一人一人の健康状態を確認し、個々に即したアドバイスを行うことで健康意識の向上を図ってまいりました。

また、疾病の早期発見・早期治療への取組として、美濃病院健康管理センターを活用した人間ドック、がん検診などの健康診査を推進するとともに、特に国民健康保険事業では、人間ドックの助成制度を拡充したところ、対象者の15%ということで大変残念な結果となりましたけれども、これについては我々のPR不足ということが影響が大きいかなと思っております。今後はこういったことを多くの皆様に広く周知し、受診率の向上につなげてまいりたいと考えております。

さらに、65歳以上の方々を対象に市内各地で軽体操教室を開催したところ、5,700人以上の方に御参加をいただきまして、コロナ禍による運動不足を解消し、加齢に伴う脆弱な状態であるフレイル予防を図ることができました。

健康づくりや地域福祉、子育て支援等の拠点となる健康文化交流センターにつきましては、3月27日土曜日に一般内覧会を予定しておりますので、乳幼児から高齢者まで多世代にわたる市民の皆様が多様な利用と交流ができる、地域交流の拠点施設を御覧いただければと思っております。

なお、健康文化交流センターでは、4月のグランドオープンを計画しておりましたが、新型コロナウイルスのワクチンの接種会場に予定をしましたので、一般の方々への開放は少し先になりそうでございますので、御了承いただきますようお願いを申し上げます。

次に、2つ目の柱であります「魅力の発信 地域の活性化」では、コロナ禍でイベント等が中止や延期される中で、古民家ホテルの第2弾である旧須田万右衛門邸をリニューアルしたNIPPONIA美濃商家町YAMASITI棟が9月にオープンし、また10月には、道の駅にわか茶屋隣接地に宿泊に特化したホテル、マリオットホテルがオープンし、以前から進めてまいりました滞在型観光への幕開けといった年でもありました。

3つ目の柱である「安全・安心 生活基盤の充実」につきましては、防災力の向上と自分の命は自分で守ることを意識し、日頃の備えと効果的な訓練により地域の危機管理意識を高めていくことが重要であることから、現在、美濃市でも発生し得る大規模災害に対応した洪水、土砂災害などのハザードマップを作成しており、完成次第全世帯に配付するとともに、

各地域でハザードマップ説明会を開催することとしております。

また、子供の教育につきましては、新学習指導要領の完全実施に即し、児童・生徒の学力の向上と定着、教員の指導力と資質の向上を図るとともに、学校における高速大容量ネットワーク環境を整備したほか、児童・生徒一人一人が端末を持ち、活用できるように、1,526台のタブレットや、W i - F i 環境が整っていない家庭のためにW i - F i ルーター110台を整備するなど、I C Tを活用した学習活動の充実のためにI T環境の整備も行ってまいりました。

基盤整備につきましては、新大矢田トンネル工事や市道の道路改良事業、美濃橋の大規模改修のほか、橋梁長寿命化事業を実施してまいりました。美濃橋につきましては、3月9日火曜日に改修工事の竣工を記念して各年代の市民の皆様へに渡し初めをしていただこうと計画しております。そして、午後3時から一般の方も通行できるようになりますので、多くの方々に最古の近代つり橋を楽しんでいただけたらと思っております。

このように、少しずつではありますが、着実に市政運営を進められたことに対し、心から感謝を申し上げたいと思います。

大きく3つ目でございますけれども、第6次総合計画。

新年度は、市がさらに発展していくための羅針盤となる美濃市第6次総合計画がスタートします。この計画は、構想段階から多くの市民の皆様へに携わっていただきました。

まず、市の課題や必要な取組を明らかにしようと総合計画ワーキング・グループを市民公募により募りましたところ、子どもの教育・未来を考える会、市民の福祉を考える会、健康を考える会、農業・林業の未来を考える会、観光の活性化と文化を考える会、産業振興を考える会、快適な暮らしを考える会、安全・安心なまちづくりを考える会の8つのグループに67名の方々が参加をいただきました。

また、美濃中学校、昭和中学校の3年生の皆さんによる意見交換会の開催、市内在住の20歳以上を対象とした美濃市の住みやすさ、住居意向、今後のまちづくりに関する意見などを把握するためのアンケート調査、市外から見た美濃市の姿について、美濃特派員や美濃市に通学している武義高3年生を対象としたアンケート調査も実施してまいりました。さらに、市内で活動する団体、事業者などへの訪問インタビューや、統計データや近隣類似自治体との比較なども行い、これらの資料を基にして、各グループで美濃市の10年後、20年後の姿についてをテーマに、延べ42回にわたりグループワークを行っていただき、各分野における現状や重点課題、取り組むべきことを美濃市第6次総合計画提案書に取りまとめていただきました。市議会のほうでも7回の特別委員会を開催していただき、様々な御意見をいただいているところであります。今後、基本計画を総合計画審議会にて答申をいただき、3月下旬に計画を完成させたいと考えております。

この計画では、「市民と共に創るまち」を基本理念として掲げ、「健康でうるおいのあるまち」「子どもたちが誇りに思う輝くまち」「魅力と活力あるまち」「安全・安心なまち」の4つの基本目標、8つの政策に分類しております。また、各施策においては、施策の推進

に当たっての基本的な方針と具体的な取組内容や主な事業を示し、施策の推進状況を図る指標としてまちづくり指標を設定し、現在値と目標値を設定しているほか、その施策が持続可能な開発目標であるSDGsのどこに位置するののかということについても示しております。

このようにして生み出された第6次総合計画を指針として、10年後、20年後の美濃市を見据え、着実に事業を実施することで、市民の皆様が美濃市の将来に希望を持っていただき、自己の夢をかなえることができるような未来志向のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

そこで本題でありますけれども、令和3年度の予算についてであります。まず国の予算であります。

令和3年度の国の予算編成は、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進するとしており、一般会計予算は過去最大の106兆6,097億円と、対前年度比5兆7,306億円の増、5.7%の増であります。3年連続で100兆円の台を超え、9年連続で過去最大を更新しております。

なお、国では、第3次補正予算として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など、安全・安心の確保のために15兆4,271億円の予算化を図るとともに、切れ目なく歳出需要に対応するため、令和3年度予算と合わせて15か月予算としているところでございます。

新年度予算では、新型コロナウイルス感染症への対応を引き続き推進しつつ、職員の処遇改善にも配慮した介護報酬の改定、障がい福祉サービス等の報酬改定の実施に必要な経費を確保しつつ、毎年薬価改定の実現により、実勢価格の下落を反映して国民負担を軽減し、社会保障関係経費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めることとしています。

また、教育のデジタル化の観点から、デジタル教科書の普及、オンライン学習システムの全国展開、小学校の35人以下学級を実現するとしています。

活力ある地方づくりでは、移住支援事業を拡充するとともに、企業・自治体のマッチング支援により地方への人や仕事の流れを拡大するとともに、全国的に税収減が見込まれるため、地方交付税交付金の一般財源総額を適切に確保することとしています。

一方、県の予算につきましては、一般会計の当初予算は8,704億円で、対前年度比3.4%の増となっております。県政運営の指針となる「清流の国ぎふ」創生総合戦略の3年目となる令和3年度は、引き続き総合戦略に掲げる3つの柱に基づき、取組を進めることとしています。中でも、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や医療・福祉提供体制の確保に加え、アフターコロナを見据えた岐阜県をつくるとして、経済や観光支援、新たな日常への対応などの感染症対策に333億円を計上しています。

美濃市に関する予算としましては、新大矢田トンネルなど道路のインフラ整備、子育て環境、社会保障制度の充実、本美濃紙関連や森林文化アカデミー創立20周年記念イベントなどの予算が多く盛り込まれております。

一方で、市の予算編成となります令和3年度の地方財政計画通常収支分の規模は89兆8,060億円と、対前年度比では1.0%の減となっております。地方税収は7.0%の減の38兆802億円、地方交付税につきましては5.1%増の17兆4,385億円に対し、赤字地方債である臨時財政対策債は74.5%増の5兆4,796億円で、一般財源総額全体としては0.5%減の63兆1,432億円となっております。

歳出では、地域社会のデジタル化を集中的に推進するために地域デジタル化社会推進費を新設し、2,000億円、まち・ひと・しごと創生事業費としては、引き続き1兆円が計上されており、一般歳出の総額では1.0%の減額とされております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、社会保障関係費や防災・減災対策費の増加など、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされることとなります。

美濃市の財政状況について御説明を申し上げます。

令和元年度の決算におけます財政の健全化を示す健全化判断比率は、行政改革や市債の発行抑制などの財政運営により、実質公債費比率は10.4%から9.9%へと前年に比べ0.5ポイントの改善、将来負担比率は23.7%と前年度に比べ3.8ポイントの改善、いずれの数値も国が示す早期健全化の判断基準比率を大幅にクリアしておりますけれども、県内他市との比較をしますと高い水準にございます。引き続き歳入と歳出を注視しながら、将来、過度の負担とならないよう進めてまいります。

財政の弾力性を示す経常収支比率は92.0%から91.1%となり、0.9ポイント改善されましたが、今後は経常的経費の増加や公債費の増加も見込まれ、経常収支比率の上昇が想定される場所です。また、自治体の財政力を示す財政力指数は0.553と低い状況にあります。自主財源の確保が大きな課題でもあります。

令和2年度の決算見込みはまだこれからでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって、市税収入が対前年度では約2億円の減となる見込みであることや、感染症対策などにより財政調整基金を2億8,000万円ほど取り崩すなど、非常に厳しい状況が想定されます。

こうした状況の中で令和3年度の当初予算を策定してきたわけでございますけれども、当初予算の規模は、一般会計が95億200万円、特別会計が64億1,000万円、企業会計が38億9,100万円でございます。トータルで198億300万円余りとなりました。対前年度比では、一般会計が11.9%の減、特別会計は0.9%の減、企業会計は増減なしと、全体では6.4%の減となりました。特に、一般会計予算が大幅に減額したことにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税は2億6,000万円の減額を見込んでおることや、健康文化交流センター建設事業や美濃橋修復事業の完了により土木費が13億円減少したことによるものでございます。今年度につきましては、「入るを量りて出ざるを為す」との基本原則の下で、大幅な減額を余儀なくされたものであります。

歳出種別ごとに一般会計予算を令和2年度予算と比較してみますと、総務費は、選挙費の

増などにより2%の増となり、また民生費は、健康文化交流センターの施設管理費等により1.6%の増、衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業により16.7%の増となっている一方で、土木費は、先ほど申し上げましたが、健康文化交流センターの建設や美濃橋の修復事業が完了したことにより45.7%の減となっています。また、新給食センターの建設につきましては、当初は3年度予算ということで計画をしておりましたが、国の補助金の関係で、国の今年度の補正予算を対応させていただいたことによりまして、市としましては、令和2年度の補正予算に前倒しをして5億500万円の建設費を計上しております。

特別会計全体では、対前年度比で0.9%減となっておりますが、下水道特別会計が施設改修経費や公債費の償還などにより7.9%の増、企業会計全体の対前年度比の増減はありませんが、美濃病院事業会計は、空調設備の更新により2.6%の増、上水道事業が中央監視装置更新工事の完了によりまして12.0%減ということで、トータルとして増減なしとなっております。

コロナ禍の中、厳しい財政状況ではありますが、優先順位づけによる施策と事業の選択の観点に立ち、地方創生の下、地域の特性を生かした魅力ある施策の展開、子育て支援による人口減少対策や産業活性化による地域経済の進展、市民の安全・安心の確保に向け、魅力ある施策と将来のまちづくりにつながる事業を展開し、「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち 美濃市」の実現を目指した未来につながる美濃市づくり予算としたところでございます。

特に主な事業について御説明します。

令和3年度の主な施策につきましては、4つの基本目標に沿って計画をしておりますので、御説明させていただきます。

最初に、「健康でうるおいのあるまち」としましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、感染症対策が新年度においても大きな課題となってくると考えております。新型コロナワクチンの接種については、3月から医療従事者に対する接種、その後高齢者に対する接種、そして市民の皆さんというふうになっていくことに準備をしておりますけれども、昨今のマスクミ、あるいは厚生省の発表、国の発表によりますと、ワクチンの量の確保が非常に困難となっているような状況もございまして、今のところ美濃市でいつからということにつきましては、全く未定でございます。最初に入ってくるのが1,000人分ということですので、美濃市には来ないのではないかと思っておりますけれども、市としましては、国に対して早期のワクチンの全量の配付について要望をしまいたいと思っております。ワクチンの接種の予約や接種方法が決まりましたら、順次市民の皆様には御連絡をいたしますので、御理解と御協力を賜りたいと考えております。

その中で、「健康でうるおいのあるまち」の推進施策としましては、疾病の早期発見・早期治療を目的とし、引き続き美濃病院による健康管理センターを活用した人間ドック、がん検診などの健康診査の推進と、検査結果に基づく個別指導の強化を図り、さらなる健康寿命の延伸を図ってまいりたいと考えております。また、美濃病院の人間ドックの件数は、毎年

110%の伸びを見せておりますが、令和2年度では1万6,500人の方々が受診される見込みでございます。

また、生活習慣病の悪化における糖尿病性腎症などが増加傾向にあるため、重症化を防ぐために県下で取り組んでおります糖尿病性腎症重症化予防プログラムを推進してまいります。

4月にグランドオープンします健康文化交流センターでは、クッキングスタジオ等を有効活用して、料理教室や食に関する講座を開催し、食事に対しての意識の向上と行動変容を促すことで、課題である高血圧、糖尿病の減少ということで、健康年齢の向上につなげてまいりたいと考えております。

なお、先ほども言いましたように、一般の開放は少し遅れますけれども、保健センターは活用できますので、御理解いただければと思っております。

国民健康保険では、昨年に引き続き50歳、55歳、60歳、63歳、66歳、69歳、72歳の約900名の方を対象としまして人間ドック受診費用の2万円を助成して、個人負担は5,000円でございますが、予算化を決めておりますので、対象の方々はぜひ人間ドックの受診をお願いしたいと思っております。これにつきましては、制度の内容を積極的にPRすることによりまして受診率を向上させ、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいりたいと考えております。また、フレイル予防等々の防止につきましては、健康講座や運動教室を開催し、健康への意識の高揚を図ってまいります。

今年は、60歳以上の方を中心としたスポーツ・文化の祭典、ねんりんピック岐阜2021が開催される予定でございます。美濃市では、10月31日曜日に市内の名所をチェックポイントとして巡るウォークラリーを開催する予定でございます。会場内では、体力測定、健康相談など健康づくり教室も開きますので、多くの方々に参加をいただき、スポーツの楽しさ、運動の楽しさを実感いただければと考えております。こうした機会を通じてスポーツへの関心をより一層高め、子供からお年寄りまで全ての方がスポーツを通じて健康づくりに取り組めるよう、スポーツ教室、レクリエーション大会を開催してまいりたいと考えております。

また、縁側コミュニティ事業では、身近な地域の人々が気軽に集い、お茶をしながらいろいろな話ができるような場所を市内10か所で延べ1,200日開き、生きがいを手助けしてまいります。また、75歳以上を対象としたわくわく長寿教室では、運動教室や栄養・口腔機能向上教室を開催し、健康増進を促してまいります。

助成事業としましては、新規事業として、がん患者の治療と就労、社会参加等を支援するために医療用ウィッグなどの補装具の購入に対する助成を開始します。また、白血病など、正常な造血が行われなくなった患者さんへの骨髄移植に協力いただける方々やその事業所への助成制度や不妊治療費助成事業のほか、高齢者の支援として紙おむつの購入費助成、見守りを兼ねた食事の給食サービス、軽度の生活援助や外出支援サービスなどを引き続き行ってまいります。さらに、不妊治療につきましては、従来は女性の方だけということでしたが、来年度からは男性の不妊治療にも同様の支援をすることとしております。

2つ目の目標であります「子どもたちが誇りに思う輝くまち」につきましては、基本目標

の2つ目でありますけれども、すべての子供が豊かに育まれるまちづくりを目指して、母子保健事業の推進を進めるために、新規事業といたしまして、電子母子手帳機能を活用した成長ログサービスの導入をいたします。これにより、子供の健康や成長・発達状態をスマートフォンなどで記録・管理することができるようになります。

また、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、相談の受付や子育てサービスについて情報提供を行うとともに、関係機関との連携、連絡調整を図り、切れ目のない支援をワンストップで行ってまいります。

また、木と触れ合うということで、子供の感性豊かな心の発達を促す木育の推進や木のおもちゃをプレゼントするウッドスタート事業のほか、絵本を通して赤ちゃんとの言葉を育むはじめまして絵本講座を開催するなど、子供の健やかな成長を育んでまいります。

幼児については、3歳から5歳までと住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児までの幼児教育・保育料の無償化を実施しておりますけれども、これに伴い、実質負担となる給食費についても、一部の費用について助成をしていくこととしております。

小・中学校につきましては、GIGAスクール構想において、学校における高速大容量ネットワーク環境を整備し、児童・生徒一人一人が端末を持ち、活用できる環境を実現するとともに、新たに校内LANを整備しました。これに併せまして、新規事業として、ICT支援員を配置することといたしました。これは、ICT教育機器環境を効果的に活用し、分かりやすく深まる授業の実現並びに情報活用能力の育成を図るために、教職員に専門的な支援を行ったり、児童・生徒への操作補助を行ったりするものです。これにより、新年度からは視覚や聴覚に訴えかける臨場感ある学びを実現できるほか、コロナ禍による休業時などでも自宅にいながら遠隔により授業を受けることができるようになってまいります。

いじめや不登校、事故、教員の指導に対する相談など、学校で発生する様々な問題については、法的根拠をもって早期に対応し、解決を図ることや、適切な知識の習得などを目的にスクールロイヤーを配置しております。また、いじめの未然防止や対策について協議するいじめ問題対策連絡協議会を設置しており、関係機関と連携を密にして、いじめ問題を克服してまいります。

また、建設から40年以上が経過した学校給食センターは老朽化が著しく、学校給食の安定した提供が困難になりつつあることから、安全・安心な給食を安定的に提供するため、新たな学校給食センターを前野の県産業技術センター跡地に建設いたします。供用開始は、令和4年度の秋というふうに考えております。

3つ目の目標であります「魅力と活力のあるまち」の柱につきましては、文化が息づく観光まちづくりにつきまして、美濃市には、3つの世界遺産やうだつの上がる町並み、美濃橋、大矢田神社、洲原神社などの文化遺産、清流長良川、板取川、片知溪谷、瓢ヶ岳、小倉山など、すばらしい文化財や自然が継承されています。これらの美濃市の印象を特徴づける自然や文化等の多様な観光資源を生かし、経済波及効果が高く、多くの人を楽しめる滞在・体験型の観光地づくりを推進してまいります。

また、長良川流域4市でつくる観光協議会や岐阜県、福井県にまたがる越前美濃街道広域観光協議会で進める広域周遊観光を促進するために、観光事業者や宿泊事業者と連携して周遊ルートの作成やインバウンド事業を実施してまいります。さらに、世界遺産に認定された清流長良川の鮎、曾代用水を活用したアユすくい大会やアユの塩焼き体験、11月27日の美濃和紙の日を記念したイベントなど、世界遺産推進事業を引き続き実施してまいります。

平成28年度から進めてまいりました国の重要無形文化財、美濃橋の修復事業が完了しました。現存する最古の近代つり橋を多くの観光客の皆様へ、来て、見て、渡っていただけたらと思います。

また、うだつの上がる町並み周辺には、旧松久邸や旧須田万右衛門邸などの古民家を改修したホテルや道の駅美濃にわか茶屋内のホテルなど、シニア層や訪日旅行客をターゲットとした宿泊施設がオープンしたところが起爆剤となり、市内に滞在する観光客が増加し、にぎわいの拠点となることを期待しております。

1,300年の歴史を誇る美濃手すき和紙は、東京オリンピック・パラリンピックの表彰状に採用された機会を捉え、美濃和紙を世界にPRするとともに、国内外での展示会やテストマーケティング等を積極的に展開し、販路開拓、需要拡大を図ってまいります。昨日、オリンピック・パラリンピック表彰状が美濃市から印刷業者のほうに出荷されました。非公開ということでしたのでお知らせをしませんでしたが、なぜか新聞のほうでは出していただきまして、よかったなあと思っておりますが、やっと一歩進めたのかなと思っております。

また、県としましては、美濃和紙ブランドの新ブランドとして立ち上げましたMブランド商品を東京で開催されるギフトショーや美濃和紙フェア、小津和紙東京展などに出展し、美濃和紙文化の発信と紙産業の振興を図ってまいります。

また、本年、オリンピック・パラリンピックの開催に併せまして、スポーツだけではなく、文化芸術や地域活動を通してオリンピック・パラリンピックを盛り上げていく東京2020文化プログラムが実施されます。本市もこの取組に参加し、国内外のアーティストによる美濃和紙を用いた作品のほか、美濃和紙ちぎり絵作品や伝統工芸品などを展示する美濃紙国際交流展「ここにはある」を東京と美濃市で開催をすることとしています。東京では、港区赤坂の豊川稲荷東京別院で7月23日から29日まで、美濃和紙の里会館では、9月8日から10月18日まで、美濃市内で活動する和紙グループや22か国42名のアーティストによる美濃和紙を使った作品展を開催し、日本を訪れる観光客の積極的な誘客と、美濃和紙の魅力を世界に発信してまいりたいと考えております。

また、本美濃紙保存会をはじめとする全国の16の団体が加盟する全国重要無形文化財保持団体協議会の総会、意見交換会、視察研修会が本市で開催されます。日にちは、10月の14、15であります。また、秀作展につきましては、10月14日から24日、11日間にわたりまして、これは、岐阜市のメディアコスモスを会場として開催をすることとしております。こうした機会も捉えまして、本美濃紙を全国にPRするなど、技術の保存・伝承を支援してまいりま

す。

また、魅力のあるまちづくりを進めるためには、魅力のある働き場所を確保する必要があります。当市の中心産業である金属産業、プラスチック産業、製紙業などの産業振興について、美濃商工会議所、県、関係団体と連携して進めるとともに、優良企業の誘致も積極的に推進してまいります。

また、美濃市の約8割を占める森林を整備するため、森林環境譲与税を活用し、現状調査と森林情報のデジタル化事業を実施してまいりました。新年度は、神洞、片知地区において境界の確認と所有者の意向調査を行い、荒廃した森林の解消に向け取り組んでまいることとしています。

次に、4つ目の基本目標であります「安全・安心なまち」につきましては、うるおいのある便利で快適なまちづくりの推進としまして、まずは市民の皆様の生活に欠かすことができない社会基盤整備を進めてまいります。岐阜・美濃線の4車線化や新大矢田トンネル工事の早期完成、谷戸橋や白糸橋などの長寿命化修繕を行います。

宅地の安全性、快適性、利便性を向上させ、土地利用の増進を図るためには、生櫛、大矢田、極楽寺の区画整理事業の推進をしてまいります。

上水道事業につきましては、市民に安全で安定した生活用水を供給し、上水道事業の経営の安定化を図るために、水道事業ビジョン及び水道事業経営戦略に基づき、計画的に事業の推進を図ってまいります。公共下水道事業、農業集落排水事業につきましても、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を確保するため、適正な管理に努めてまいります。

また、都会から地方へ生活拠点を移し、特産品の開発、販売のほか、移住・定住事業や住民の生活支援など、地域資源を活用しての地域おこしを支援いただく地域おこし協力隊員を募集し、活用してまいりたいと考えております。地域に根づいた活動を展開していただき、また市民の活性化も図ってまいりたいと考えております。

また、移住・定住の推進につきましては、NPO法人美濃のすまいづくりと連携した定住相談事業を現在進めておりますけれども、また東京にありますふるさと回帰支援センターと岐阜県と連携し、首都圏で開催される相談会やセミナーなどにも参加をし、美濃市の魅力を全国に発信してまいりたいと考えております。

また、引き続き新婚世帯に対する家賃助成や市外から美濃市に移住する子育て世帯の空き家改修費助成など、若い世代への支援も図ってまいります。優良住宅地を造成する場合の費用助成、その土地に市外から転入者が住む場合の仲介奨励金の交付、市内の空き店舗を買い取って活用する場合の改修費の助成も引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、市内において周辺の住環境を悪化させている老朽化した空き家等が年々増加しています。市民の安全・安心の確保と良好な景観の維持を図るため、空き家等を除却する場合の費用を助成し、住環境の改善にも努めてまいりたいと考えております。

さらに、交通弱者対策としましては、現行の公共交通移動手段である自主運行バス牧谷線、路線バス、高速バス、長良川鉄道を継続するとともに、乗り合わせタクシー「のり愛くん」

の利便性の向上を図るため、引き続き調査・研究をまいります。

また、地域住民が自ら企画立案し、地域の活性化につながるための地域の絆づくり事業を支援し、地域の交流を深め、豊かで活力に満ちた地域づくりも併せて推進をまいります。

「安全・安心なまち」の柱であるみんなで作る安全・安心なまちづくりにおいては、自分の命は自分で守るということを意識し、日頃の備えと効果的な訓練により地域の防災力を高めていくことが重要であると考えております。各地域におきましては、自主防災組織を中心にそれぞれの地域の危険な場所や避難経路、避難場所の把握と、より実践的な防災訓練を実施していただくということで、災害への備えと防災意識の高揚を図ってまいります。

市においては、災害の発生に備え、地域防災計画に基づき、必要な飲料水、食料、資機材の備蓄をするとともに、防災情報を確実に住民に伝達するため、防災行政無線の適正な維持と管理、防災メール、防災ラジオ、防災アプリ等の活用を促進してまいります。また、市の防災訓練につきましては、かねてから課題となっておりましたけれども、猛暑による参加者の熱中症を予防するために開催時期を11月に変更することとしております。より多くの皆様に御参加をいただき、防災意識の高揚につなげていけたらなあと思っています。

また、地域防災の要となる消防団員につきましては、火災のみならず、地震、大雨など災害時の応急対応や住民に対する情報の伝達、被害情報の収集など、その果たす役割は非常に大きなものがあります。災害が発生した場合に迅速な活動ができるよう、日頃の教育・訓練を通して消防力の強化を図るとともに、災害時に消防団活動に専念できるよう、企業との連携や組織の見直しを行い、団員確保に努めてまいります。

なお、新年度には、消防団員の報酬を年額3,000円増額し2万1,000円に、出動手当を1回当たり1,000円引き上げ2,000円とすることとしております。

また、近年の異常気象による災害に備えるため、洪水と土砂災害については、想定し得る最大限の規模の災害に対応したハザードマップを現在作成しております。市内全世帯に配付して早めの避難行動につなげるとともに、全世帯を対象とした災害に対する説明会をできるだけ多くの地区で開催をしたいと思っております。できれば各世帯1人は参加いただけると大変ありがたいと思っております。また、指定避難所につきましては、このハザードマップを基本として大幅に改正しておりますので、そして、さらには新型コロナウイルス感染症対策として、市内のホテル、あるいは宿泊施設を活用した避難スペースの確保にも努めているところでございます。

近年、台風や大雪などにより、倒木による停電や道路の寸断、集落の孤立などの被害が発生しています。こうした状況を踏まえ、倒木によるライフプランの被害を防止するために、令和2年度につきましては、市道谷戸・板山線と林道中美濃線沿いの3キロにわたりまして立木の伐採を行いました。新年度には、乙狩、神洞、半道地区の総延長3キロの伐採を計画しております。このようにハード・ソフト面の両面から地域防災力の強化に取り組み、安全で安心なまちの実現に向けて取り組んでまいります。

また、行政サービスにつきましては、新規事業としまして、インターネットSNSサービ

スであるLINEに公式アカウントを開設し、LINEによるイベントの開催や各種補助制度などの情報を発信します。また、引っ越しの手続、子育てについて、印鑑証明などの行政サービスに関する質問をAIが回答するAIチャットボットも導入し、LINEや市のホームページと連動させることで手続のデジタル化も進めてまいります。

このほかにも、軽自動車に関する手続をデジタル化することで車検時の納税証明書の提示をなくすなど、市役所の各種手続のオンライン化も今後推進してまいります。こうしたことで、市民の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

加えまして、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている飲食店、観光業などの支援につきましては、国・県の動向を見ながら、適時、適切な時期に対策を講じてまいりたいと考えております。

終わりに当たりまして、新年度を迎えるに当たり、市政運営に関する基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げたところでございますけれども、今までもいろいろな事業に取り組んでまいりました。議員各位をはじめ、市民の皆様の御支援と御協力により着実な市政運営ができましたことに改めて心から感謝を申し上げますとともに、引き続き御支援を賜りますようお願いを申し上げ、令和3年度の施政方針といたします。

なお、今議会に提出いたしました案件は、専決処分の承認が1件、当初予算8件、補正予算8件、条例制定2件、条例改正8件、その他12件、人事案件1件の合計40件であります。上程させていただきました各議案につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。今議会に提出した案件は、いずれも将来の美濃市の安全・安心、地域の活性化など、現状への課題への取組、あるいは将来にとりまして重要なものばかりでございます。議員の皆様には慎重に御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

---

再開 午前11時01分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 第4 承第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 日程第4、承第1号について議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

承第1号について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第1号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の4ページをお開きください。

専第2号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第10号）につきましては、地方自治法第

179条第1項の規定により、本年2月12日付をもちまして専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

この補正は、新型コロナウイルスワクチン接種の準備に早急に着手する必要があったため、補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、補正後の予算総額を140億4,670万3,000円にしたものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算の金額は、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入も併せて御説明を申し上げます。

歳出の4款 衛生費は400万円を追加し、8億9,032万3,000円としたもので、新型コロナウイルスワクチン接種事業の予診票、チラシ等の印刷製本費、コールセンター設置等委託料等の補正を行ったものでございます。財源は、全て国庫支出金でございます。

7ページ以降の説明は省略させていただきますので、以上で承第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（辻 文男君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時06分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

承第1号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第1号は、これを承認することに決定いたしました。

---

第5 議第1号から第25 議第21号まで及び第27 議第23号から第42 議第38号まで  
（提案説明）

○議長（辻 文男君） 日程第5、議第1号から日程第25、議第21号まで及び日程第27、議第23号から日程第42、議第38号までの37案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第1号について、副市長 堀部勉君。

○副市長（堀部 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第1号 令和3年度美濃市一般会計予算について御説明申し上げます。

先ほど、市長が施政方針を申し上げましたが、それに基づいた予算編成といたしまして、6次総における「市民と共に創るまち」を基本理念に、将来都市像「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」の実現に向け、1点目、真に必要な事業を推進するために、事業の優先順位の洗い直しと、事業の選択と集中による予算のさらなる重点化、2点目、総合計画基本計画の推進と、市民協働による健康で潤いのあるまちづくり、3点目、行財政改革の推進と持続可能な財政運営を予算編成の基本方針とした予算案としております。

それでは、予算の内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、令和3年度美濃市予算書の1ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を95億200万円と定めるものであります。

第2条は、債務負担行為に必要な事項を定めるものであります。

第3条は、地方債の起債に必要な事項を定めるものであります。

第4条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算流用の特例で、給料、職員手当及び共済費の予算に過不足を生じた場合に、同一款内での各項の間の流用を認めるものであります。

次に、2ページをお開きください。

第1表は、歳入歳出予算を款項の区分を金額ごとに定めたもので、後ほど内容と併せて御説明申し上げますので、次に9ページをお開きください。

第2表に、債務負担行為でございますが、自主運行バス運行事業から6項目について、その期間と限度額を定めるものであります。

次に、10ページを御覧ください。

第3表は、地方債の目的及び限度額を定めるもので、社会資本道路整備事業から5件で地方債を起し、限度額の合計を6億4,320万とするものであります。

次に、赤スタンプ5番の令和3年度美濃市一般会計当初予算説明資料により、歳入歳出の予算の内容を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

この表は、歳入の当初予算比較表でございます。

各款ごとに主要な歳入についての御説明を申し上げます。

最初に、第1款 市税は26億5,863万6,000円、構成比28.0%、前年度対比2億6,242万3,000円、9.0%の減となりました。これは、主に新型コロナウイルス感染症の影響による個人及び法人市民税、固定資産税、都市計画税の減を見込んだことによるものです。参考ではございますが、平成20年度のリーマンショック時には、経済の冷え込み等により、市税は2年間で総額4億円の減収となりました。これを上回る減収を見込んでおります。

第7款 地方消費税交付金は4億3,000万、構成比4.5%、前年度と同額であります。国の地方財政計画等を勘案して計上いたしました。

次に、第10款 地方特例交付金は8,200万円、構成比0.9%、前年度対比7,300万円、811.1%の増となりました。これは、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金の増によるものでございます。

第11款 地方交付税は25億2,000万円を計上し、構成比26.5%、前年度と同額であります。

次に、第15款 国庫支出金は12億3,063万6,000円、構成比13.0%、前年度対比4,406万5,000円、3.5%の減となりました。これは、事業が完了しました美濃橋修復事業に対する補助金などの減によるものです。

第16款 県支出金は6億9,623万6,000円、構成比7.3%、前年度対比2,211万8,000円、3.1%の減となりました。国勢調査に対する委託金などの減によるものです。

次に、第19款 繰入金は4億7,341万円、構成比5.0%、前年度対比は7億1,085万8,000円、60.0%の減となりました。これは、市民わくわくふれあい施設整備基金からの繰入金5億9,000万などの減によるものです。

第22款 市債は6億4,320万、構成比6.8%、前年度対比3億2,720万、33.7%の減となりました。これは、健康文化交流センター建設に伴う都市計画事業債の減によるものです。内容については、先ほど説明いたしました予算書10ページの第3表に記入のとおりでございます。

次に、2ページの歳出について御説明申し上げます。

まず第1款 議会費は1億1,954万円、構成比1.3%、前年度対比1,343万円、10.1%の減で、職員の異動に伴う人件費の減です。

第2款 総務費は10億6,229万2,000円で、構成比11.2%、前年度対比は2,126万5,000円、2.0%の増で、主な要因は、衆議院議員総選挙及び市長選挙の執行経費、長良川鉄道の設備

整備補助経費の増によるものです。

その他の事業といたしまして、自主運行バス運行事業補助経費、乗り合わせタクシー運行経費、地域おこし協力隊の活動事業などです。

第3款 民生費30億5,394万円で、構成比32.1%、前年度対比4,898万4,000円、1.6%の増で、主な要因は、健康文化交流センター指定管理経費の増によるものです。

その他の主な事業といたしましては、福祉医療助成事業、障害者自立支援費、児童手当給付経費や介護・後期高齢者特別会計への繰出金などです。

第4款 衛生費は9億2,024万7,000円で、構成比9.7%、前年度対比1億3,137万2,000円、16.7%の増で、主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増によるものです。

その他主な事業といたしましては、予防接種事業、健康年齢向上事業、病院事業会計及び上水道事業会計への負担金等でございます。あと、中濃広域行政事務組合負担経費もでございます。

第5款 労働費は570万で、構成比0.1%、前年度対比126万円、18.1%の減で、主な要因は、勤労者生活資金融資預託金などの減によるものでございます。

第6款 農林水産業費は3億8,513万8,000円で、構成比4.0%、前年度対比449万6,000円、1.2%の増で、主な事業は、以安寺山の整備事業、森林経営管理事業、ライフラインの保全対策事業、農業集落排水事業特別会計への繰出金などです。

第7款 商工費は3億1,469万6,000円で、構成比3.3%、前年度対比1,210万円、3.7%の減で、主な要因は、美濃市駅前周辺整備事業の減などによるものです。

主な事業といたしましては、産業祭補助経費、商工会議所や観光協会への補助金、本美濃紙無形文化遺産伝承補助経費、世界遺産推進事業などです。

第8款 土木費は15億4,664万7,000円で、構成比16.3%、前年度対比13億358万円、45.7%の大幅な減で、主な要因は、健康文化交流センター建設事業、美濃橋修復事業の減によるものです。

主な事業といたしましては、道路新設改良費、橋梁長寿命化修繕事業、土地区画整理事業、都市公園安全安心対策事業、下水道特別会計繰出金などです。

第9款 消防費は4億5,674万3,000円、構成比4.8%、前年度対比1,426万9,000円、3.0%の減で、主な要因は、防災無線維持管理経費、耐震性貯水槽整備事業の減によるものです。

主な事業といたしましては、中濃消防組合負担経費、消防団員報酬経費、防災ラジオ関係経費、自主防災組織育成事業、消防ポンプ自動車更新事業などです。

第10款 教育費は9億4,578万6,000円で、構成比10.0%、前年度対比1億3,842万9,000円、12.8%の減で、主な要因は、幼稚園施設等利用給付経費、学校給食センター設計業務委託料などの減によるものです。

なお、学校給食センターの建設事業費5億511万9,000円は、当初の予算で計上を予定しておりましたが、国の補正予算を活用して事業を実施することで財源措置が有利となることから、令和2年度の3月補正を要求しております。このため、当初予算が95億200万となりま

した。

主な事業は、小中学校少人数指導等教育推進経費、小中学校教育用コンピューター関係経費、文化会館指定管理経費、東京2020参画プログラム開催経費などです。

第11款 災害復旧費は103万円で、前年度と同額でございます。

第12款 公債費は6億6,974万1,000円で、構成比7.0%、前年度対比904万9,000円、1.3%の減となりました。

第13款 諸支出金は50万円で、前年度と同額でございます。

第14款 予備費は2,000万円で、前年度と同額でございます。

以上、歳入歳出の合計は95億200万円で、前年度対比12億8,600万円、11.9%の減となります。

次に、3ページをお開きください。

この表は、歳出予算を性質別に分類したものであります。

主な内容でございますが、1の人件費は15億7,758万円で、前年度対比2.1%の減です。

4の扶助費は18億81万2,000円で、前年度対比0.4%の増です。

5の補助費等は12億4,188万7,000円で、前年度対比1.4%の増です。

6の普通建設事業費は8億3,407万6,000円で、前年度対比63.3%の減です。これは、健康文化交流センター建設事業、美濃橋修復事業などの減によるものです。

8の公債費は6億6,969万3,000円で、前年度対比1.3%の減です。

12の繰出金は、特別会計に対する繰出金で、16億3,985万1,000円、前年度対比1.2%の増、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出金の減、下水道特別会計への繰出金の増によるものです。

次に、4ページを御覧ください。

この表は、予算の財源を一般財源と特定財源、自主財源と依存財源に分けて前年度と比較したものです。

一般財源は66億8,819万4,000円で、構成比は70.4%、伸び率は、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の落ち込みなどによりマイナス1.7%となり、特定財源は28億1,380万6,000円で、構成比は29.6%、伸び率は、健康文化交流センター建設事業完了による市債及び基金繰入金の減などによりマイナス29.3%となっております。

なお、自主財源は、款の番号に丸印が表記されているものの合計で、37億7,155万円、構成比は39.7%、伸び率はマイナス20.3%となり、依存財源は、款番号が丸印でないものの合計で、57億3,045万円、構成比は60.3%、伸び率はマイナス5.4%となっております。

以上で、議第1号 令和3年度美濃市一般会計予算の説明は終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、議第2号、議第5号、議第6号、議第10号、議第13号、議第14号、議第19号、議第20号、議第21号、議第23号、議第24号、議第29号、議第30号の13案件について、民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 皆さん、こんにちは。

それでは、民生部関係の議案説明をさせていただきます。

初めに、議第2号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の159ページをお開きください。

美濃市における国保の加入状況は、令和3年1月末現在で、世帯数が2,898世帯、前年の同時期より15世帯増加しておりますが、被保険者数は4,735人で66人の減少となり、依然加入者は減少傾向にあります。

令和3年度の予算編成に当たりまして、県が示す納付金算定額と本市における医療給付費の推定を基に総額を算定しております。

それでは、予算の概要について御説明いたします。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,716万4,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について、保険給付費にあっては、款の中で流用できるものと定めるものでございます。

次に、163ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明いたします。

1款 国民健康保険税4億7,001万9,000円は、一般被保険者の現年度及び過年度の保険税と退職被保険者等の過年度の保険税でございます。

2款 使用料及び手数料30万円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 県支出金18億5,349万7,000円は、保険給付費等交付金と国庫負担金減額措置対策費補助金でございます。

4款 財産収入50万7,000円は、財政調整基金利子でございます。

5款 繰入金2億2,971万6,000円は、一般会計と基金からの法定内繰入金となります。

6款 繰越金1,000万円は、前年度からの繰越金、7款 諸収入312万5,000円は、交通事故などによる第三者納付金等でございます。

次に、164ページをお開きください。

歳出の1款 総務費4,598万円は、主に職員人件費などの一般管理費と賦課徴税费、特別事業費、国保運営協議会費等でございます。

2款 保険給付費18億2,736万6,000円は、療養諸費、高額、移送費、出産及び葬祭諸費等でございます。

3款 国民健康保険事業費納付金6億4,000万円は、県への保険税等の納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分等でございます。

4款 保健事業費3,845万8,000円は、特定健康診査等事業、人間ドック助成事業と健康づ

くりなどでございます。

5款 基金積立金51万円は、財政調整基金への積立金、6款 公債費74万円は、一時借入れが生じた場合の借入利子でございます。

7款 諸支出金411万円は、保険税の還付金等に充てるもので、8款 予備費は1,000万円を計上しております。

以上で、歳入歳出合計はそれぞれ25億6,716万4,000円でございます。

165ページ以降の説明は省略させていただきます、議第2号の説明を終わります。

次に、議第5号 令和3年度美濃市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の231ページをお開きください。

初めに、介護保険の現状ですが、人口の高齢化に伴い、要介護認定者数も年々増加しており、本年2月1日現在の第1号被保険者は7,264人で、うち要介護認定者数は1,139人、占める割合は15.7%、昨年同時期と比べると0.1%と僅かですが増えております。こうした状況を勘案し、令和3年度予算に当たり、介護予防事業の充実や認知症高齢者の見守り支援を行うとともに、制度の適正な運営に努め、前年度の実績とサービスの見込み量に基づきまして予算を編成したところでございます。

それでは、予算の概要について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ20億7,168万7,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。

それでは、235ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 保険料4億5,289万2,000円は、65歳以上の第1号被保険者の現年度、過年度の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料4万4,000円は、督促手数料、3款 国庫支出金4億7,868万2,000円は、介護給付費の負担金等でございます。

4款 支払基金交付金5億3,406万円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金でございます。

5款 県支出金3億114万7,000円は、介護給付費交付金等でございます。

6款 財産収入20万7,000円は、基金利子、7款 繰入金3億363万円は、介護給付費、事務費、低所得者保険料軽減に係る一般会計からの繰入金などでございます。

8款 繰越金100万円は、前年度からの繰越金、9款 諸収入2万5,000円は、延滞金等でございます。

236ページをお開きください。

[発言する者あり]

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 失礼いたしました。

それでは、236ページをお開きください。

歳出、1款 総務費3,230万1,000円は、人件費等の一般管理費と国保連合会負担金、介護認定事業費等でございます。

2款 保険給付費19億3,060万円は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等、高額サービス、特定入所者介護サービスなどでございます。

3款 地域支援事業費1億737万6,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等でございます。

4款 基金積立金21万円は、基金の利子等を積み立てるものでございます。

5款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

6款 諸支出金100万円は、過年度分保険料の還付金等でございます。

以上、歳入歳出予算総額はそれぞれ20億7,168万7,000円でございます。

237ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第5号の説明を終わります。

次に、議第6号 令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の257ページをお開きください。

後期高齢者医療に関しましては、予算編成に当たり、岐阜県後期高齢者医療広域連合が算定しました療養給付費、保険基盤安定や保健事業費等の美濃市分と保険料徴収経費等を推計し、総額を算定しております。

予算の概要につきまして御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ5億4,971万4,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページ「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を6,000万と定めるものでございます。

261ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料2億640万3,000円は、被保険者の現年度、過年度の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料5万円は、督促手数料、3款 後期高齢者医療広域連合委託金772万6,000円は、保健事業費委託金でございます。

4款 繰入金3億3,413万3,000円は、療養給付費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の一般会計からの繰入金でございます。

5款 繰越金40万円は、前年度からの繰越金、6款 諸収入100万2,000円は、延滞金等でございます。

262ページをお開きください。

歳出、1款 総務費396万6,000円は、保険料の徴収経費、事務経費でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金5億3,682万2,000円は、保険料、療養給付費、保険

基盤安定、事務費等、美濃市負担分でございます。

3款 保健事業費772万6,000円は、健康診査の経費、4款 公債費20万円は、一時借入金の借入利子でございます。

5款 諸支出金100万円は、過年度分の保険料還付金でございます。

以上、歳入歳出予算総額はそれぞれ5億4,971万4,000円でございます。

263ページ以降の説明は省略させていただきます、議第6号の説明を終わります。

次に、議第10号 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

赤スタンプ3番、補正予算書の72ページをお開きください。72ページでございます。

今回の補正は、年度末を控えまして、予算の執行状況及び決算見込みを検討し、補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ945万9,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ25億9,685万円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額及び補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

75ページをお開きください。75ページ、76ページになります。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により、歳出の表により歳入も併せて説明をさせていただきます。

1款 総務費は、決算見込みにより、補正前の額に198万2,000円を減額し、4,518万9,000円とするもので、繰入金を減額するものです。

3款 国民健康保険事業費納付金は、決算見込みにより、補正前の額に1,000万円を減額し、6億4,300万円とするもので、財源内訳は、保険税で1,500万円を減額し、繰入金で1,135万9,000円を減額、その他繰越金1,635万9,000円を増額するものでございます。

4款 保健事業費につきましては、決算見込みにより、補正前の額に1,500万円を減額し、2,775万円とするもので、主に人間ドック助成事業の減によるものでございます。財源内訳は、繰入金で1,923万5,000円を減額し、その他繰越金で423万5,000円を増額するものでございます。

5款 基金積立金は、補正前の額に1,662万2,000円を増額し、補正後の額を1,708万2,000円とし、次年度以降の国保財政安定化を図るため、基金に積み立てるものでございます。財源内訳は、その他財源で基金利子と繰越金でございます。

7款 諸支出金は、補正前の額に90万1,000円を増額し、補正後の額を2,432万7,000円とし、財源内訳は、その他財源で償還金でございます。

77ページ以降の説明は省略させていただきます、議第10号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第13号 令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

赤スタンプ3番の補正予算書の106ページをお開きください。106ページでございます。

今回の補正は、令和2年11月までの実績から各介護給付費等の決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ4,719万円を減額し、補正後の総額をそれぞれ21億5,752万9,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

110ページをお開きください。110ページでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明させていただきます。

1款 総務費は、補正前の額から30万円を減額し、補正後の額を3,731万4,000円とするもので、財源内訳は、その他一般会計からの繰入金を減額するものです。

2款 保険給付費は、補正前の額から7,730万円を減額し、補正後の額を19億6,945万円とするもので、内容は、在宅介護サービス等給付費5,980万円、地域密着型介護サービス等給付費1,000万円、施設介護サービス等給付費750万円をそれぞれ減額するものでございます。財源内訳は、保険料3,045万7,000円、国県支出金2,483万9,000円、支払基金交付金534万2,000円の減額と、その他財源は、一般会計からの繰入金、基金繰入金の減額で、1,666万2,000円の減額になります。その他の保険給付費については、財源内訳の変更であります。

3款 地域支援事業費は、補正前の額から1,080万円を減額し、補正後の額を9,594万1,000円とするもので、内容は、介護予防・生活支援サービス事業費の580万円、一般介護予防事業費300万円、包括的支援事業・任意事業費200万円の減額でございます。財源内訳は、保険料936万5,000円の減額、国県支出金242万4,000円の増額と、支払基金交付金237万6,000円の減額、その他財源は、一般会計からの繰入金の増額と諸収入で雑入、利用料の減額で、148万3,000円を減額しております。

4款 基金積立金は、補正前の額に4,121万円を増額し、補正後の額を4,137万円とするもので、介護保険給付準備基金積立金の増額でございます。財源内訳は、保険料3,893万5,000円、その他財源は、繰越金と財産収入、基金利子で、227万5,000円を増額するものでございます。

111ページ以降の説明は省略させていただきます。議第13号の説明を終わります。

次に、議第14号 令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ3番、補正予算書の122ページをお開きください。

今回の補正は、決算見込みにより、後期高齢者医療広域連合への納付金を追加するものです。

第1条は、歳入歳出それぞれ119万6,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ5億5,442万8,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

124ページをお開きください。124ページです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明いたします。

歳出の2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、補正前の額に119万6,000円を増額し、補正後の額を5億4,169万6,000円とするもので、財源内訳は、一般会計からの繰入金2,035万7,000円の減額と、その他財源2,155万3,000円の増額は、繰越金と諸収入、療養給付費等過年度返還金でございます。

125ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第14号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第19号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の20ページから53ページまででございます。また、赤スタンプ4番、これは議案説明資料のほうになりますが、4ページから63ページまでと多いため、概要のほうの説明をさせていただきます。

それでは、赤スタンプ4番の4ページを御覧ください。

改正趣旨は、厚生労働省令の施行に伴い、改正を行うもので、主な改正内容は、1点目といたしまして、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備や研修等の措置を講ずること、2点目は、介護保険等の関連情報の調査・分析資料の活用を図ることです。

また、3点目は、人員配置基準の要件の緩和、就業環境が害されることを防止するための方針、従事者の勤務体制の確保などでございます。

4点目は、感染症や災害時に備えた業務継続計画の策定規定、5点目は、感染症予防と蔓延防止のための措置に関する規定、6点目は、介護の諸記録の電磁的な対応を可とする規定でございます。

今回は、介護保険に関するこの4つの条例を、第1条関係から第4条関係としてまとめて提案をしております。

議案集の50ページでございますが、附則の第1条で、この条例は原則として令和3年4月1日から施行すると定めております。

また、附則の第2条からは、条例の施行日から令和6年3月31日までの間、もしくは当分の間といった経過措置を設けております。

これで議第19号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第20号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の54ページをお開きください。54ページでございます。また、併せて赤スタンプ4番の議案説明資料の64ページ、65ページの概要及び新旧対照表を御覧ください。

さい。

今回の改正は、児童センターの廃止に伴いまして、別表中の児童センター運営委員会委員の項を削除するものでございます。

附則では、施行期日を令和3年4月1日と規定しています。

以上で、議第20号についての説明を終わります。

次に、議第21号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の55ページと56ページ、赤スタンプ4番の議案説明資料の66ページ、67ページをお開きください。

改正内容は、中央公民館と福祉会館と管理区分が分かれていたことで、福祉会館部分については指定管理者を指定し、施設の管理を行わせてきましたが、実際の会館の使用許可や取消し等の管理業務の大部分を中央公民館が行っていたため、今後、指定管理者の制度による管理を廃止し、市の直接の管理に改めるものでございます。

議案集56ページでございますが、附則で、施行期日は令和3年4月1日からと定めるものでございます。

これで議第21号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第23号 美濃市国民健康保険条例及び美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の58ページと、赤スタンプ4番の議案説明資料の72ページをお開きください。

改正の趣旨は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により条例の法律引用条項が削除され、この特別措置法の附則に規定する新型コロナウイルス感染症の定義を、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告された感染症であると特定した記載を行うものでございます。

議案集59ページの附則では、施行日を公布の日と定めております。

以上で、議第23号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第24号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番の議案集の60ページでございます。赤スタンプ4番の議案説明資料の75ページからをお開きください。

今回改正をお願いするのは、介護保険法第117条の規定による第8期介護保険等事業計画の策定に伴い、期間をこの先3年間、令和3年度から令和5年度としています。介護保険料率の区分でございますが、9段階と保険料はそのまま、変更はございません。

それでは、主な改正内容の1点目といたしまして、税制改正と介護保険法の改正により、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の段階を決める際に基準となる所得額を引き上げるものでございます。

2点目といたしまして、保険料の額の算定の基準に用いる合計所得金額について、譲渡所

得の特別控除の適用がある場合には、特別控除後の金額とするものです。

3点目といたしまして、税制改正により租税特別措置法が改正されたことで、延滞金特例基準割合の下限を定める規定を追加するものでございます。

4点目は、新型コロナウイルス感染症の定義による改正でございます。

条文の改正につきましては、76ページからの新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項で、保険料率の施行期間を「令和3年度から令和5年度まで」とし、第3項の基準所得金額を「200万円」から「210万円」に、第4項の「300万円」を「320万円」に改めるものでございます。

第5条第1項では、保険料の合計所得金額の算定に用いる根拠法令を明確にし、租税特別措置法の規定を加え、譲渡所得がある場合は特別控除後の金額とするものです。

附則の第6条第2項では、延滞金特例基準割合の下限を定める規定を追加しており、第8条では、国保条例と同様に、法令による新型コロナウイルス感染症の定義を改めたものでございます。

以上で、議第24号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第29号と議第30号 公の施設の指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。それでは、赤スタンプ1番の議案集の68ページ、69ページをお開きください。

提案の理由につきましては、まず議第29号の美濃北デイサービスセンターは、指定管理者としての期間が令和3年3月31日をもって終了いたしますので、地域に精通し、利用者から信頼もある社会福祉法人美濃市社会福祉協議会を引き続き指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

次の議第30号、美濃市地域活動支援センター美濃市みのりの家作業所につきましても、提案理由及び指定期間は同様であり、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上、早口で説明をさせていただきましたが、民生部関係の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど賜りますようお願いいたします。

○議長（辻 文男君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時03分

---

再開 午後1時00分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第3号、議第4号、議第8号、議第11号、議第12号、議第16号、議第25号の7案件について、建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 皆さん、こんにちは。

それでは、建設部関係につきまして、議第3号から順に御説明させていただきます。

赤スタンプ2番、予算書の189ページをお開きください。

議第3号 令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

農業集落排水事業は、農業用水路や公共用水域の水質保全、農村の生活環境の向上を図るため、市内では7地区で供用開始しております。現在は、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図りつつ経費の節減と効率のよい運営に努めております。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,628万2,000円とするものであり、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、193ページの歳入歳出予算事項別明細書の1. 総括の表より、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金90万円は、新規加入者に伴う分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料4,512万8,000円は、農業集落排水使用料等でございます。

第3款 財産収入6万7,000円は、農業集落排水事業減債基金の利子でございます。

第4款 繰入金1億8,018万4,000円は、一般会計及び農業集落排水事業減債基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入2,000円は、預金利子でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費1億1,336万8,000円は、事務経費1,849万5,000円及び施設維持管理経費8,399万7,000円などでございます。

第2款 公債費1億1,291万4,000円は、市債の元利償還金で、公債償還元金9,553万9,000円及び公債償還利子1,717万5,000円などでございます。

歳入及び歳出予算の総額は、それぞれ2億2,628万2,000円でございます。

なお、194ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第3号の説明を終わります。続きまして、予算書の209ページをお開きください。

議第4号 令和3年度美濃市下水道特別会計予算について、御説明申し上げます。

公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、市内では3か所で処理を供用開始しております。現在は、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図りつつ経費の節減と効率のよい運営に努めております。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,584万8,000円とするものであり、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、212ペー

ジの「第2表 地方債」のとおり定めるものでございます。

209ページにお戻りください。

第3条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、213ページの歳入歳出予算事項別明細書の1. 総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金1,217万円は、区域外流入分担金30万円及び受益者負担金1,187万円でございます。

第2款 使用料及び手数料2億4,585万6,000円は、下水道使用料等でございます。

第3款 財産収入5万3,000円は、下水道事業減債基金の利子でございます。

第4款 繰入金6億5,634万1,000円は、一般会計6億5,326万2,000円及び下水道事業減債基金からの繰入金307万9,000円でございます。

第5款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入142万7,000円は、左岸雨水ポンプ維持管理経費負担金収入等でございます。

第7款 市債8,000万円は、管渠整備事業を対象とした市債でございます。

214ページをお開きください。

歳出について御説明申し上げます。

第1款 総務費7,194万5,000円は、事務経費等でございます。

第2款 下水道事業費2億5,534万7,000円は、処理場施設及びポンプ場等の施設維持管理経費2億624万8,000円、及び管渠建設費4,909万9,000円でございます。

第3款 公債費6億6,855万6,000円は、市債の元利償還金でございます。

歳入及び歳出予算の総額は、それぞれ9億9,584万8,000円でございます。

なお、215ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第4号の説明を終わります。

次に、予算書の305ページをお開きください。

議第8号 令和3年度美濃市上水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

上水道事業は、平成29年度に策定した水道事業ビジョン、管路耐震化計画及び経営戦略に基づき、安定した生活用水を供給するため事業を推進しております。令和3年度は、管路施設の耐震化計画に基づき、配水管布設替え工事や施設の保守点検、漏水修繕対策を実施することにより、安定した給水の確保と経費の節減を図り、健全な経営に努めてまいります。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益は4億1,350万3,000円で、内訳は、第1項 営業収益3億4,340万2,000円、第2項 営業外収益7,010万1,000円でございます。

次のページをお開きください。

支出の第1款 水道事業費用は3億8,659万8,000円で、内訳は、第1項 営業費用3億

4,470万円、第2項 営業外費用4,049万8,000円などがございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入は7,920万円で、内訳は、第1項 企業債7,420万円、第2項 工事負担金500万円でございます。

支出の第1款 資本的支出は2億1,638万2,000円で、内訳は、第1項 建設改良費9,933万8,000円、第2項 企業債償還金1億1,704万4,000円でございます。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対して1億3,718万2,000円不足いたしますので、第4条本文の括弧書きにおいて、不足額は減債積立金、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填する旨、定めるものでございます。

307ページへお進みください。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を2,552万8,000円と定めるものでございます。

307ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第8号の説明を終わります。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

赤スタンプ3番、補正予算書の86ページをお開きください。

議第11号 令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,864万円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページ「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、88ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額1億1,287万6,000円から100万7,000円を減額し、補正後の額を1億1,186万9,000円とするもので、その内訳は、農業集落排水事業事務経費79万3,000円の減額、使用料徴収事務経費59万4,000円の減額、減債基金積立金38万円の増額によるものでございます。

また、施設維持管理経費の財源組替えにより、財源内訳は、繰入金169万7,000円の減額、その他の財源69万円の増額でございます。

なお、89ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第11号の説明を終わります。

次に、補正予算書の94ページをお開きください。

議第12号 令和2年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,407万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億2,259万9,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は地方債の変更で、97ページの「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、98ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は、補正前の額5,666万3,000円から932万7,000円を減額し、補正後の額を4,733万6,000円とするものであり、その内訳は、公共下水道事業事務経費512万4,000円の減額、使用料徴収事務経費451万3,000円の減額及び減債基金積立金31万円の増額によるもので、その他の財源932万7,000円の減額でございます。

続きまして、第2款 下水道事業費は、補正前の額2億2,096万7,000円から1,347万8,000円を減額し、補正後の額を2億748万9,000円とするものであり、その内訳は、処理場及び管渠施設管理経費1,126万7,000円の減額と左岸処理区管渠整備単独事業221万1,000円の減額によるもので、財源内訳は、地方債210万円の減額、一般会計からの繰入金1,577万1,000円の減額、その他の財源439万3,000円の増額でございます。

続きまして、第3款 公債費は、補正前の額6億6,904万2,000円から126万8,000円を減額し、補正後の額を6億6,777万4,000円とするもので、その内訳は、公債償還利子の126万8,000円の減額によるものでございます。

財源内訳は、一般会計からの繰入金137万9,000円の減額、その他の財源11万1,000円の増額でございます。

なお、99ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第12号の説明を終わります。

次に、議案集の144ページをお開きください。

議第16号 令和2年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款 水道事業費用は、既決予定額3億8,237万3,000円から営業費用592万6,000円と営業外費用103万6,000円を合わせた696万2,000円を減額し、補正後の額を3億7,541万1,000円とするものでございます。

第3条は、予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款 資本的収入は既決予定額1億3,955万円から企業債1,160万円及び工事負担金313万3,000円を合わせた1,473万3,000円を減額し、補正後の額を1億2,481万7,000円とするものでございます。

支出の第1款 資本的支出は、既決予定額3億308万8,000円から建設改良費249万5,000円を減額し、補正後の額を3億59万3,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,577万6,000円は、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填する旨、改めるものでございます。

第4条は、予算第5条に定めた企業債の限度額を1億1,970万円に改めるものでございます。

第5条は、予算の第7条に定めた経費の金額を(1)職員給与費の既決予定額3,536万4,000円から282万6,000円を減額し、補正後の額を3,253万8,000円とするものでございます。

146ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第16号の説明を終わります。

続きまして、条例改正について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集、62ページをお開きください。あわせて、赤スタンプ4番、議案説明資料の79ページをお開きください。赤スタンプ1番、62ページと、赤スタンプ4番の79ページでございます。

説明は、議案説明資料により行います。

今回、一部改正をお願いするのは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、歩道の幅員に関する引用規定に生じた条項ずれを解消するものでございます。80ページをお開きください。

改正は、表中、第11条第3項中のアンダーラインの箇所「第2条第9号」を「第2条第10号」に改めるものでございます。

なお、条例の施行日は、附則で令和3年4月1日からとしております。

以上で、議第25号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、議第7号、議第15号の2案件について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第7号 令和3年度美濃市病院事業会計予算について、御説明申し上げます。赤スタンプ2、令和3年度美濃市予算書の271ページをお開きください。

初めに、美濃病院では、新型コロナウイルス感染症に対応して、感染防止対策の整備を進

め医療体制の確立を図っています。

日頃より、地域から選ばれる満足度の高い医療サービスの提供を目指し、二次救急医療体制を堅持するとともに、住民の命と暮らしを守る地域医療の確保に努めているところでございます。

また、みの健康管理センターでは、健診業務の拡充と受入れ体制の強化に努め、在宅医療支援センターにおいては、入退院患者や在宅患者及びその家族との相談・支援の充実を図っております。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、病床数は122床、入院患者数は年間で3万8,690人、1日平均入院患者数は106人、外来患者数については年間6万5,340人で、1日平均270人を見込みました。なお、主な建設改良事業では医療機器整備事業、空調設備更新工事を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 病院事業収益は26億2,777万1,000円で、対前年度比703万円の減額でございます。

第1項 医業収益は25億6,248万7,000円で、入院及び外来の収入が主なものでございます。

第2項 医業外収益は6,528万4,000円で、一般会計からの負担金及び補助金が主なものでございます。

支出の第1款 病院事業費用は28億2,139万5,000円で、対前年度比3,955万3,000円の増額となっております。

第1項 医業費用では27億3,299万3,000円で、給与費、材料費、経費、減価償却費が主な内容でございます。

第2項 医業外費用は8,240万2,000円で、企業債利息、雑支出が主なものでございます。このほか、第3項 特別損失は過年度損益修正損で500万円、第4項 予備費は100万円でございます。

この収支をいたしますと1億9,362万4,000円の支出超過予算となっておりますが、現金支出を伴わない減価償却費、資産減耗費、繰延勘定償却の合計は約2億3,000万円であり、これらを除きましたものにつきましては収入が支出を上回る予算となっております。

272ページに移りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款 資本的収入は、第1項 出資金で、1億5,664万6,000円は一般会計からの出資金でございます。

支出の第1款 資本的支出は4億6,676万2,000円で、第1項 建設改良費1億1,759万円は、医療機器の整備、空調設備の更新などでございます。

第2項 企業債償還金2億4,917万2,000円は、企業債の償還元金でございます。

第3項 投資1億円は、有価証券等の購入により資産運用を図るものでございます。

なお、資本的収支において不足する額及び補填財源は本条括弧書きのとおりでございます。

第5条は債務負担行為で、美濃病院看護職員奨学金の期間、限度額をこの表のとおり定めるものでございます。

273ページに移りまして、第6条は、予定支出の各項間の流用について定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について職員給与費と交際費を、また第8条では、棚卸資産であります医薬品等の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

第9条は、重要な資産の取得について定めるもので、医療機器及び設備の取得を上げております。

274ページ以降の説明を省略させていただきます、議第7号の説明とさせていただきます。

続きまして、議第15号 令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の128ページをお開きください。

128ページになりますが、第1条は総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額について、それぞれの執行状況及び年度末までの見込みから補正をお願いするものでございます。

初めに、収入の第1款 病院事業収益は、既決予定額を4,035万7,000円増額し27億2,829万2,000円とするもので、この内容は、第2項 医業外収益で、新型コロナウイルス感染症対策関係の一般会計及び岐阜県からの補助金の増額が主なものでございます。

次に、支出の第1款 病院事業費用は、既決予定額を1,304万3,000円増額し28億6,088万円とするもので、この内容は、第1項 医業費用では、退職手当特別負担金及び職員の異動等による賞与引当金繰入額の増額、また固定資産の除却に伴います資産減耗費の増額などでございます。

また、第2項 医業外費用では、令和元年度企業債の利息の減額、また課税売上げの増加による消費税の増額をお願いするものでございます。

第3条は、予算第4条に定めております資本的収入及び支出の予定額の補正をお願いするもので、収入の第1款 資本的収入の既決予定額を2,626万円減額し、1億9,849万6,000円とするものでございます。これは第3項 補助金で新型コロナウイルス感染症対策関係事業の見直しによる一般会計及び岐阜県からの補助金の減額であります。

なお、この補正に伴い、本文括弧書きの資本的収支において不足する額及びその補填財源を改めるものでございます。

第4条は、予算第5条に定めております美濃病院看護職員奨学金に係る債務負担行為の期間、限度額をこの表のように改めるものでございます。

第5条は、予算第7条に定めた経費のうち職員給与費について、今回の補正により既決予

定額を800万1,000円増額し、14億386万9,000円とするものでございます。

130ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第15号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 文男君） 次に、議第9号、議第18号、議第26号、議第27号、議第28号の5案件について、総務部長 額額敬久君。

○総務部長（額額敬久君） それでは、議第9号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第11号）について、御説明を申し上げます。

この補正予算は、年度末に当たり、各種事務事業の決算見込みによる予算整理をはじめ減債基金積立金など各基金への積立てのほか、学校給食センター建設事業の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ3番の補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,721万5,000円を減額するもので、補正後の予算総額を139億5,948万8,000円とするものです。

補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、繰越明許費で「第2表 繰越明許費」によるもので、第3条は、債務負担行為の補正で「第3表 債務負担行為補正」によるものです。

また第4条は、地方債の補正で「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容について御説明いたしますので、9ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、戸籍総合システム関係経費、美濃市駅前周辺整備事業、市単市道舗装等道路改良事業、社会資本道路整備事業、美濃橋修復事業、橋梁長寿命化修繕事業、交通安全施設整備事業、歴史まちづくり関係経費、都市公園安全安心対策事業、学校保健特別対策事業、学校給食センター建設事業で、それぞれの繰越額は表のとおりでございます。

次に、10ページを御覧ください。

第3表の債務負担行為補正につきましては、立花ふれあいセンター指定管理者委託、みのりの家作業所指定管理者委託、こうぞ加工施設指定管理者委託、こうぞ乾燥調製施設指定管理者委託、地域特産物直売所指定管理者委託、女性商工会館指定管理者委託、観光案内所指定管理者委託、旧名鉄美濃駅指定管理者委託を追加し、農業企業化資金利子補給を廃止、自主運行バス運行事業、事業継続支援資金利子等補給、美濃手すき和紙後継者育成奨励金を表のとおり変更するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

第4表の地方債補正につきましては、学校給食センター建設事業、減収補てん債を追加し、地区公民館耐震化事業、農地災害復旧事業を廃止し、社会資本道路整備事業、美濃橋修復事業、橋梁長寿命化修繕事業、耐震性貯水槽整備事業、防災無線設備改修事業、道路災害復旧事業、臨時財政対策債の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入も併せて御説明いたしますので、15ページをお開きください。

1款 議会費は522万5,000円を減額し、1億2,547万5,000円とするものです。内訳は、主に議会事務経費を減額するもので、財源は一般財源でございます。

次に、2款 総務費は3,548万6,000円を増額し、32億4,047万3,000円とするものでございます。内訳は、財政調整基金積立金、減債基金積立金、公共施設整備改修等基金積立金、ふるさと美濃応援団うだつ基金積立金、長良川鉄道運営補助経費等を増額し、特別定額給付金給付事業のほか決算見込みにより事務経費等を減額するものでございます。

財源につきましては、特別定額給付金給付事業などの国県支出金3,337万1,000円の減額、財政調整基金利子、ふるさと応援寄附金等のその他財源5,528万3,000円、一般財源1,357万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、3款 民生費は1億7,378万7,000円を減額し、30億5,204万1,000円とするものでございます。内訳は、後期高齢者医療特別会計繰出金、施設型等給付経費、児童手当給付経費等を減額するものでございます。財源は、国県支出金を6,630万9,000円、留守家庭児童教室利用者負担金等のその他財源を239万6,000円、一般財源を1億508万2,000円それぞれ減額するものでございます。

次に、4款 衛生費は6,710万8,000円を減額し、8億2,321万5,000円とするものでございます。内訳は、予防接種事業、母子保健事業等を減額するものでございます。財源は、国県支出金を186万4,000円、美濃病院建設基金繰入金等のその他財源2,931万1,000円、一般財源3,593万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

5款 労働費は440万円を減額し、3,244万4,000円とするもので、離職者雇用事業者支援事業等を減額するものでございます。財源は、国県支出金を434万3,000円、勤労者生活資金預託金戻入金のその他財源100万円をそれぞれ減額し、一般財源を94万3,000円増額するものでございます。

次に、6款 農林水産業費は686万9,000円を減額し、3億9,951万8,000円とするものでございます。内訳は、森林環境譲与税基金積立金等を増額し、森林経営管理事業等を減額するものでございます。財源は、国県支出金を4万円増額し、ライフライン保全対策事業費分担金等その他財源12万9,000円、一般財源678万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、7款 商工費は9,900万1,000円を減額し、5億1,862万6,000円とするものでございます。内訳は、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担経費を増額し、民間活力創生事業、産業祭補助経費のほか、新型コロナウイルス感染症対策事業決算に伴う不用額等を減額するものでございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国県支出金を1,450万7,000円増額し、民間活力創生基金繰入金等のその他財源3,441万6,000円、一般財源7,909万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、8款 土木費は1億3,770万7,000円を減額し、28億2,527万円とするものです。内訳は、県営道路改良事業負担事業、都市公園安全安心対策事業等を増額し、社会資本道路整

備事業、美濃橋修復事業、下水道特別会計繰入金等を減額するものでございます。財源は、社会資本道路整備事業費等の国県支出金7,080万3,000円、地方債9,656万2,000円、都市計画事業基金繰入金等のその他財源2,666万1,000円をそれぞれ減額し、一般財源5,631万9,000円を増額するものでございます。

9款 消防費は878万3,000円を減額し、4億7,951万4,000円とするもので、内訳は、消火栓新設負担経費等の減額によるものでございます。財源は、避難所生活環境確保事業費等の国県支出金618万8,000円を増額し、地方債320万円、消防費雑入のその他財源91万3,000円、一般財源1,085万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、10款 教育費は4億169万9,000円を増額し、17億6,928万2,000円とするものでございます。内訳は、学校給食センター建設事業を増額し、地区公民館施設管理経費等を減額するものでございます。財源は、学校給食センター建設事業費等の国県支出金1億36万円、地方債3,540万円、公共施設整備改修等基金繰入金等のその他財源3億4,411万3,000円をそれぞれ増額し、一般財源7,817万4,000円を減額するものでございます。

11款 災害復旧費は745万円を減額し、841万円とするもので、農林水産業施設、公共土木施設の現年補助災害復旧事業の減額によるものでございます。財源は、国県支出金435万3,000円、地方債360万円、農地災害復旧費分担金のその他財源27万6,000円をそれぞれ減額し、一般財源77万9,000円を増額するものでございます。

次に、12款 公債費は1,407万円を減額し、6億6,472万円とするもので、市債償還元金、利子を減額するものでございます。財源は、一般財源1,407万円を減額するものでございます。

以上、今回の補正でお願いいたします総額は8,721万5,000円を減額するもので、その財源内訳は、国県支出金5,994万8,000円、地方債6,796万2,000円をそれぞれ減額し、その他財源3億429万4,000円を増額し、一般財源2億6,359万9,000円を減額いたします。一般財源につきましては、市税464万7,000円、地方交付税1億4,021万8,000円等を増額し、財政調整基金繰入金4億1,339万8,000円を減額いたしております。

16ページ以降につきましては説明を省略させていただき、以上で議第9号の説明を終わります。

続きまして、議第18号 美濃市債権管理条例について、御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では13ページから19ページ。赤スタンプ4番、併せて議案説明資料、こちらのほうで説明させていただきますので、議案説明資料の3ページをお開きください。議案集では13ページから19ページです。

議案説明資料の3ページのほうをお開きください。

本条例につきましては、市の統一的な処理基準を定めることにより、債権管理の適正化と事務の効率化を図り、もって市民負担の公平を確保し、及び円滑な行財政運営に資することを目的として制定するものでございます。

まず、第1条では、条例制定の目的を規定しております。

第2条では、条例で使用する用語を定義し、第3条では、他の法令等との関係において、この条例は補完的に作用することを規定しております。

第4条では市長の責務を、第5条では、債権を適正に管理するために台帳を整備することを、第6条では、関係部局間で情報を共有できることを、第7条から第9条までは、督促、滞納処分等、強制執行等について規定しております。

第10条では履行期限の繰上げについて、第11条では債務者への配当の要求、債権の申出や担保の提供について、第12条、第13条では、債権回収の停止や本来の履行期限を延長することができる規定について、また第14条、第15条では、債権の免除、放棄及び議会への報告について規定し、第16条では委任規定をしてございます。

なお、附則では、施行期日を令和3年4月1日としております。

以上で、議第18号の説明を終わります。

続きまして、議第26号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の63ページ、64ページになります。

赤スタンプ4の議案説明資料のほうで御説明させていただきますので、81ページをお開きください。

条例改正の趣旨は、第1期美濃市消防団活性化計画に基づき、地域の実情に合わせ団員定数を変更し、並びに消防団員の成り手不足を解消するため報酬等の増額及び消防団員の資格要件の緩和を行うものでございます。

改正の内容につきまして、議案説明資料の82ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第2条では、団員の定数を470人から420人に減ずるとともに分団ごとの定数の規定を廃止し、第3条では、市内居住者のほか、市内に勤務している者、及び46歳以上の者に対しても消防団員の資格を与えることとするものでございます。

また、第12条では、団員報酬を各階級それぞれ3,000円増額し、第13条では、火災、訓練等に従事した場合における費用弁償を1回1,000円から2,000円に増額するものでございます。

次に、議案集に戻りまして、64ページをお開きください。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和3年4月1日からと定めております。

以上で、議第26号の説明を終わります。

続きまして、議第27号 美濃市第6次総合計画基本構想の策定について、提案の理由とその内容につきまして、御説明を申し上げます。

赤スタンプ6番を御覧いただきたいと思っております。

総合計画基本構想につきましては、美濃市総合計画条例第6条の規定により、議会の議決を経て定めることになっております。したがって、今回、令和3年度を初年度とし令和12年度を目標年次とする美濃市第6次総合計画基本構想につきまして、御審議をお願いするものでございます。

この基本構想は、基本理念、将来都市像、基本目標、施策の大綱、将来人口、土地利用構想で構成をされております。

初めに、1ページを御覧ください。

基本理念は、市民と共に、力を合わせて暮らしやすい、暮らし続けられる持続可能なまちを目指すという考えから、「市民と共に創るまち」としております。

2ページに移りまして、将来都市像は、激動の時代を迎える中、市民一人一人が自分の夢や希望する未来に向かってチャレンジできる環境をつくり、活動、活躍することができる元気なまちの実現を目指したいという考えから、「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」としてしております。

3ページでは、基本目標で、目標1では「健康でうるおいのあるまち」、基本目標2では「子どもたちが誇りに思う輝くまち」、基本目標3では「魅力と活力あふれるまち」、基本目標4では「安全・安心なまち」の4つを目標として、まちづくりを目指してまいります。

4ページは、基本構想全体のイメージ図でございまして、計画の基本理念を「市民と共に創るまち」として、将来都市像である「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」を実現するために4つの基本目標を定めて、それを達成するために施策の大綱に9本の政策を定め、取り組んでいくという体系としてございます。

施策の大綱の詳細につきましては5ページから10ページまでに記載しており、5ページ、基本目標1「健康でうるおいのあるまち」には、政策1「生涯にわたって健康に暮らせるまちづくり」として健康に関する事項を、政策2「心身ともに健やかでいきいきと暮らせるまちづくり」として、福祉に関する事項を述べております。

6ページ、基本目標2「子どもたちが誇りに思う輝くまち」には、政策3「すべての子どもが豊かに育まれるまちづくり」として、子育て・教育に関する事項を述べております。

7ページ、基本目標3「魅力と活力あふれるまち」には、政策4「文化が息づく観光まちづくり」として観光・文化に関する事項を、政策5「豊かな産業を次代に引き継ぐまちづくり」として農業・林業に関する事項を、8ページ、政策6「活力とにぎわいあふれるまちづくり」として、商業・工業に関する事項を述べております。

9ページ、基本目標4「安全・安心なまち」には、政策7「うるおいある便利で快適なまちづくり」として住環境に関する事項を、政策8「みんなでつくる安全・安心なまちづくり」として、防災・防犯に関する事項を述べております。

10ページ、4つの基本目標を支える計画全体の推進には、政策9「市民に信頼されるまちづくり」として、行財政に関する事項を述べております。

次に、11ページ、「将来人口」では、将来人口は様々な施策の推進によって維持に努めることを目標としております。

13ページ、「土地利用構想」では、都市づくりの基本方針を述べております。以上が、基本構想の全体像となります。

この基本構想につきましては、去る2月16日に美濃市総合計画審議会会長から、慎重に審

議した結果、原案に異議がない旨の答申をいただいております。

以上で、議第27号の説明を終わります。

続きまして、議第28号 公の施設の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の66ページをお開きください。

地区集会施設の指定管理期間が、令和3年3月31日をもって満了になります。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び同条第6項の規定により議会の議決が必要となりますので、地区集会施設22施設の指定管理者の指定につきまして、議決をお願いするものでございます。

施設の名称、指定管理者の名称及び指定期間については、表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時00分

---

再開 午後2時10分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第17号について、秘書課長 高橋保雄君。

○秘書課長（高橋保雄君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第17号 美濃市職員の配偶者同行休業に関する条例について、御説明をいたします。

赤スタンプ1、議案集の9ページから12ページとなります。また、併せて赤スタンプ4、議案説明資料の1ページの概要と2ページの新旧対照表を御参照ください。

今回の制定は、地方公務員法第26条の6の規定に基づき、外国で勤務などをする配偶者と生活を共にすることを希望する職員の継続的な勤務を促進するため、条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、職員の配偶者が外国での勤務、また外国での事業の実施、また外国での大学に就学するなど、外国で生活することになったとき、職員が配偶者に同行して外国で生活を希望する場合は、その職員の勤務成績や事情を考慮し、3年を限度に同行休業を認めるもので、条例では、休業の承認、休業の期間、対象となる事由、承認の申請、期間の延長、取消事由などについて規定しております。

また、附則では、施行期日を令和3年4月1日といたしまして、また美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することを規定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、議第31号、議第32号、議第33号、議第34号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号の8案件について、産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第31号 公の施設の指定管理者の指定についてを御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の70ページを御覧ください。70ページでございます。

このたび、美濃市転作促進技術研修施設3施設の指定管理期間が令和3年3月31日をもって終了いたしますので、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本件につきましては、上野、極楽寺、笠神の各転作促進技術研修所につきまして、引き続き各自治会を指定管理者に指定するものでございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

続いて、71ページを御覧ください。

これ以降の議案につきましては、提案理由が同様でございますため、詳細を省略して御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

議第32号につきましては、みちくさ館の指定管理者として美濃市特産物直売組合を指定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

次に、72ページを御覧ください。

議第33号につきましては、横持集会場の指定管理者として保木脇自治会を、また板山集会場の指定管理者として片知板山自治会をそれぞれ引き続き指定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

次に、73ページを御覧ください。

議第34号につきましては、美濃市こうぞ加工施設の指定管理者として美濃市こうぞ生産組合穴洞支部を引き続き指定することについて、議会の議決をお願いするものです。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

次に、74ページを御覧ください。

議第35号につきましては、美濃市こうぞ乾燥調製施設の指定管理者として、美濃市こうぞ生産組合蕨生支部を引き続き指定することについて、議会の議決をお願いするものです。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

次に、75ページを御覧ください。

議第36号につきましては、美濃市女性商工会館の指定管理者として、特定非営利活動法人美濃のすまいづくりを引き続き指定することについて、議会の議決をお願いするものです。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

次に、76ページを御覧ください。

議第37号につきましては、美濃市観光案内所の指定管理者として一般社団法人美濃市観光協会を引き続き指定することについて、議会の議決をお願いするものです。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

次に、77ページを御覧ください。

議第38号につきましては、旧名鉄美濃駅の指定管理者として一般社団法人美濃市観光協会を引き続き指定することについて、議会の議決をお願いするものです。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

以上で説明を終わります。慎重な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で37案件の説明は終わりました。

---

## 第26 議第22号及び第43 議第39号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 日程第26、議第22号及び日程第43、議第39号の2案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第22号について、民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） それでは、議第22号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の57ページと、赤スタンプ4番の議案説明資料の70ページ、71ページをお開きください。

改正の趣旨は、健康保険法等の一部を改正する法律において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになったことによる所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、従来、健康保険証に福祉医療受給者証を添えて提示するものとされていましたが、健康保険の被保険者であることの確認を受けた上で受給者証を提示することに改めるものでございます。

議案集57ページの附則では、施行日を令和3年3月1日と定めていますので、先議をお願いするものでございます。何とぞ御審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、議第22号の説明を終わらせていただきます。

○議長（辻 文男君） 次に、議第39号について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第39号 美濃市公平委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の78ページ、最後から2枚目でございます。御覧ください。

現在、公平委員会委員としてお務めいただいております太田己代治さんの任期が、本年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き太田さんを委員として選任いたしたく御同意をお願いするものでございます。

太田さんの住所は、美濃市生櫛770番地2、年齢は昭和28年12月24日生まれの67歳、平成29年4月から委員をやっていただいております。また太田さんは美濃市役所にお勤めになり、教育委員会教育次長、民生部長などを歴任されました。人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関しての見識も高く、公平委員会委員としても適任であります。

選任いたしたいと存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、選任の御

同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間でございます。

○議長（辻 文男君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時25分

---

再開 午後2時26分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件につ  
いては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に議第22号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第22号は原案のとおり可決いたしま  
した。

次に議第39号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第39号は原案に同意することに決定  
いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から3月10日までの12日間休会いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から3月10日までの12日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については3月1日の午後4時までに、質疑については3月3日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

#### 散会の宣告

○議長（辻 文男君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月11日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時29分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月26日

美濃市議会議長                    辻                    文                    男

署 名 議 員                    服                    部                    光                    由

署 名 議 員                    豊                    澤                    正                    信



令和 3 年 3 月 11 日

令和 3 年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 3 月 11 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 令和 3 年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計予算
- 第 9 議第 8 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計予算
- 第 10 議第 9 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 11 号)
- 第 11 議第 10 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 12 議第 11 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 13 議第 12 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 14 議第 13 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 15 議第 14 号 令和 2 年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 16 議第 15 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 17 議第 16 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 18 議第 17 号 美濃市職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 第 19 議第 18 号 美濃市債権管理条例について
- 第 20 議第 19 号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 第 21 議第 20 号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議第 21 号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議第 23 号 美濃市国民健康保険条例及び美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 24 号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議第 25 号 美濃市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 26 議第 26 号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 27 議第 27 号 美濃市第 6 次総合計画基本構想の策定について
- 第 28 議第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 29 議第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 30 議第 30 号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第31 議第31号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第32 議第32号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第33 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第34 議第34号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第35 議第35号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第36 議第36号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第37 議第37号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第38 議第38号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第39 市政に対する一般質問

### 本日の会議に付した事件

第1から第39までの各事件

### 出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

### 欠席議員（なし）

### 説明のため出席した者

市 長 武 藤 鉄 弘 君	副 市 長 堀 部 勉 君
教 育 長 樋 口 宜 直 君	総 務 部 長 瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長) 西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長 永 田 幸 泰 君
建 設 部 長 池 田 健 一 君	会 計 管 理 者 篠 田 博 史 君
教 育 次 長 井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長 林 信 一 君
民 生 部 参 事 辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長 島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長 村 井 和 仁 君	秘 書 課 長 高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 澤 村 浩

議会事務局  
議事調査係長 平 田 純 也

議会事務局書記 須 田 早 希

## 開議の宣告

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和3年3月11日は、東日本大震災発災日から10年に当たります。

お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた方々、また今なお不自由な暮らしを強いられている多くの方々には改めてお見舞い申し上げます。

また、一日も早い復興が果たされることを心から願っております。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。

また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いします。

これより私もマスクを外して議事を進行いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時02分

---

○議長（辻 文男君） ここで、建設部長 池田健一君より発言の申出がありますので、これを許します。

建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） おはようございます。

今議会で御提案を申し上げております議案の一部に誤謬がございましたので、訂正を申し上げます。

議員の皆様方には正誤表を事前にお配りしておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

訂正箇所につきましては、赤スタンプ3番の令和2年度美濃市補正予算書の155ページ、後ろから2枚目になります。

令和2年度美濃市上水道事業会計補正予算書の収益的支出の1款 水道事業費用、1項 営業費用、6目 資産減耗費、一番右側の備考欄に、除却資産の確定による減額と記載がございますが、正しくは除却資産の確定による増額でございます。

訂正をお願いしたいと思います。

---

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

## 第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 梅村辰郎君、6番 永田知子君の両君を指名いたします。

---

## 第2 議第1号から第38 議第38号まで

○議長（辻 文男君） 日程第2、議第1号から日程第38、議第38号までの37案件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっている議第1号から議第21号まで、議第23号から議第26号まで及び議第28号から議第38号までの36案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

○議長（辻 文男君） お諮りいたします。ただいま議題の議第27号については、総合計画・地方創生特別委員会に審査を付託いたしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の議第27号については、総合計画・地方創生特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、各常任委員会及び特別委員会は、総務産業建設常任委員会は3月15日及び17日の午前9時から、民生教育常任委員会は3月18日及び19日の午前9時から、総合計画地方創生特別委員会は3月22日の午前9時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長及び特別委員長に代わって告知いたします。

---

## 第39 市政に対する一般質問

○議長（辻 文男君） 日程第39、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

美濃市議会市政クラブ、11番 太田照彦君。

○11番（太田照彦君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は市議会市政クラブを代表しまして、今後10年間のまちづくりの指針を示す美濃市第6次総合計画と令和3年度主要事業について市長及び教育長に代表質問を行います。

さて、市長は、施政方針の中で、令和3年度の予算編成に当たっては、コロナ禍の中、厳しい財政状況の下、優先順位づけによる施策と事業の選択の観点に立ち、地方創生の下、地域の特性を生かした魅力ある施策の展開、子育て支援による人口減少対策や産業活性化による地域経済の進展、市民の安全・安心の確保に向け魅力ある施策と将来のまちづくりにつながる事業を展開し、「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち 美濃市」の実現を目指した未来につながる美濃市づくり予算とされました。

令和3年度の当初予算の規模は、一般会計が95億200万円、特別会計64億1,000万円、企業会計38億9,100万円で総額198億3,000万円余となり、コロナ禍において大変厳しい予算編成となりましたが、持続可能な財政運営の維持に努めていただくようお願いをいたします。

では、最初の質問になりますが、美濃市第6次総合計画基本構想についてお伺いいたします。

現在の第5次総合計画が今年度末で終了し、今後の美濃市の大きな方向性を示す第6次総合計画基本構想が今般議会に上程されており、それに対する市長の思いをお聞かせいただきたいことから質問をいたします。

第6次総合計画の策定に当たっては、昨年からは教育、産業など8つの分野において考える会を設置し、進められました。委員は市民公募ということで、最初から多くの市民の参加が進められたことは大変評価できることと考えております。それぞれの考える会では、10年後はどうなることが望ましいかという観点で議論され、提案書として取りまとめられ、市に提出されました。

それ以外にも、若い世代の中学生や高校生を対象としたワークショップの実施、個別インタビュー、市民を対象としたアンケート調査、市外から見た美濃市に対する観点でのアンケート調査なども実施されたとお聞きしております。

それらが今回の基本構想、基本計画のベースとなって、第6次総合計画の案として示されたものであります。

基本構想は、基本理念、将来都市像、4つの基本目標、それらを達成するための施策を大綱として9つの政策を掲げており、それが基本計画の大きな柱となり、54の施策につながっております。非常に分かりやすい計画となっているような感じがいたします。

基本理念は、「市民と共に創るまち」としてありますが、先ほどもお話しさせていただきましたが、構想段階から市民が参加することは、既に市民と共につくった第6次総合計画の案となっていると考えます。

また、将来都市像は、「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」としてありますが、これを市民が見たときに、何にどうやって挑戦していったらいいのかと思われるのではないかな、そんな考えを持ちました。

私たちは、美濃市が、少子高齢化・人口減少問題をはじめ、課題は山積している中、10年後も市民の皆様が希望を持って安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、魅力あるまちづくりを目指して進めていただきたいと考えております。

そこで、市長の基本構想の基本理念、将来都市像、基本目標に対する思いをお聞かせいただく中で、私たちが美濃市民の一人として、この基本構想に挑戦していきたいと考えておりますので、市長の御所見をお伺いいたします。

続きまして、次の質問ですが、消防団活性化計画についてお伺いいたします。

近年、全国各地で地震や風水害などの自然災害が頻発しており、多くの消防団員の方々が出動し、昼夜に関わらず地域住民の避難誘導、救助活動などに従事して、多くの住民を救出・救助している姿が連日のように新聞・テレビにより報道をされております。

消防団員の方々には、平素は生業を持ちながら自らの地域は自ら守るという郷土愛護の精神と使命感の下、市民の皆さんの安全・安心のために日夜献身的な活動を行っていただいております。

消防団の活動の範囲は、火災に対する啓発や消火活動のみならず、水難事故による不明者の捜索や災害時の避難誘導、救助・救出などにより広範囲になってきております。

さらに、30年以内に80%の確率で発生すると言われていた南海トラフ地震や美濃市内で最大震度7が予想されている濃尾断層帯地震などの大規模災害の危険性が叫ばれている中、地域の実情を熟知し、動員力を有する消防団の存在はますます重要なものになってきております。

国におきましては、東日本大震災の経験から、平成25年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定され、地域防災における消防団の重要性とその充実の強化が示されました。

一方で、全国的に消防団員の減少傾向が続いており、昭和30年に約180万人いた消防団員が平成2年には100万人を切る、そして令和2年には82万人となっております。

美濃市においても、昭和57年に設定しました定員470人のところ、令和2年4月1日の時点では424人となっており、46人の欠員が生じているとお聞きしております。その原因としては、人口減少によるものや消防団員のサラリーマン化、生活様式の多様化等様々であると考えております。

急激な人口減少に伴う消防団員数の減少や被雇用者の増加など社会事情の変化により、消防団員の置かれた環境も大きく変化している中、市民の皆さんの安心・安全を守るためには今後の社会変化に対応できる消防団の体制づくりが急務になっているのではないのでしょうか。

このような状況の中、市では第1期美濃市消防団活性化計画を策定され、消防団員の定数を470人から420人に削減するとともに、令和3年度から5年度の3年間で美濃市消防団を7分団31部から7分団26部に再編するものとし、定数削減や部の統廃合による地域防災力の低下を防ぐために、機能別消防団員制度の導入を検討するとしております。

私たちは、今後も続く社会情勢の変化の中にあっても、地域防災力の低下を招かぬよう、また、大規模災害にも柔軟に対応できるよう消防体制の充実と消防団員が活動しやすい環境づくりを進めることがとても重要であると思っております。

そこで、この計画に至るまでの経緯や計画策定のプロセスなどを含めまして、地域防災力

の中核となる消防団員が減少傾向にある中、消防団活性化計画を策定され、消防団組織の見直しを進められておりますが、その概要について市長にお尋ねをいたします。

続きまして、次の質問ですが、美濃市における新型コロナウイルスワクチンの接種計画についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染症は、第3波とされる局面を迎え、岐阜県においても1月9日から県独自の非常事態宣言の発令に始まり、その後、国の緊急事態宣言の発令へととなりましたが、しかし、この宣言も2月末で解除され、新規感染者もやや落ち着いてきているところではありますが、この中濃圏域では県内でも感染者が多く、今なお医療従事者の方々は休む間もなく対応を強いられておられることとなっております。

私どもは、早期のワクチン接種を期待するものですが、去る2月14日、正式にファイザー社のワクチンが承認され、いよいよワクチン接種の始まりとなります。

接種順位については、直接医療を提供する医療従事者、次に高齢者等、基礎疾患を有する方等を上位に位置づけ行くとされておりますが、実際には接種開始がいつなのか、高齢者福祉施設の入所者への対応はどうか、まだまだ市民にとっては不安や疑問が多くあるかと考えられます。

県内においては、さきに長良医療センターの医療従事者に先行接種が始まりました。しかしながら、ワクチンの供給の見通しが立たないことから、医療従事者の間でも優先順位をつけられたなどとお聞きしております。

こういう状況であります。ファイザー社製のワクチン保管用の冷凍庫ディープフリーザーは、3月には保健センター、5月には美濃病院に設置されるとお伺いしました。国からの県へのワクチン供給スケジュールは、4月5日に2箱、12日に10箱、19日に10箱、26日に42箱と発表されております。

美濃市への配付は4月19日、26日に1箱ずつで2回接種の975人分であるとお聞きしました。また、このワクチンは、高齢者福祉施設優先ということですので、基礎疾患を有する方や高齢者への接種は4月の開始は確定できないものと考えます。

ただし、今回のこのワクチン接種は、国家的なプロジェクトであり、どの市町村も既に接種体制の確保に向けて計画に取りかかっているとお聞きしております。

また、報道等でも見られますように、多くの方々の協力が必要と考えられますが、ここで、現段階での美濃市の接種計画はどのように進められているのか、市長にお尋ねをいたします。

続きまして、次の質問ですが、新学校給食センターの建設についてお伺いいたします。

市長は、令和3年度から新たな学校給食センターの設計に着手するとし、本会議に上程している補正予算に事業費を計上されました。新学校給食センターの早期の整備は、市政クラブとしましてもかねてから要望してきた事業であり、いよいよ建設が始まるということは非常に喜ばしいことであり、今後も計画どおりに進められることを期待するものであります。

また、現在の学校給食センターは稼働から40年以上を経過し、老朽化が進んでいる中、細心の注意を払い、徹底した衛生管理を行い、学校給食を提供していただいている調理員の

方々に深く感謝を申し上げます。

さて、建設される新学校給食センターについては、今までも市議会に対し、建設場所、施設規模、衛生管理方法、食物アレルギー対応等の説明をいただいております。

先般開催されました2月の全員協議会においては、図面を示しての説明を受けたところがあります。また、本年度から整備に一部着手するという事もお聞きしております。

このように、市議会に対しては、新学校給食センター建設の概要や計画について説明がございましたが、本事業に対する市民の関心は高く、特に小・中学校に通う子供たちを持つ保護者の皆さんは、給食センターが新しくなることへの安心感はあると思いますが、どのような施設になるのか心配もあるのではないかと思います。

新たな学校給食センターの整備に向けては、安全と安心した調理の提供について様々なことを市は検討されたことは十分に承知しているところではありますが、保護者をはじめとする市民の皆様に対し、どのような学校給食センターになるのかを知っていただくことは重要であると考えます。建設される新学校給食センターは、完成はいつか、いつから学校給食が提供されるのか、また、どのような機能を持っているのかを知ることによって、安心して整備を見守ることができるのではないのでしょうか。

そこで、新学校給食センターの建設計画と建物の概要について市長にお尋ねをいたします。

最後の質問ですが、学校教育のICT化についてお伺いいたします。

国は、GIGAスクール構想として、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで学校のICT化の実現を目指していますが、実現のためには端末を児童・生徒1人1台ずつ使えるようになり、全員が同時に使っても通信が止まらないような高速校内通信ネットワークが必要となります。

また、授業で活用するためには、担当する教師も1人1台の端末と、全ての教室に電子黒板あるいはモニター設置をし、画面を拡大して表示する環境が必要であります。

さらに、教師の業務のICT化を進めるための統合型校務支援システムを導入することと、専門的に支援するためにICT支援員を4校に1人を目安に配置することが必要であることを、国は令和5年度までの目標水準として示しております。

このように始まったGIGAスクール構想でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行により1人1台端末の活用が、災害や感染症の発生による学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境とし、令和2年度中に前倒しして整備することが国から示されました。

そして、家庭でもつながる通信環境と学びの保障のためのオンライン学習システム整備も必要となりました。

市も、これらの国の基準に基づいて整備が進められていると考えますが、心配な情報もあります。例えば高速大容量通信ネットワーク環境について、令和3年1月7日に文部科学省から、「GIGAスクール構想の実現 標準仕様書 学校からのインターネット接続編」が出されたばかりですが、そこには、十分な通信速度が確保できないか、そのおそれのある場

合があると注意喚起がされております。市は、この仕様書が出る前から整備が進められておりますので、十分な通信速度が確保されているのかが心配であります。

ほかにも、他市や他県では、端末は配置できたが、インターネット工事が間に合っていないとか、自宅で接続できない家庭があるということも、現実、起きているようであります。

そこで、最後の質問ですが、教育長にお尋ねをいたします。

本年度、市が整備したICT環境が、先ほどもお話しさせていただきました国が示すGIGAスクール構想に基づいているのか、またどの程度進んでいるのか、その状況をお尋ねをいたします。

せっかく整備をされても、「仏作って魂入れず」では無理になってしまいます。

文部科学省は、教科の学びを深め、つなぐような活用をするように示していますが、今後の活用はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

以上、5項目について質問をさせていただきました。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、市政クラブの代表として、太田議員から5項目、そのうち4項目につきまして私に御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず最初でありますけれども、今日震災が起きてからちょうど10年目となりますが、私も10年前には岐阜県庁の議会におりまして、心配をした人であります。もう既に10年たったのかなと、少し早いのかな、もうたったのかなとか、まだ10年なのかなと、こんな思いで今日を迎えました。

今朝の新聞を読ませていただきますと、亡くなられた方が1万5,899人、行方不明者が2,526人、避難所にまだ避難してみえる方が4万1,000人を超えているということで、本当にすごい未曾有の災害だったなということで、我々も常日頃から災害に対する心構えを十分行っていないかなければならないと、こんなことを感じたところでございます。

亡くなられた皆様には、お悔やみを申し上げますとともに、いまだかつてまだ避難してみえる方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興・復旧を願うものでございます。

そこで、最初の質問でございますけれども、第6次総に対する私の思いということで、お尋ねがございました。

議員からも既に私の思いの一部を語っていただきましたので、十分伝わっているのではないかと思いますけれども、まず今回私が第6次総合計画を策定するに当たりましては、最も重視した点としまして、市民参加で進めたいと、往々にしてこういった計画は企画倒れになることが多くありますので、最初の段階から多くの市民の方々に携わっていただいて、一緒になってつくって、一緒になって実行していこうとこんな思いでつくってまいりました。

そして、そうした案を審議会に諮って進めていく、こんな中で、なかなか市民の参加をやりませんが、十分とは言いませんでしたけれども、従来の審議会と比べますと67名とい

う大変多くの方々に携わっていただきました。大変感謝をしております。また、6次総に対する関心も高かったのかなと思っています。

そんな中で、まず基本理念が「市民と共に創るまち」となりました。まさしく構想段階から市民と共に創るまちの実現の一つかなと、こんなふうに思っております。

また、将来都市像につきましては、「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」となりました。これは市民一人一人が何かに挑戦し、何らかの夢をかなえるという夢を持った社会を実現することが重要であるという考えを持っておりまして、この言葉自体は、総合計画審議会の議員の皆様方が何度も何度も議論を重ね、選んでいただきました。私も賛同をしているところであります。

市民一人一人が、小さなことでもいいから何か新しいことに挑戦して一つの夢をかなえる、そしてまた新しいことに挑戦してまたその夢をかなえる、こういうことが起こっていけばすばらしい市になるのではなかろうかなと思っています。

それが人口2万人である美濃市全体に広がり、10年後にはそういった市民が多く現れることを期待したということでございます。

また、挑戦という言葉が、確かに分かりにくいと言われればそのとおりでございますが、何か市でやってほしいということをお願いするということではなくて、小さなことでありますけれども、例えばたばこを吸っている方々がたばこをやめようといった目標を立てて挑戦をいただくと、こういったことでもいいと思いますし、例えば健康というテーマで塩分を控えた食事に挑戦しようと、これでもいいのではないかと思いますし、またスポーツとか、文化とか、芸術など何でもいいから一つのテーマを決めて挑戦する。スポーツであれば鑑賞するのもいいでしょう。実際に歩くのもいいでしょう。文化についても実際にやることもいいでしょうし、いろんなものを鑑賞するのもいいでしょう。こんなことを、今やっていないことを何か一つ、自分で目標を決めて挑戦すると、それでそれが実現できれば夢がかなうということになっていきますので、そういった展開ができればいいかなということで、これから1人1挑戦運動ということで1・1運動を展開しようということで、今後構想を練ってまいりたいと考えています。これにつきましては、来年度のできるだけ早い時期に進めていければと考えております。

また、将来都市像を目指す基本目標として、4つ考えております。「健康でうるおいのあるまち」であったり、「子どもたちが誇りに思う輝くまち」であったり、「魅力と活力あふれるまち」であったり、「安全・安心なまち」であったりと、こういったことが実現できればと思っています。これも、挑戦することによって実現できるのではないかというふうに考えております。

最後になりますけれども、考える会に参加いただきました方、また総合計画審議会の委員の皆様には、これまで大変長期間にわたりまして熱心に御議論いただきました。そして、まとめていただきました。誠にありがとうございました。

なお、この基本構想につきましては、より多くの市民の皆様方と語り合うための説明会を

開催し、市民と共に創るまちを進めていきたいと考えております。

市民の皆様には、引き続き御支援、御協力を賜りたいと思います。

次に、大きく2つ目の質問としまして、地域防災力の中核となる消防団員が減少する中にあって、消防団活性化計画が策定され、消防団組織の見直しが進められているということについて、その概要はということについてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、社会情勢の変化の中にありまして、地域防災力の低下を招かぬよう、また大規模災害にも柔軟に対応できるよう、消防体制の充実と消防団員が活動しやすい環境づくりを進めることはとても重要であるというふうに考えております。

令和元年に、全団員を対象とした消防団活動についての調査を実施しました。人口減少やサラリーマン化、生活様式の多様化により、団員の確保が年々難しくなっていることから、消防団員の定数や消防団の枠組みの見直しが必要であるという結果をいただきました。

各分団へのヒアリングや本部並びに該当地区の連合自治会などとの意見交換を経て、第1期美濃市消防団活性化計画を策定したところでございます。

第1期計画の主な内容としましては、議員からも説明がありましたように、団員の定数を50人減らすと、そして、31部体制から26部へするということでありますけれども、ただ単に合併して定数を少なくするだけでは地域防災力の低下につながるということから、大規模災害のときのみ例えば出動する、機能別消防団員制度を導入するということとしております。

今回は1期として、3年間で全ての部の再編を完了し、その後、第2期といたしまして、さらに7分団を3分団へ統合するという計画をしております。

なお、新年度予算では、消防団員が活動しやすい環境づくりのために、報酬を3,000円増額し2万1,000円に、出動手当を1,000円増加して2,000円にそれぞれ増額するとともに、また少人数でも火災及び災害発生時の迅速な対応ができるよう、消防ポンプ車を藍見分団に配備する予算としております。これによりまして、7地区全てで消防ポンプ車の配備が完了することになります。

今後とも、消防団員の皆様方の活動を支援することで、地域の防災力の向上を図り、市民の皆様方の安全・安心につなげてまいりたいと考えております。

次に、3点目でございますが、新型コロナウイルス、日々情勢が変わっておりますので、今日お話しすることが少し間違っていることになるかも知れませんが、ワクチンについてのお尋ねがございました。現段階における美濃市の計画について御説明をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種の目的は、感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図るということとしております。

最初に、高齢者の接種でございますが、当市の高齢者は施設入所者を含めまして約7,000名でございます。

ワクチンの運搬、保管、接種後の待機場所の確保が必要などの様々な課題もございます。

高齢者につきましては、集団接種が適当であるというふうと考えておまして、集団接種につきましては、医師会の先生方の協力なしではまたできないということから、先生方の助言をいただきながら計画をしております。

また、2回接種ということで、1回目の接種から3週間後にまた2回目を打たないかということですので、1回目の接種は3週間以内に終了し、続いて2回目の接種に入ることと考えております。

ただ、しかしながら、ワクチンの供給が、議員も申されましたが、美濃市へは4月19日と26日、1箱ずつ、975人分でありますので、これではとても7,000名の方に打つ分の1割少ししかないということがございますので、まず最初は、高齢者施設のほうを優先して対応をしてみたいと。そしてさらには、高齢者施設での従事者の方々を中心に優先していこうということがございます。この方々というのは、高齢者ではありませんけれども、年齢は若いですが、高齢者施設を守るということから、そういったところを優先的にやっていきたいというふうと考えております。

また、高齢者の皆さんの接種では、接種後にそのまま待機場所となるよう、ワクチンを接種する人が移動をしていく方法を考えております。従来ですと、患者さんのほうが順番に動いていくんですけれども、動かれることをできるだけ避けるために1か所に入っただいで、打つ人がこうやって回って歩くということで、できるだけ高齢者の方々の負担を少なくしようと、こんなこととなります。この方法でやりますと、大体1組40人のグループを3組つくることで、半日3時間で約360人の接種が可能となります。延べ9日間ほどで計算ではできる予定でございますが、接種日につきましては、先ほど言いましたように、まだワクチンの供給量が決まっていますので分かりませんが、土日を中心に美濃病院と開業医さんの協力を得て、また平日にやれる場合には医療機関の平日の午後の休診日などを利用して調整ができればというふう考えております。

また、これには多くの方々の協力も必要であります。中心になっていただくのは医師でありますけれども、接種可能か否かの判定、あるいは接種後の緊急時の対応は医師でしかありませんので、医師のまずは協力が必要であるということと、次に看護師さんであります、接種そのものは看護師さんでも可能であります。今の計画上、3組の接種場所で最低1人、3人の方が医師1人に接種関係者の方が3人、そしてその他にワクチンを希釈して5本の注射器に分注作業も含めまして、大体半日で10名程度の方をお願いしなければなりません。

課題はまた、予診票、問診票というものでございますが、最終判断は医師によりますので、それ以外にも多数の事務職等も必要になってまいります。

これにつきましては、今、一生懸命計画を練っておりますので、市民の皆様には安心して接種を受けられるように対応を取ってまいりたいと考えておるところでございます。

そして、先ほどにありましたように、ディープフリーザーが、美濃病院と保健センターと2か所しかございませんので、我々としてはやはり集団接種しかやむを得ないかなと思っています。

なお、高齢者施設につきましては、入所してみえる方を連れてくるというわけにはいきませんので、これにつきましては施設のお医者さんにもお願いをしながら、こちらのほうからワクチンを持って打ちに行くと、こういうことを考えていかなければなりません、その辺の細かいことにつきましては今後検討をさせていただきたいと思っています。

いずれにしても、これは国家の一大プロジェクトでありますので、安全で安心で、それもスピーディーにやっていければと思っています。

大きく4点目でございますが、学校給食センター、これはかねてからもう私が市長になる前から、いつ造るんだ、いつ造るんだということをずうっと言われてまいったわけでございますが、なかなか財政的な部分もございまして今日になってしまいましたけれども、やっと着工に向けて動けるといふふうになりました。

そこで、議員の皆様にはそのときそのときで、節目節目で説明をしまいいりましたけれども、市民の皆様にも説明する必要があるのではないかとこのもつともな御意見でございますので、そういったことを含めて説明をさせていただきたいと思っています。

御承知のとおり、昭和50年4月に稼働してから40年以上がもう既に経過した施設でございます。施設設備の老朽化も進んでいます。また、毎年毎年修繕費に相当の費用をかけて、安全・安心に、さらに衛生的なということでやってまいりました。従業員の方々には大変御苦労をおかけしておるなあというふうに思っています。

そういった中で、新しい給食センターの建て替えについては、市民の皆様からもそういった要望をいただいております。

現在の給食センター、先ほど言いましたように、非常に職員の方々が細心の注意を払って安全な給食をやっていただいております。そういったことを、少しでも負担の軽減になればということで考えておるところでございますが、今回、令和2年度の補正予算のほうで予算化を図りまして全額繰越しをして、来年度の7月ぐらいから着工に入っていく予定でございますが、現在はそこに入る取付け道の工事をやっておりまして、これは年度内に完成をする予定としております。

そして、場所等につきましては、現在の場所も、一応ルールで何分以内に配送しないかんというのがありますが、今回の場所につきましても、美濃市内の学校に全部で30分以内には配送ができることかなあと思っています。一応、基準上は2時間以内というふうになっておりますけれども、30分以内には各学校に配送できるような場所ということで前野地区を選んだということでございます。

具体的な建設でございますが、今年の7月から着工いたしまして、令和4年の2学期ですので9月ですね、9月から新しい給食センターで新しい給食が提供できるのではなかろうかと、こんなふうに思っております。

そして、建物の概要でございます。

構造は鉄骨造り2階建て、延べ床面積は1,330平方メートル、敷地は長良川沿いであるということから、浸水対策としまして約1.2メートルのかさ上げを行いました。調理に必要な

電源は、厨房機器の特徴及び経済面を考慮しまして、ガスと電気の混合電源としております。

調理能力は、児童生徒数の及び教職員の数から、1日に1,600食としておりますけれども、調理の安定性を図るために、最大1,800食までは調理可能な厨房機器としておるところでございます。

1階は主に調理を行うエリアで、面積は1,108平米です。

異物混入等を防止するためには、下処理や焼き物などの調理工程ごとに部屋を仕切りまして、また調理員の動線が交差しない配置とし、主要な箇所にはエアシャワーや手洗い室を整備をしております。

また、食中毒対策としましては、水跳ねによる汚染を防ぎ、高温多湿や細菌やカビなどの繁殖を抑えるためにドライシステムを導入します。

また、食物アレルギー対応では、除去食や代替食が最大60食まで調理できるアレルギー食専用調理室を整備し、食物アレルギーに配慮が必要な児童・生徒に対して、安全で栄養バランスを考慮した学校給食を提供できるようにしてまいりたいと考えております。

このほかにも、安定した学校給食が提供できる機能を配置しておりますけれども、将来にわたって安全な学校給食を提供して安定的に児童・生徒に提供できるよう、また保護者の方々にも安心していただけるよう、設備を進め、早期の完成を目指してまいりたいと考えております。

○議長（辻 文男君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） おはようございます。

太田議員の5つ目の御質問、ICT環境の整備状況と今後の活用はどのようなかについてお答えをいたします。

まず整備状況についてでございますが、高速大容量通信ネットワークの整備が11月に完了しております。高速インターネット回線を直接学校に接続する方式を取りましたので、国が推奨しているものより優れた通信環境となり、児童・生徒が同時に映像を見ても通信が途中で止まることなく、快適に視聴できるようになっております。

全ての児童・生徒及び教師に配付するパソコンもしくはタブレット端末としましては、iPadを1,526台整備いたしました。これは、文部科学省が示している性能を満たした機器でございます。また、関市、郡上市と連携し、同じ端末にすることで教師が移動してもスムーズに指導を行うことができるようにしております。

電子黒板やモニターは、普通教室はもちろん、特別教室と体育館にも設置し、国の基準を上回る整備をいたしました。

統合型校務支援システムにつきましては、本年度に導入をいたしましたので、令和3年度から本格運用することで、事務処理の効率化を進めてまいります。

自宅にインターネット環境がない家庭には、モバイルWi-Fiルーターを110台導入し、貸出しを始めております。

テレビ会議システムを使ってリモート事業を行える環境を整えましたので、学校が臨時休

業等の緊急時でも、家庭で授業を受けることが可能となっております。

現在の学校での利用状況につきましては、1月初旬に市内全小・中学校で、校長のほうから児童・生徒に、タブレット端末は勉強のために大いに活用してほしいという趣旨を伝え、タブレット端末を渡しました。

そして、使い方に慣れるためのアプリの使用、高速インターネット回線を使った調べ学習、電子黒板等に画面を映しての交流活動、テレビ会議システムを使つての全校集会などで活用を始めております。

児童・生徒からは、分からないところをすぐに調べられるから分かりやすいとか、操作が思ったより難しくないから楽しいといったような感想を聞かれ、心待ちにしていたことが分かります。

また、リモート授業につきましては、中学生が自宅にタブレット端末を持ち帰り、リモート授業体験を行っております。引き続き、小学生もリモート体験授業を計画をしております。

今後の活用につきましては、美濃市教育情報化推進計画に基づき、思考力・判断力・表現力を育成するための効果的な活用を図ってまいります。

タブレット端末を使って、考えをまとめ、発表用の資料を作成し、電子黒板等で拡大表示して交流する、このような活動を行い、教科の学びを深められるよう活用に力を入れてまいります。

令和3年度新規事業といたしまして、中学校の掲示用デジタル教科書整備を行い、各教室に配置してある電子黒板等のより一層の活用をも図ってまいります。

さらに、これらを推進していくために、各校のICT担当教師によるICT活用プロジェクト委員会を中心となり、研究や研修を進めるとともに、令和3年度の新規事業として、ICT支援員2名を各校に月2回配置し、児童・生徒の操作支援や教師の授業準備の支援を図ってまいります。

このように、令和3年度は整備したICT環境を十分に活用し、児童・生徒の学力を高めるために取り組んでまいります。

〔11番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 11番 太田照彦君。

○11番（太田照彦君） ただいま、市長及び教育長から第6次総合計画基本構想と令和3年度の主要事業について詳細にわたり大変前向きな御答弁をいただき、ありがとうございました。

厳しい財政状況の中で、困難な課題も多いかと思いますが、引き続き全力で市民の生活向上のため御努力されますことに加え、まだまだ終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が間もなく始まりますが、万全を期して取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

さて、最後になりましたが、本年度退職をされます西部民生部長につきましては、長きにわたり職務お疲れさまでございました。特に今年度は、新型コロナウイルスの感染症対策に

御尽力いただき、ありがとうございました。

また、池田建設部長、不破総合政策課長には、2年間の人事交流であるとお聞きしておりますので、県に帰られましても、県と美濃市とのパイプ役として今後も御指導のほどよろしくお願い申し上げます、私の市政クラブ、代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（辻 文男君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和みの、7番 古田秀文君より、会派代表質問に先立ち資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、令和みの、7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、代表質問をさせていただきます、令和みのの古田秀文でございます。よろしくをお願いいたします。

本日2021年3月11日、東日本大震災から10年。十年一昔という言葉がありますが、あの年生まれた子供は小学生になり、小学生だった子は社会の荒波にもまれています。でも、まだ津波にのまれたまちではかさ上げ工事が続き、放射線量が高く住めないまちもあります。

震災のあった翌年の2012年10月に総務産業建設常任委員会において、宮城県、岩手県などの被災地の現場を訪れさせていただきました。そのとき、目の当たりにした被災地の現実は今でも目に浮かんでまいります。この災害を通じて得られた数多くの教訓や課題を埋もれさせることなく、貴重な教訓として、今後起こり得る広域な大災害の備えとして生かしていかなければと改めて思う次第であります。

それでは質問に移らせていただきます。本日は2点につきまして代表質問をさせていただきますので、御答弁のほうよろしくをお願いいたします。

それでは、質問の1点目、今後の財政運営について市長にお伺いをいたします。

今議会に令和3年度予算案が提出をされましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、例年になく苦しい編成作業を強いられたことと思います。

昨年春先からの経済活動の停滞で大幅に税収が落ち込み、コロナ禍終息のめどがつかない中で来年度も改善の見込みが立っておらず、感染防止対策や経済活動支援のための臨時的な支出も引き続き必要になることから、収入減と支出増のダブルパンチで収支バランスを取ることが大変であると思います。

その上、これまで不測の事態に備えて年度間の財源調整のために積み立ててきた基金についても、これまでのコロナ禍対策や税収減に対応する財源補填のために大きく取り崩しています。

国と違って地方自治体は、収支が赤字になるときに、これを補填するために国のように公

債を発行して財源を手当てすることができません。基金以外に収支不足を埋める財源がない中で、収入に見合った支出に抑えるためには、これまで実施してきた施策事業を抜本的に見直し、市民サービスを縮小せざるを得ない。そんなぎりぎりの選択を迫られているのが実情ではないかと思えます。

コロナ禍で財政難、これからの地方自治体はどのような財政運営を行っていったらいいのか。そもそも、地方自治体の財政状況の厳しさは今に始まったことではありません。人口減少や経済活動の停滞による収支減と少子高齢化による社会保障費の増加、さらにはこれまで公共施設整備に充ててきた起債、いわゆる借金の返済が長期的に高止まりする中で、その公共施設の老朽化により維持管理経費や施設更新経費が必要になり、三重苦、四重苦の状況が続いています。

使える財源が限られている中、住民からはこれまでのサービスを維持することが求められ、その一方で、社会ニーズの多様化により、これまで以上のサービス拡充や新たな政策課題の解決のための取組も求められています。当然、自治体の使えるお金には限りがあり、やりたいことの全てを実現できない以上、施策事業に優先順位をつけた取捨選択をしたり、あるいは少ない経費で効率的に事業が実施できるよう経費の精査を行ったりしながら見込まれる収入の範囲に支出を抑えていく、これが予算編成であり、これを複数年度の計画として行うのが行財政改革ということになります。

今回、コロナ禍の中でその厳しさが顕在化し、将来起こるべき危機が少し早めにやってきたというふうに捉えれば、緩やかに危機的状況に陥っていく中で毎年の予算編成で先送りした議論に決着をつけ、限られた財源を何に優先的に充てていくかを全庁を挙げて議論し、議会や市民ともしっかりと認識を共有して結論を出していくときが来たと理解すればいいのではないかと考えております。

地方自治法第208条第2項には、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとあり、原則として、ある年度に必要な支出の財源は同じ年度内の収入で賄うことになっています。

家計に例えれば分かる話ですが、毎月の収入が30万円しかないのに毎月50万円のぜいたくな生活はできません。これまで月収50万だった人が月収30万になり、それが一時的なものなのであれば、一時的には貯金で食いつなぐにしても、いずれ月収30万に見合う生活水準に落とさなければいけないのです。市長も施政方針の中で「入るを量りて出ざるをなす」の基本原則をおっしゃってみえます。

したがって、現在直面している収支バランスの不均衡はコロナ禍の中での一時的なものなのか、それとも中期的に見ても回復できないものなのかを見極め、もし一時的なものであれば、その臨時的な支出を賄う財源を臨時的に探せばよく、長期化する見込みがあれば、今後数年間毎年確実に入ってくるが見込まれる収入規模に見合う規模に、毎年必ず出ていく支出を抑えることが必要になります。

少し乱暴な言い方をすれば、どれだけやらなければいけないこと、やるべきことがあった

としても、収入の範囲で支出予算を組まなければならないという現実を直視しましょうということにほかありません。

むしろ、その危機的な財政状況を共有して、自分たちのまちにとって本当に必要なものをこの庁内で、そして市民、議会も一緒になって自分ごととして議論する千載一遇のチャンスと捉えてはいかがでしょうか。

これまでに、あれもやりたい、これもできればと未来を描いていた自治体の将来像について、現下の財政状況を踏まえ、本当に実現したいことは何なのか、そのために欠くべからざるもの、我慢して捨てることができるものについて、総論賛成・各論反対の各論をいとわずに、互いの立場に立ち入ったぎりぎりの議論を経て、ウイズコロナ時代にふさわしい現実的な将来像を共有し、市民とともにその将来像を実現していくことが大切なのだと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大で地方経済は大きく減速しています。活動、集会の自粛により、全国から観光客の集まるあかりアート展や美濃まつりなど地域イベントは相次ぎ開催中止となり、ホテル、旅館、飲食、小売業を中心に地元企業は大幅な減収を余儀なくされ、地域経済への影響は計り知れないものがあります。

企業や個人の経済活動が止まることにより地域経済が悪化すると、企業が納める法人住民税や法人事業税が減少するとともに、解雇や減給になれば、従業員が納める住民税も減少いたします。企業収益の悪化は、これらの地方税の税収減につながり、自治体財政への影響が出てまいります。

令和2年度決算見込みにおいて、市税収入が対前年度で2億円の減となる見込みや財政調整基金の取崩しが2億8,000万円の見込みとなるなど非常に厳しい数字が予想されています。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響をまともに受ける直近3か年と中期的視野に立っての今後5か年、そしてやや長期にわたりますが市政運営の方向性を定める観点からの10か年の財政状況並びに財政運営をどのように考えているのか市長の見解を伺います。

さて、今回は緊急事態であり、基金を取り崩して住民を支援するのは当然ではありますが、コロナの第4波、第5波が来れば財政破綻する自治体が出るかもしれません。規模は違いますが、千葉、神奈川、埼玉の知事が東京都と同じことではできないと嘆いていましたが、その東京都でさえ通常財源が枯渇してしまいました。インバウンドで観光の風が吹き荒れていた京都ですが、貯金はゼロだと聞きました。いずれにしても、自主財源がどれだけ積み増しているかが大事だと分かります。

では、この自主財源の確保はどうしていったらいいのか。私が期待を込めて考えられる一つがふるさと納税だと思います。

お手元に配付させていただきました資料は、過去13年間の美濃市におけるふるさと納税の現状として、寄附件数と寄附金総額の推移を表したものであります。見ていただきますと、過去5年の年平均寄附金額は、一番下のところに書いてありますが約2,000万円ですが、寄附件数を見てください。うなぎ登りに傾向が見られ、平成30年度以降は100件を超え、令和2年度はまだ1月末の集計ではありますが、年度末まで2か月を残して、既に昨年の2倍を

超えて大きく増加をしています。

この意味するところは何か。件数は増加しているが、寄附金総額は横ばいが続いている。ここにヒントが隠されているのではないのでしょうか。美濃市は3つの世界遺産を持ち、歴史文化が息づくまち、この美濃市に多くの関心が寄せられており、返礼品を工夫すれば大きな財源につながる可能性を秘めていると考えます。この流れを追い風として、魅力ある返礼品と広報活動を充実させて、ふるさと納税制度に注力することは、この自主財源確保に大いにつながるものと確信をしています。

市長は、魅力と活力あふれるまちに自然や文化等の多様な観光資源を生かし、経済波及効果が高く、多くの人を楽しめる滞在、体験型観光づくりをうたってみえます。

これこそ、ふるさと納税の目玉となるメニューに直結するのではないのでしょうか。例えば古民家ホテルに泊まり、夜は伝統的なアユの夜網を体験する。翌日には手すき和紙の体験。また、お帰りには地元のお酒やアユの甘露煮、和紙製品、また飛騨牛などもいいと思います。お土産として渡します。

例えば世界遺産の3つを体験できる、美濃ならではの世界遺産ツアーの企画。アウトドアをメインとしたカヌー体験やリバーダイビング、アユの友釣りなど美濃の自然を生かした体験と宿泊のセットメニュー。天王山や誕生山を使った山登りと歴史を満喫する健康歴史ツアーなど様々なアイデアが浮かんできます。

美濃以外他の地域には類を見ない世界遺産の中で、食、文化、伝統、歴史に触れ、様々な体験を満喫できるふるさと納税のプレミアムな返礼品の提供は、美濃市にしかできない。そして、自主財源の確保に大きく貢献していくのではないかと思います。市長の見解を伺います。

また、持続可能な市政運営には、公共施設の維持管理にも大きな財源の調達が必要となります。財源として自治体が自ら徴収できる自主財源の増加対策には、知恵を絞り出して臨むことが必要であります。一方、国や県の施策による事業や特定の事業奨励のために用意されている財源、依存財源を活用することも必要であります。

特に公共施設、生活インフラ整備に係る事業資金は長期にわたり調達する必要があります。市債を導入しての資金調達には将来負担を考慮しなければなりません。緊急性が高い案件には早急な対応が必要であり、計画と調達のバランスが非常に難しいと思います。これからは、今まで以上に官民の協働で進める事業も企画、計画されることが多くなると予見をされます。

こうした中での国県支出金や市債、また民間資金など依存財源についての有効的かつ効果的な活用について市長の見解を伺います。

次に2点目、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてお伺いをいたします。

新型コロナワクチンの先行接種が2月17日に始まり、各地で医療従事者向けの接種が本格化して、本市では高齢者を対象に4月以降に本格化する見通しと伺っております。

しかし、多くの自治体が大規模接種のノウハウに乏しく、対応に苦慮しているとの報道も

耳にします。今回の新型コロナウイルスワクチンの接種に関する地方自治体の業務は多岐にわたっています。特に当市のような小規模な自治体においては、限られた職員の中で対応せざるを得ない状況にあり、相当な負担がかかってくるのが予想をされます。そこで、職員の方の負担を少しでも軽減するとともに接種希望者の利便性にもつなげられるよう、ワクチン接種対応業務のうち、ワクチン予約業務の効率化の支援を目的としたワクチン接種予約サービスの導入が考えられます。

では、ワクチン接種予約サービスを導入すると、自治体、住民はどのような機能を使うことができるようになるのか。例えばです。自治体は、接種会場ごとの予約枠を設定する機能、また接種会場ごとの予約状況を確認する機能、接種券番号で予約情報を参照する機能、接種実績の登録結果を国で構築予定の接種管理データベースに連携するなど、そのような機能が上げられます。また、住民が受けられるサービスは何かといいますと、接種会場ごとに空き状況が表示された、例えばカレンダーから予約することができる機能、予約するときに同一接種券番号の予約の重複を確認する機能、1回目と2回目の接種日の間隔が一定以上の日数かを確認する機能、事前に問診票の回答を登録する機能などが上げられます。

じゃあ、このようなサービスはどこが行っているのかといいますと、例えばNTTデータ関西は2月16日、人口5万人以下の小規模な自治体を対象に新型コロナウイルスワクチンの接種予約サービスを無償提供すると発表しました。このサービスを導入すると、自治体はワクチンの接種状況に応じた予約枠の設定や予約状況の確認などができ、集団接種会場での密を回避しつつ効率的なワクチン接種が可能となります。また、住民はパソコンやスマートフォンなどから接種会場の空き状況を確認し、迅速に予約することができます。

また、こういうのもあります。ふだん皆さんが利用しているLINE。これは2021年1月28日に対話アプリLINEを使って、新型コロナウイルスワクチン接種の予約ができるシステムを地方自治体向けに提供を開始しました。自治体のLINE公式アカウントを通じて簡単に予防接種を予約できるほか、ワクチンの接種間隔をシステムが自動で判断します。人工知能AIによる電話の音声自動応答や、OCR、いわゆる光学的文字認識を活用した接種券の自動読み取りなども提供するそうです。

今後接種の対象が広がることで混乱も予想される中、さらに増加する自治体の負担を少しでも減らすことができる、このワクチン接種予約サービス導入に向けての市長の見解をお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 令和みのの古田議員から代表質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきますと思います。

最初に、今後の財政運営ということで2点の質問をいただきました。今後の財政運営をどのように考えているかということですが、令和2年度につきましては、御承知のとおり新型コロナウイルスの対策の関係で異例の財政運営となったところであります。今後も不透明な社会経済状況が懸念される中でありますので、今後も中期的、あるいは長期的、そ

ういった観点に立って、随時市税の動向、国の地方財政対策、こういったものを十分見極めながら、歳入・歳出ともに適時適切に、また将来に過度な負担を残さないと、さらには持続可能な財政運営の維持ということに努めていくということについての必要性は十二分に考えているところであります。

ちなみに、最近のことでお話ししますと、例えば健康文化交流センター建設に当たりましては、建設の数年前から少しずつ預金をし、約10億円の預金をした中で、そのお金がたまったことから新しい事業に取り組んだということで、過度な借金をしないと、こんなことにも取り組んでおりますし、例えば市役所の壁を塗り直しました。これも1億円かかりましたけれども、一遍に1億出すのは大変ですので、公共施設の改修整備基金というのを設けて、そこでお金を少ししずつためながら一定程度たまったら次のものに取り組んでいくと、こういったことで過度な借金をしないと、こういった取組をしまいりました。今後もこういった取組については実施しようということでございますけれども、結果として直ちに直さなきゃならないものが、1年後であったり、3年後であったりと、こういうことで市民の皆様には不便はおかけしますけれども、着実に財政運営をしながら過度な負担を求めないようにしながらやっていきたいという、そんな思いでございます。

ちなみに、令和3年度の予算につきましては、国の地方財政計画においては、通常収支分について、新型コロナウイルスの感染症の影響により地方税等が大幅に減少することから、また地方が地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生に取り組むにつ、交付団体をはじめとする地方が安定的な財政を行う必要性があるということから、一般財源総額については令和2年度を下回らないようにすることを確保するというところでやられてまいりました。

そういった中で、令和3年度的美濃市の当初予算におきましては、引き続き市税の減収局面が懸念されます。これは前回のリーマンショックのときに、どの程度起こったかということ想定しながら今回の予算を組んでおるところでございますけれども、厳しい財政運営が令和3年、4年には行えるのかなと、こんな思いでございます。しかしながら、一般財源総額が確保されることになりますと、それほど今やっている事業を何もかもやめてしまうということにはならないのかなと思っていますので、引き続き安定な財源、国の財政措置、あるいはいろんな補助金制度等々を活用しながら予算編成に取り組んできたところでありますし、今後もそういったことで取り組んでまいりたいというふうに思っています。

そして、国の地方財政計画や補助金、交付金などの制度の改正を常に先手先手で見ながら対応していきたいというふうに思っています。

さらには、社会経済情勢の変化、こういったものにも対応が必要となります。特に新たな日常ということで、ウイズコロナでありますけれども、こんなことにつきましても、今までにない施策として取り組んでいく必要があると、こんなふうに思っています。

なお、地方公共団体の財政というのは、災害時の緊急の財政出動で短期間で容易に悪化します。もしコロナが2年、3年と続けば、一気に市の財政は悪化します。こういったことを

事前に取り組む中でやっていく必要があると考えておりますけれども、現在美濃市が直面しているのは、公共施設、社会保障費の増加、あるいは公共施設の老朽化が大きく課題となっています。先般の議会でもお話ししましたように、もし現在今美濃市が持っている公共施設を全部作り直すと、約1,000億円のお金がかかるという試算が出ておりますけれども、それは美濃市の財政の10年分を投入しなければいけないと、こんなことでございまして、なかなかそういったものには十二分にお応えができないだろうなということでもありますので、危機のときにも備えつつ、財政も健全化に努めるということで、財政調整基金の確保についても引き続きやっていくというふうになろうかと思っています。

令和2年度につきましては、財政調整基金について国のコロナウイルス感染の対応の中で活用してまいりましたけれども、限度がございまして、今後はそういった国の新たな制度ができるものを待ちながら、市の余力を見ながら対策について対応していくと、こういうことになろうかと思っています。

地方財政法第5条の特例によります減収補てん債の活用もありますし、積極的な新型コロナウイルス感染症対策の実施を進めるためには、やっぱり持続可能な財政運営というものがありますので、今後も努めてまいりますけれども、さらにこれは努めてまいりたいと思います。

今後、3年間、5年間、10年間の市政運営につきましても、市税をはじめとして無理のない収入見通し、歳入に合った歳出と、すなわち「入るを量りて出ざるをなす」という原則に立った予算編成と執行と、さらには国による地方財政対策に十分留意しつつ、市の財政規模に合った財政運営、財政の健全化に向けて堅持をしていきたいと思っております。

しかしながら、美濃市の今回6次総をつくったわけでございますけれども、市民が期待する美濃市の在り方と、こういった夢を全てなくすということについては、逆に市税の収入に影響する可能性もございまして、事業の廃止、見直しというものを進めながら、市にとって、あるいは市民にとって必要である、不可欠である、こういった事業、投資については積極的に実施をし、市民満足度の向上と、そして財政の運営の健全化と、こういった両立を図っていく必要があると考えておるところでございます。

財政運営について2つ目でございます。自主財源の確保と依存財源の効率的な活用がどのようかという御質問でございます。

先ほど議員のほうから示されましたふるさと納税の表がございましたが、新聞あるいはマスコミで、いろんなところのものが出ますけれども、多いところの話とか出ますので、そういったところから見ると寂しいなあと、こんな思いでございしますが、私がこういうことを言っているかどうかというのは問題がありますけれども、全国のふるさと納税の人気返礼品、人気度ランキングというのがありますので、そういったものを見ても、おおむね食料品が上位を占めておりまして、あるいは肉とか海鮮、そういったものが占めておりますので、そういったことがまずあります。

そしてもう一つは、いろんなことをやられる市町村があったことから、現在は市の産品で

なければ返礼品に使えないということでございまして、美濃市がほかのところでつくっている人気商品をもたらってきてやるというわけにはいかない、こういったいろんな制限がございまして、なかなかこれだというものはないもんですから残念なんでありましてけれども、何とかして市民の皆様には美濃市産でこんなおいしいものができたよとか、こんなものを作っていたで、それを積極的に納税の品目としてやっていければいいかなと思っておるところでございまして。

今のところ、当市にゆかりのある方々から、とは言いながら、多くの方々から多額の御寄附をいただいております。この件数につきまして、議員御指摘のとおり倍になりました。この理由は先ほどありましたけれども、額が変わっていないのに何で件数が倍だという話があるんですが、従来美濃市は最低2万円というふうな基準がございまして、それを1万円に下げたら件数が増えたということでございまして、総額は前と変わっていないんですけれども、やはり1万円という寄附なら多くの方々がやりやすい額になったのかなと、こんな思いでございまして、やはり1万円の中で返礼品は3,000円までとなっておりますので、何かいい商品が出ないかなと、こんな思いでやっていけたらなと思っております。

それにプラスしまして、市内の木工業とか飲食店、農家のほか宿泊など、こういった返礼品の種類も相当増えてまいりました。さらに、美濃市内にあるいろんなものの返礼品が提供できるようにしていければと思っておりますし、議員から提言がありました古民家ホテルでの宿泊、あるいは和紙の手すき体験、こういったものも返礼品に加えられればいいかなと思っておりますが、古民家ホテルで宿泊券を提供しようと思すと、大体1泊3万円ぐらいですので、10万円を寄附していただかないと、なかなかそれは提供できないとなるんですが、どうなのかなということがございまして、なかなか10万円はえらいのかなと思っておりますが、一つのシンボルとしてやることについてはいいのかなと思っておりますので、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さらに、魅力はあるんだけど知られていない返礼品がありますので、今後はいろんなサイト、いろんなふるさと納税のサイトがいっぱいありますけれども、特に有名なサイトを使って市の納税品のPRについて努めてまいりたいと。できれば1億円を超えるような寄附をいただけるような、そういったものを望んでまいりたいと思っております。これには、先ほど言いましたけれども、市が商品をつくるわけではありません。多くの事業者の方々がやることとございまして、多くの事業者の方々に返礼品として使えるような製品の開発、こういったものも協力いただければと思っておるところであります。議員の皆様にも、そういったことを多くの方々にお声がけをいただければ、市としては大変ありがたいと思っておるところでございまして。

次に、国県支出金でございまして、補助事業の実施に当たりましては、必要な市の一般財源所要額を十分に把握した上で、市の財政負担を考慮して活用するというところであります。普通建設事業に係る起債につきましては、普通交付税措置のない起債は発行しないということとございまして、交付税の措置のある有利な起債を採択をして事業を実施するということ

でございます。

したがいまして、また国の補正予算に対しましては、事業を実施しますと補助採択がまず優先され、かつ補正予算債というまた別枠の交付税措置の起債がございます。こういったものに留意してやっていきたいと思っておりますが、まさしく学校給食センターにつきましては、通常であれば補助金プラス通常の起債ということになったんでありますが、国の補正予算にやったということで、まず補助採択をされたということで倍の補助金がついたということと、さらに借金に相当する起債についても補正予算債ということで、さらに国からの交付税措置が行われるということで、市にとっては当初よりも相当程度の財源が軽減できたというふうに考えているところでございます。

今後もこういったことをやっていきたいと思っておりますし、そのためには、補正が出たときに手を挙げられるような事前準備というのが大切でございますので、そういったいろんなものをやるときに、出たときにすぐ臨機応変に対応できるように準備だけは整えてまいりたいと考えております。

このように、今も申し上げましたように、国の補助金、交付金、市の負担、こういったものも十分考慮した上で活用してまいりたいと思っておりますし、起債に当たっても現在申しましたような起債を活用して財政運営をしていくと、こういうことで持続可能な健全な財政維持に引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、御支援をいただければと思っております。

大きく2点目でございます。

新型コロナウイルス感染症に関して、接種予防機能を提供するアプリを導入ということでございます。議員が言われましたように、LINEの活用とか、幾つかの自治体で既に検討されております。いろいろなアプリを活用することによってどのような利便性があるのかということにつきましては、それぞれの自治体の状況によって変わってまいります。どれがいいかということについては一概に言えないと思っておりますが、例えば美濃市で行う高齢者向け、あるいは一般というふうに2つ大きく分けてありますけれども、高齢者につきましては、県からの美濃市へのワクチンの供給が最初の2箱、2回分ということで975人分でございますが、さらに、これは高齢者施設優先ということでありますので、その後の供給もどのようになるかということについては全く未定でございます。恐らく少量ではなかろうかなというふうに思っておりますが、となりますと希望を取って、いつの時点でどう希望を取るのかということです。この辺非常に難しい問題がございますので、市としては、高齢者につきましては、そういう状況を見ながら、日程、時間等を指定した場所で案内していくことのほうがよりスムーズではなかろうかなと思っておりますし、高齢者の方々がLINE、あるいはネットを使って予約ができるのか、できないのかとか、あるいは変更するときに変更手続が理解されるのか、されないのかということで、逆に混乱を招くということも考えられますので、ちょっと高齢者につきましては、今のところネットでの予約ということについては考えておりません。

ただ、一般につきましては、今度は逆に予約を取らないと、勝手にこちらが決めて、来て

くださいといっても仕事がありますからということ等々でございますので、これは、どちらかというネットを使った予約システム活用をということが主流になるのかなと思いますし、若い方であればスマホを持って十分ネット環境ができているということから、できるのかなと思っています。

現在美濃市につきましては、自治体職員専用のネットワークでありますLGWANというものを持っていますが、このLGWANの中に予約システムを導入するというので、現在プログラムの開発をやっておりますけれども、こういったものを使ってやろうというふうに考えております。これにつきましては、QRコードを読み取っていただくことによって、申込みフレームが画面上に現れて、そのフレームから申込みをすると、こんなものをやります。ただ、現在市のネットワークにつきましては外部とのやり取りができないということになっておりますので、今後につきましては、こういった外部とのやり取りができるようなシステムの開発ということを今現在進めておまして、そうであれば、ほかの市とのいろいろなもの情報共有が合理的にできるということから、美濃市にとってはLGWANシステムというのを使っていきたいというふうに考えております。

その他のアプリの活用については、新たにシステムを構築するということになりますので、美濃市としては先ほど言いましたように、今のLGWANシステムを導入してやっていきたいと思っております。使い方に関しましてはホームページへの掲載、あるいは接種券送付時に同封のチラシで周知をしまして、またコールセンターも設置をしておりますので、相談業務と併せて電話での予約ということも可能としますけれども、できるだけ不便のないように、できるだけ使いやすいようにと、こんなシステムとして取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 市長、御答弁ありがとうございました。

ここで、要望と意見を述べさせていただきます。

答弁にありましたように、事業の抜本的な見直しと市民満足度のさらなる向上の両立に取り組む財政運営の実現に向けて、私は大いに期待したいところであります。

そこで、その一つとして、ぜひ実現していただきたい事案があります。この重点を置くべき事業を見定めて、事業効果が低くなった事業、また事業継続の意義が薄れているものなどは、取捨選択して事業の廃止、中止、先送りを含めた事業の抜本的な見直しに取り組んでいくために、行政評価の一つの事務事業評価の早期公開を要望させていただきます。

令和2年度までは、9月定例会の決算議会が終了した10月下旬から11月にかけて、美濃市のホームページに公開をされています。9月の我々の決算審議において、行政としての評価を議員が知ることは、決算審議に不可欠と思っておりますが、残念ながら現在は議会終了後の公開となっております。事業の成果報告書とともに、事業評価シートを併せて審議することで、市民満足度と抜本の見直しに活用でき、より深い審議につながるものと考えます。

できれば9月議会の開催前、監査報告と同時に資料を提供していただき、決算審議に反映できるような仕組みをつくっていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

さて、自主財源の確保に向けての取組をお聞かせいただきました。地域経済の活性化とともに実現できるようにする、その仕組みづくりをぜひつくっていただきたいと思います。そのためには民間の知恵や考え方を取り入れることが大変重要になってくるのではないかと思います。

例えばふるさと納税を例に挙げましたが、昨年オープンしました道の駅フェアフィールド・バイ・マリオット・岐阜美濃を運営しておりますトリップベース事業推進室の室長の方は、以前星野リゾートなどで様々なアイデアを出して事業展開をされた方であり、お話を伺うとこの美濃市に対して強い思い入れを持って見えます。経験豊かで外からの目を持ったこのような方々とふるさと納税への取組や観光開発などを含めて意見交換をし、今後の展開につなげていくことは大変意義のあることだと思いますので、ぜひ積極的な取組をよろしくお願いをいたします。

また、目標額というものを明確にすることも大切かなと思います。答弁にもございましたが、例えば目標額を1億円と設定することにより、それに向かうためのプロセスをしっかりと明確化して、職員とともに事業者にも意識共有してもらって、返礼品の充実を図っていくことができるのではないかなと思いますので、ぜひ目標設定をよろしくお願いをいたします。

2点目のコロナワクチン接種予約機能についてであります。先ほどLGWAN対応、これはLOGフォームのシステムを活用するというふうにしてと思いますが、市民にとってもこれまで紙と鉛筆で記入していた内容を、スマホから日時を問わずに入力することができるようになって、利便性が圧倒的に向上すると思いますので、大変ありがたいと思っております。ぜひこのシステムを導入していただきたい、使っていただきたいと思っております。

また調べますと、このLOGフォームは、新型コロナウイルス対策でも、住民の相談窓口や地元企業の対策実施調査、また別にテレワークの希望調査などに活用されることも期待されます。今後はよりこの機能を使って、住民アンケートや地域イベント申込みフォームといった住民向けのフォームをプロダクトしていただきまして、自治体が行政施策に住民の声を生かす機会として大いに活用していただくことを期待しているところであります。

以上、要望と意見を述べさせていただきました、私の代表質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（辻 文男君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。  
休憩 午前11時59分

---

再開 午後1時00分

○議長（辻 文男君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、令和3年3月11日は、東日本大震災発災日から10年に当たります。哀悼の意を表するため、震災の発災時刻である午後2時46分に黙祷をささげたいと思いますので、議場内の皆様には御協力いただきますようお願いいたします。

また、議事の最中に時間となりましたら、議事を中断いたしますので御了承ください。

次に、一般質問に入ります。

最初に、4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告書に従い、一般質問、美濃橋保存修理事業についてを建設部長と産業振興部長に、美濃市プレミアム付商品券発行事業についてを産業振興部長に、高齢者向け商品券についてを民生部長に一問一答にてお尋ねしていきます。

それでは、令和3年3月に5年間の修理を終えた美濃橋について質問をさせていただきます。

美濃橋は大正5年に架けられた橋で、我が国で現存する近代的つり橋としては最古のものです。昭和30年代まではボンネットバスを含む車両が通行していましたが、上流、下流に橋が架かることで次第に交通量を減らしていき、昭和40年代以降は歩行者専用として利用してきました。そして平成15年には、大正期を代表するつり橋として重要であることから、国の重要文化財に指定されました。

橋のロケーションを眺めてみると、見慣れた風景ながら満々と水をたたえる清流長良川、左岸には新緑の小倉山。春には桜色に囲まれ、夏の川辺には釣り人が押し寄せ、また涼を求める人々でにぎわい、秋には紅葉が映えます。とてもいい環境に架かる橋です。改めて修理を終えた橋本体に目を向けると、長さ100メートルを超えるつり橋は、強度を保つために中央に行くに従い盛り上がっていくアーチの美しさに気がつきます。とてもきれいな橋です。100年前の人々の思いと同じ郷土の自慢であり財産だと伝わってきました。それが今までに大々的な修理が全く行われず、建設当時の部材が今なお使用されたままなのです。

そこで今回の5年をかけた美濃橋修復事業の内容は、右岸アンカー工事、主塔工事、補剛桁補修、塗装工事、木床板交換、転落防止柵、照明灯設置、ケーブル張力調整工事と聞いております。これから先、橋を大切に守っていく長寿命化対策の修理なら、つり橋の命とも思われるケーブルの交換は必然だと思われれます。今回はケーブルの交換も修理もされず、張力調整だけで終わっています。また右岸側、前野側のアンカー工事は大々的に行われておりますけれども、山側の左岸アンカー工事は手をつけられておりません。これで先々大丈夫なんではないでしょうか。素人とは非常に不安を感じます。文化財修復工事というものは非常に高額で厄介とは聞いておりますが、非常に不安が残ります。

ここで質問をさせていただきます。

工事に際して、供用中の橋として、文化財の価値を守るために何を優先し、どのような工事を行ったか、建設部長に質問をいたします。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 皆さん、こんにちは。

供用中の橋について、文化財の価値を守るため優先してきたことと工夫についてお答えいたします。

ただいま、議員より修復内容につきまして御照会をいただきました美濃橋の修復事業につきましては、平成28年度から令和2年度までの5年間で修復の工事を行ってきたところでございますが、3月9日に竣工式典を行い、供用したところでございます。

美濃橋は国指定の重要文化財であるため、工事には文化庁や美濃橋修復・活用検討委員会の指導の下、慎重に修復方法の検討を重ねながら進めてまいりました。文化財として、また土木遺産として歴史的な価値が高いことから、その価値を守るため、修復において今ある姿をできる限り守り伝えることは大変重要な要素であり優先されます。このことから、現在ある部材をできる限り残し、修復工事を実施する方法を選択いたしました。

価値を守るための工夫としては、建設後104年が経過しており、その間に台風、地震、積雪などの自然環境にさらされ、老朽化が進み、鋼製部材の補剛桁は腐食し、鋼材に穴が空き、細く痩せた状態となっているものもありましたが、建設当時の部材をできる限り残し、新しい材料をつなぎ合わせ、接合には建設当時の接続方法であるリベット工法を採用するなど、建設時に近づける工夫をしています。また、主ケーブルは、ケーブルの素線が一部切断しているなどの損傷も見受けられましたが、ケーブルを残し修復することを選択し、主ケーブルにかかる力をアンカーレイジという地面と接合する部分に力を分散し、リスク回避することにより、今後も使用する工夫を行いました。

ほかには、アンカーレイジ周辺の石積みでは、一度取り壊したものを当時の状況に近づけるため、あらかじめ石材に番号をつけ、元の位置に再度積み直し、文化財としての価値を残す工夫をしております。

〔4番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。よく分かりました。

100年前のケーブルを残す修復を選択した。文化財の修理は本当に難しいことを実感いたしました。そしてまた、右岸側のアンカー工事に工夫をされたと知りました。そして石積みも石材の元の位置まで復元されたということを知り、やはり美濃に住む人間として感動を覚えました。本当に大切にしていきたいという気持ちが湧いてきます。

それでは、次の質問に入ります。

つり橋の建設において、現代なら兩岸に主塔を立て、ワイヤケーブルをヘリコプターで対岸に渡すなど工事も容易だと思われそうですが、大正5年の建設当時は大型クレーンや設備もなく、ヘリコプターもありません。当時、長良川には、美濃橋を架けようとしている場所から一番近い下流の橋は長良橋しかなかった時代でございます。ケーブルを渡すときに対岸に渡ろうにも橋のない時代ですから、渡し船だけが頼りだと思われそうです。工事・資材運搬も困難

を極めたことと思います。そんな時代に造られた建造物です。

それでは質問です。

今回の補修工事の中で、当時の建設技術として何か新しい発見はあったか。建設部長に質問いたします。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 当時の建設技術としての新しい発見についてお答えいたします。

修復事業を行うためには、建設当時の設計方法や図面は重要な基礎資料となります。しかしながら、図面をはじめ構造を詳細に確認できる資料は残っていないため、主ケーブルを固定する右岸アンカーレイジの内部定着方法や主塔の内部構造など、目視できない部分の構造は全て不明でした。先ほどの答弁のとおり、今回の修復事業では、鋼製部材や右岸アンカーレイジの補強、ほかには主塔の耐震対策を実施しております。それぞれについて新しい発見がありましたので御紹介いたします。

1つ目として、補剛桁の塗装を行うため鉄部材のさびを全て剥がしたところ、製造元が分かる刻印が発見され、八幡製鉄所で製造された国産品であるということが分かりました。建設当時は製造技術が未熟であり、輸入品に頼っていると考えられていましたが、国内でもこのような鋼材が製造されていたことが確認できました。また、橋桁部材からは、部材ごとに漢数字で番号がつけられているのが見付き、現場で組み立てる際に正確な位置や向きに設置できるように工夫がなされていました。

2つ目は、アンカーレイジでございます。

アンカーレイジの構造は、同時代の類似建造物の図面や過去の小規模な破壊調査等から大きさや構造を推測しておりました。アンカーレイジの補強を行うため、一部を取り壊し、周辺の掘削を行ったところ、当初の推定よりも小さく、地中部は浅い構造であるということが分かりました。また、内部調査の結果から、主ケーブルは直径200ミリの鉄の棒に固定されていることが分かり、定着構造も明らかになりました。

最後に、兩岸の主塔についてでございます。

鉄筋コンクリートで造られているということは分かっていたましたが、地下の構造や鉄筋の配置状況は不明でした。これらの解明のため、超音波を用いた鉄筋探査の調査などから構造を明らかにすることができました。また、その結果を用いて、耐震診断や補強設計に反映することができました。

以上が今回の大改修により新しく発見されたもので、建設当時の工夫や苦勞を併せて確認することができました。

〔4番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。よく分かりました。

今回の修理で、部材が輸入品に頼っていた時代に国産品であることが分かりということなんですけれども、私の想像ですが、この入手経路は5年前、明治44年にこの地区には電車が

開通しております。そんな電車との因果関係があったかもしれません。また部材の運搬につきましても、長良川の水運を使って遡ってきたように思います。当時の建設苦勞と開通したときの人々の喜びが目に見えられました。どうもありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

完成した美濃橋の利活用についてを、産業振興部長に質問いたします。

完成した美濃橋をぜひとも皆さん、御覧ください。そして数十メートル下流に当時の渡船場跡があり、そこに立ち、104年前に思いをどうぞ巡らしてください。ここで渡しで皆さんが渡ったんだなということが分かってきます。104年間といいますが、長い年月の中で幾度かの河川の氾濫、戦時中、戦前戦後の混乱期、地震・台風・落雷をはじめとする自然災害、交通事故や老朽化による破損の災難を全て擦り抜けて現在がある非常に幸運な橋で、つり橋としては国内で最古のものになりました。

この橋にまつわるこんなエピソードを紹介させていただきます。

大正5年にできた美濃橋も、昭和30年代になりますと老朽化の心配と交通車両の増加で、200メートル川上に新美濃橋の計画が持ち上がり、そして昭和32年4月に天皇、皇后による製紙試験場視察の行幸啓が決定いたします。その計画により工事の計画が早まり、この天皇、皇后をお迎えする何と2か月前に橋が完成して、無事に天皇、皇后を新しい橋でお迎えできたというふうに聞いております。

しかしながら、その2年後、34年9月、この地方に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風です。長良川は増水し、上流の幾つかの橋を流出させ、怒濤のごとく新美濃橋に迫ってきます。上流から流れてくる無数の流木が新美濃橋の欄干に引っかかり始め、幾重にも重なった流木が水をせき止め、行き場を失った水が堤防が越えて前野地区に流れ込んだのです。前野地区は甚大な被害をもたらされました。その美濃橋も、伊勢湾台風がもたらした激流を万が一まともに受けていたら、今の形はなかったことでしょう。

被害を逃れた美濃橋は老朽化しているとはいえ、前野地区の災害復興の工事の際に、工事車両、資材、労働力を投入する導線となり大活躍をしたというふうに聞いております。それから10年後、歩行者専用の橋として利用されることになり、負担が軽減され、平成15年には国の重要文化財に指定され守られることになるのです。幾つかの災難を乗り越えて、これからも末永く保護されていく幸運な橋になりました。私は市民として誇りに思い、見慣れた風景ながらまぶしく感じています。

こんな財産がありながら、観光面でアピールしない手はありません。エピソードのように、現存する国内最古の近代つり橋を長寿のキーポイントとして幸運な橋にあやかろうじゃありませんか。この美濃橋を末永くというランドマークの意味を込め、長寿・長もちの聖地として対外的にアピールし、一目でも見たい風景、一人でも多く訪れる風景、住みたくなるまちになればと考えています。

それでは質問です。

美濃橋の観光における利活用はどのようなか。産業振興部長にお伺いをいたします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、こんにちは。

それでは、3つ目の御質問、美濃橋の観光における利活用はどのようなかについてお答えさせていただきます。

美濃橋は、文化庁による近代化遺産総合調査などでその価値が高く評価され、現存する国内最古の近代つり橋として、平成15年5月30日に国の重要文化財に指定されました。市では重要文化財の指定を受け、美濃橋を観光ポスターやパンフレットに掲載するなど、美濃市を代表する観光資源の一つとして活用してきましたが、この貴重な観光資源を文化財としても後世に守り伝えていくため、平成28年から5年間にわたり、約6億9,800万円をかけ、大規模な保存・修復工事を実施してきました。

今後は、新しくなった美濃橋を観光資源、あるいは文化的価値が非常に高い近代化遺産としてより一層積極的に情報発信し、本市への誘客につなげていきたいと考えております。例えば以前は、花火大会等のイベント開催時のみライトアップを行っていましたが、歩行者用の照明灯を設置したことで年間を通じてライトアップ効果も見込まれますので、今後は夜間観光を含め、多くの皆さんに訪れていただければと思っております。

また、一昨日、3月9日の美濃橋の開通に併せまして、写真共有アプリケーションのインスタグラムを用いましてフォトコンテストを実施しております。美濃橋の新たな魅力も掘り起こしていくものでございます。実際に美濃橋へ訪れていただきまして、気軽に、かつ今までとは異なった目線で美濃橋を捉えていただけて、多くの方に御応募をいただければと考えております。

このほかにも、美濃橋とうだつの上がる町並みなどを結ぶ新たな観光ルートの構築にも取り組んでいく予定でございまして、新しくなった美濃橋を積極的に利活用することで、滞在・体験型の観光地づくりを進めていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） よく分かりました。私の美濃橋に対しての思い入れに比べますと、今の提案は少しパンチ力がなかったかなというふうには思いますけれども、だんだんいろんな展開を期待して、楽しみに待っております。よろしくどうぞお願いいたします。

私、平成2年の議会で質問した際に、美濃橋をアピールする常設の照明はできないか、完成後の交通制限はどのようなかに関しまして質問した際に、進捗状況に照らし合わせ検討をしたいということでした。今回、完成に合わせて注意深く見てきましたが、照明に関しては歩く面の両側に通路灯があり、ライトアップ効果も十分ありました。夜なんていうのは本当にきれいで、もうぜひとも皆さん足を運んでいただきたいというふうに思っています。

そしてまた交通制限に関しましても、今回の修理で床組みが軽量化できたということで、小・中学校の通学路はもちろん、通行人数も修理前の20人から50人まで増やすことができたという報告の説明があり、私は納得して帰ってきたところでございます。

あとは景観が目の字と比べまして電線がやはり少し邪魔に思えます。行く行くは整理ができるといいなあというふうに思ってきましたし、住吉灯台も修理が近いというふうに、こんな話を聞きました。そして、ますます牧谷街道が整備され、観光に寄与していくことを楽しみに願っておるところでございます。

それでは、次の質問に移ります。

美濃市プレミアム付商品券発行事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、経営危機に陥っている市内の飲食店や生活関連サービス事業の早期経営回復を後押しするために、新型コロナウイルス感染症対応型地域活力補助金を受けて実施されました。

プレミアム商品券は、500円を14枚の7,000円を5,000円で販売され、2万冊用意され、総額1億4,000万円という金額を金融機関の窓口で7月8日から売り出されました。

そこで、質問させていただきます。

商品券の販売状況及び使用状況はどうであったか。産業振興部長にお聞きいたします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 1点目の御質問、プレミアム付商品券の販売状況及び使用状況についてお答えいたします。

商品券の販売については、全世帯の方に購入いただけるように販売期間を2つに分けて市内の金融機関で販売いたしました。最初の7月8日から7月31日までの販売期間では、広報「みの」7月号に掲載した引換券を持参した方に販売を行い、5,685冊を販売いたしました。8月からは引換券を不要とした販売を行い、想定よりも早い8月21日に商品券2万冊全てが完売となりました。

また、使用状況につきましては、12月31日までに使用された商品券の利用率は99.69%でございまして、売上げに関して1億円、それに4,000万円のプレミアムをつけまして、1億4,000万となるわけですが、1億4,000万を超える経済効果があったものと考えております。なお、大型スーパーなどの大規模店での利用は全体の約45%、その他小型店の利用は約55%でございました。

[4番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。よく分かりました。

プレミアム商品券は数年前に1度行われたことがありまして、2回目ということもあり、皆さんよく慣れたということも手伝い、売出し前から評判がよく、各家庭に配付される広報についた引換券で1軒が2冊の購入ができ、偏りが無い公平感を今回は感じました。販売期間を2つに分けられ、市内の金融機関で販売され、想定よりも早い時期に完売になったということは非常に評価できるというふうに思います。

そこで質問です。

利用者や登録店の反応はどうであったか、また全体を通して課題やトラブルはなかったか、

産業振興部長にお伺いをいたします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

利用者からは、今回の商品券は1枚500円であったため利用しやすかったでありますとか、利用期間を年末まで延期してもらえたことがよかったというような声を伺っております。また、店舗につきましては、今回154店舗に登録をいただきましたが、商品券が売上げに大きく貢献し、消費低迷の中で大変助かったというような声や、日頃来ないお客様に来ていただいたという声を聞いております。市としては、この事業について市民の皆様におおむね御満足いただけたものと推察をしております。

一方で、利用者からなんですが、商品券の販売方法に関して、広報誌に掲載された引換券が分かりにくかったとか、仕事があつて平日の昼間に商品券を購入するのは難しいといった御意見を伺いました。また、店舗からは、商品券の精算や換金の処理に手間がかかったというような声をいただいております。こうした課題が一部残ったものと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。よく分かりました。

回答の中にありました今回の商品券は1枚500円ということで、食事などの1,000円未満の際に非常に使いやすかったという評判を聞いております。そして、使用期限が年末まで延期になったということで、非常に無駄なく使えたということも聞いております。今回の課題やトラブルの中に、広報誌に掲載された引換券が分かりにくかったということがありましたが、やはり5,685冊ということで、市全体の35%しか換金していなかったという理由がよく分かりました。店舗では商品券が売上げに対して非常に貢献し、消費低迷の中で大変助かったという声も聞いております。

そこで、もう一回質問でございます。

今回の企画において、今後に向けた改善すべき点はなかったか。産業振興部長にお伺いをいたします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今回の事業における課題につきましては、販売方法について大きく2点ございまして、1点目は、引換券を広報の中ページに掲載したことで、それが分かりにくいという声がありましたので、今後、同様の事業を実施する機会がありましたら、引換券は目のつく箇所に掲載をしたいと考えております。

また、2点目は販売日時についてですが、販売場所が金融機関の窓口のみで、銀行でありますとか、信用金庫、農協では平日の午前9時から午後3時まで、郵便局では午前9時から午後5時まで、土日・祝日の販売はありませんでした。今後、実施する機会には、土日・祝日、あるいは夕方以降まで販売する窓口を増やすなどの工夫をしていきたいと思っております。

す。

[4番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。よく分かりました。

これで、プレミアム商品券の課題というものがはっきりしてきたというふうに思います。公平感を出すために引換券は必要で、分かりやすくする。土日・祝日の販売場所を確保する。商品券は1枚500円とする。期限は6か月間が適当だろう。理想の形がはっきりしてきました。これから市民がコロナワクチン接種が終わり、コロナ収束方向に向いたとき、市民全体の収束方向になったところで、また新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金ももし受けられるのなら、またぜひともプレミアム商品券をやっていただきたいなあという意見でございます。どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。

今年度の敬老会は新型コロナウイルス感染症の影響により、各自治会で行う敬老会を自粛して、行政の指導の下、商品券を対象者に自治会経由でお渡しすることになりました。自治会は行政より対象者の名簿を頂き、商品券をお渡しする際に印鑑をいただきトラブル回避ということで努めさせていただきました。そして、皆さんの商品券の受け取る対応が非常によかったと印象的です。

ここで質問です。

高齢者向け商品券の使用期限までの使用状況や使用者の反応はどうであったか、民生部長にお伺いをいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 皆さん、こんにちは。

高齢者向け商品券についての御質問にお答えします。

毎年9月中旬に敬老会を開催させていただいておりますが、敬老会では高齢者を敬い、長寿を祝い、高齢者に対する理解を深めるとともに、地域の連帯感も生まれ、絆づくりにつながるものと思っております。

しかし、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、実施することができず大変残念でありました。昨年9月には、75歳以上の方々に5,000円分の商品券を配付いたしました。これは新型コロナウイルス感染症対策を行う中で、マスクや手指消毒剤など感染症対策に関する商品購入や、市内の飲食店など商店の活性化のために行ったものです。商品券は12月末の使用期限までに97.2%の方の利用があり、利用の詳細は分かりませんが、使われた店舗を見ますと、ドラッグストアや衣料品店、飲食店などの利用がありました。

何人かにお聞きしましたところ、敬老の日を祝い家族で食事に出かけた、コロナウイルスの感染が心配で、家族や親類の方に代わりに買物をお願いした、マスクや消毒液を購入したという声もあり、利用の状況から見ても高齢者の方にとってはよい制度であったと考えております。

地域自治会の皆様にはこの商品券の交付に際し、大変御協力を賜りました。自治会役員の方からは、日頃会えない方にお会いし、いろいろなお話ができてよかったという声をいただき、地域の絆づくりにつながる事業であったと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。よく分かりました。

今回の高齢者向け商品券は、既に美濃市プレミアム付商品券が先行発売されていたことにより、非常に分かりやすく理解できたというふうに聞いています。そして対象者からは、友達と毎週ランチに行き、非常に楽しかったり、家族で食事に行ったり、非常に充実した時間を過ごせた。そして必要なものを購入したりできるよい制度だったというふうに声が上がっております。しかしながら、使用されなかった、もしくは使用できなかったという方も2.8%あるということも現実として上がってきました。この方々の対応も考える必要があるというふうに思います。そして、最後に全体としては、今年の敬老会も商品券がいいなあという声が届いています。昨年の敬老会で形が変わろうとしている兆しが伝わってきております。

これで私の一般質問は終わらせていただきますが、ぜひとも皆さん、完成した美濃橋を御覧ください。そして、プレミアム商品券でこのコロナ禍の非常に低迷している世の中を皆さんの力で活性化していきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 次に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、大きく2点、質問させていただきたいと思っております。

その前に、まず東日本大震災から10年、被災された皆様に心からお悔やみと見舞いを申し上げます。当時、私は牧谷小学校で卒業式の練習をしていました。体育館のガラスがガタガタと揺れて、地震か突風かと思いながら職員室へ戻ってきたら、とんでもない状況がテレビに映されていました。そのことが今でも心に残っております。まだまだ復興途中であると思っておりますが、いち早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、大きく2点、学校における食育の役割を担う栄養教諭について及び学校給食における食物アレルギーの対応についてお聞きします。

2005年に制定されました食育基本法は、食育の基本的な理念を示した法律で、食育とは食事を巡る教育のことです。食に関する正しい知識・適切な食習慣を子供のうちから身につけることは、心身の健康を生涯にわたって保つのに欠かせません。

また、同じ年に創設されました栄養教諭制度は、学校における食育の推進に中核的な役割を担うことを目的に創設された教員免許制度です。その職務として、学校における食育に関する指導と、学校給食の管理があります。

食育に関する指導には、次の3つが掲げられています。

1つ目、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童・生徒に対する個別指導。

2つ目、学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携し、食育基本法に即した食育の推進。

3つ目、他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整、この3つがあります。

専門的な職種である栄養教諭には、以上のように多くの職務が求められており、教育上とても重要な仕事になってきています。そんな大切な栄養教諭は、県費負担であるため、県教育委員会によってその配置数が決められております。県の基準配置数により、美濃市の栄養教諭は1人の配置になっている現状です。つまり、美濃市の栄養教諭は、市内小・中学校7校の全児童・生徒数1,400名以上の食育及び学校給食の管理を1人で背負っているということになります。こんなに大変なことはありません。教員の働き方改革が必要と言われていますが、栄養教諭は簡単に休みを取得することはできない状況です。病休などがあつた場合には、美濃市の食育や学校給食はどうなることか、とても心配なことでもあります。

専門職であるため、一般の教諭が代わることはできません。代わりがないということは、危機管理上大きな課題であります。栄養教諭の増員が大変なことは理解できますが、子供たちへの食育の充実や安全・安心な給食管理には必要不可欠なことであると思っております。

そこで、これらの課題も踏まえ、質問いたします。

市内に1人しかいない栄養教諭で、十分な食育はできるのか。教育長にお聞きいたします。

○議長（辻 文男君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 須田議員の御質問、市内に1人しかいない栄養教諭で、十分な食育はできるのかについてお答えをいたします。

栄養教諭の配置数につきましては、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づきまして、1,500人以下の児童・生徒に対応する給食センターでは1人と規定をされております。本市は平成27年度から児童・生徒数が1,500人を下回りましたが、平成30年度までは市教育委員会から増員要望を行い、県教委の配慮により2人での体制を維持しておりました。しかし、令和元年度から1人体制になりましたので、2人体制のときと比べると、学校へ巡回して行う食育指導の頻度は少なくなっております。しかし、国が定めた定数の下で安心・安全な給食提供を第一に行っていくことがまずは一番大切なことだと考えております。

令和3年度も1人の栄養教諭と見込んでおりますが、学校給食の衛生管理を第一に行いまして、食育については、地産地消、食文化、食への感謝、栄養バランス等の食育に関する内容を盛り込んだ献立作成を行い、児童・生徒や保護者に食育の内容が伝わるよう努めてまいります。

食育のさらなる充実のために、県の教育委員会に対しまして栄養教諭の増員要望を引き続き行うとともに、国に対しましても配置定数の見直しを要望してまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁ありがとうございます。

美濃市は健康づくりの推進の中で、食育の推進を施策に掲げております。子供の成長にとっても、食育の充実はとても重要であります。今現在、美濃市には栄養教諭が1人しかいないということは、やはり憂慮すべき課題であることは間違いないと思っています。御答弁いただきましたように、子供たちへの食育の充実のために、今後も引き続き増員要望をお願いいたします。また私自身もできることを考えていけたらなと思っています。よろしくお願いいたします。

次に、大きな2点目、学校給食における食物アレルギーについてお聞きします。

平成24年12月、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという痛ましい事故が発生しました。

美濃市でも同様な事故が起こり得るかもしれないということを危惧され、平成25年第1回定例会において、山口議員が食物アレルギー児童・生徒への学校給食の安全・安心対策について一般質問をされております。

その後、平成27年3月には、文部科学省から学校給食における食物アレルギー対応指針が出されました。食物アレルギーを有する児童・生徒数も増え、エピペンを所持しなければならない児童も増加傾向にあります。食物アレルギーは命に関わることで、食物アレルギー対応の重要性は高くなってきております。学校では、毎年4月にエピペンを所持する児童・生徒についての共通理解やエピペン研修が位置づけられております。

美濃市で今まで事故が起きていないのは、学校給食に携わる関係職員の方々の安全・安心な給食作りへの取組のおかげだと思っています。まずもって現場の皆さんの御尽力、御努力に感謝申し上げます。本当にありがとうございます。また、念願であった新給食センター建設工事も始まりました。

そこで、学校給食における食物アレルギーの対応について3点質問します。

1点目の質問です。

美濃市の児童・生徒数は平成25年度より減少していますが、学校給食における食物アレルギーのある児童・生徒数の現状はどのようなか、お聞きします。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） よろしくお願ひいたします。

それでは、学校給食における食物アレルギーの対応、1点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

市内の小・中学校では、毎年、健康管理カードを保護者に配付し、アレルギーのある児童・生徒を調査し食物アレルギーに対応するため、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を保護者から提出していただいております。本調査の結果から、学校給食に対して何らかの配慮が必要な児童・生徒数は、平成30年度は、児童・生徒数1,464名に対し78名、令和元年度は、1,435名に対して67名、令和2年度は、1,436名に対して76名となっております。

〔2番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 年度により食物アレルギーのある児童・生徒数に大きな変化はありませんが、美濃市の小・中学校は7校ですので、平均1校当たり10人以上の食物アレルギーのある児童・生徒がいることとなります。これらの児童・生徒には、学校給食において何らかの配慮が必要になるということです。このことを踏まえて、次の質問に入ります。

文部科学省から出された学校給食における食物アレルギー対応指針には、学校給食における食物アレルギー対応の大原則が示されています。

1つ目、食物アレルギーを有する児童・生徒にも、給食を提供する。そのためにも安全性を最優先する。

2つ目、食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。

3つ目、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインに基づき、医師の診断による学校生活管理指導表の提出を必須とする。

4、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

5つ目、学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

6つ目、教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

この6つの大原則に基づき、食物アレルギーを有する児童・生徒も、ほかの児童・生徒と同じように安全・安心な給食を食べることができるよう対応することが求められています。

また、大阪府箕面市では、給食の調理に卵、牛乳・乳製品、小麦・小麦製品、エビ、カニ、ソバ、落花生の特定原材料7品目を使用しない献立を低アレルゲン献立とし、できるだけ多くの子供が同じ給食を食べられるような対策が取られてきました。その結果、栄養価、おいしさ、価格など今までと変わらない給食ができていたため、平成31年からは、全給食を低アレルゲン献立として実施されています。

命に直結することもあるアレルギー疾患は、現実に対応が求められる課題であり、その公益性、必要性は非常に高いです。食物アレルギーがあるお子さんを持つ保護者の方々の思いは、学校生活を円滑に送り、給食時間を安心して過ごすことができることです。

そこで、2つ目の質問です。

食物アレルギーのある児童・生徒について、どのような対応を取っているか。お聞きいたします。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） それでは、2点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

現在の学校給食センターでは、食物アレルギーに対応した給食を調理できる専用の調理室がないため、除去食や代替食を提供することができません。このため、毎年2月に食物アレルギーのある新入学児童・生徒の保護者を対象に説明会を開催し、栄養教諭と養護教諭から

学校給食に対する対応方法の説明や相談を行い、毎月、保護者の方からは学校に食物アレルギー対応依頼書を御提出いただき、学級担任、養護教諭、栄養教諭が必ずチェックをし、食物アレルギーがある児童・生徒がアレルギー食材を摂取しないよう対応を行っております。

献立では、保護者や教職員等の対応が複雑とならないよう、アレルギーを起こす児童・生徒が多い卵や乳製品について、同一日の使用を避けるとともに、家庭に配付する献立表には、卵や乳製品が含まれていることが分かりやすい献立名を標記し、併せて使用物資アレルギー表を添付することにより、子供たちの誤食を防ぐようにしております。

調理における工夫としましては、食品表示法による特定原材料等7品目のうち、カニ・落花生・ソバは使用せず、また、卵や乳製品等のアレルギー物質を含まないデザート等の使用や、乳製品の代わりに豆乳等を代用品としてできる限り使用することで、全ての児童・生徒が同じメニューを食べられるよう取り組んでおるところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁ありがとうございます。

食物アレルギーのある児童・生徒を持つ保護者の方々への説明会や相談会を設定し、アレルギー対応依頼書や使用物資アレルギー表を活用して、子供たちの誤食を防ぐ工夫をされていること、さらに、美濃市でも低アレルギーな献立になるように取り組んで見えることに感謝申し上げます。ありがとうございます。

しかし、現在の給食センターの機能では、除去食や代替食の対応ができないため、食物アレルギーのある児童・生徒の給食は、献立内容によって、保護者にお弁当やおかずの代替食を準備していただいております。この代替食の取扱いについてちょっと要望いたします。

食物アレルギーがあるお子さんをお持ちの保護者の方々には、命に関わることとして常に心配されるだけでなく、お弁当作りの負担も増えています。さらに、食べない献立の日等があっても、給食費はクラスのほかの児童・生徒と同じ日数分の金額となっております。

また、食物アレルギーのあるお子さんを持つ保護者の方から、夏季のお弁当は食中毒の心配があるので、冷蔵庫で保管してほしい。また、給食時には給食のように温かい状態で食べさせたい。特に冬場のお弁当、おかず、スープ類を冷たいまま食べさせるのは子供がふびんでならないという意見もお聞きしております。

子供たちに温かい食事を食べさせたいと願う気持ちは、誰もが同じではないでしょうか。岐阜市では、食物アレルギーのある児童・生徒の代替食の食中毒予防や、温かい食事提供のために、専用の冷蔵庫、専用の電子レンジが準備されており、より安全・安心できるアレルギー対応として活用されているそうです。美濃市の学校でも、電子レンジで代替食を温めるなどの配慮をお願いしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

では、最後の質問に入ります。

新学校給食センターは、文部科学省から出された学校給食における食物アレルギー対応指針の6つの大原則を基に考えられていると思いますが、1番目に示しています食物アレルギー

一を有する児童・生徒にも給食を提供する、そのためにも安全性を最優先とするという面から、食物アレルギー対応専用調理室が計画されていると思います。今後の運用方法について安全・安心な給食の提供を考えると、この調理室の機能を生かすためには、これに関わる人材確保も今後の大きな課題になると思います。

そこで、3つ目の質問です。

新給食センターでは、食物アレルギー対応専用調理室は、どのような運用を考えているのか。お聞きいたします。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） それでは、3点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

新学校給食センターにおける食物アレルギー対応の専用調理室には、調理する除去食や代替食にアレルギーの原因物質が混入しないように、通常の給食とは異なる専用の調理機器や形・色が異なる調理器具とするとともに、アレルギー食材を取り違えて調理することがないように配置をしております。

また、配送された給食が間違いなく対象の児童・生徒に配食されるよう、色など見た目ですぐ判断できるような食缶や食器類を調達していきます。

なお、アレルギー対応の学校給食、代替食や除去食を提供するために、国が示します学校給食における食物アレルギー対応指針に基づいた学校内や調理場等における食物アレルギー対応に関するマニュアルを策定し、適正な運用を行ってまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） ありがとうございます。新しくできる食物アレルギー対応調理室の適切な運用については安全性を最優先するという事なので、栄養士などの専門的な人材の確保が必要になってくるだろうというふうに考えられます。御答弁にありましたように、食物アレルギー対応に関するマニュアルを策定し、適切に運用されるということですので、今後見届けていきたいというふうに思います。

食育を大切にす美濃市にすばらしい施設ができることを期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時17分

○議長（辻 文男君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、4番 豊澤正信君から発言を求められておりますので、これを許可します。

○4番（豊澤正信君） 皆さん、こんにちは。

先ほどの私の一般質問の中で、美濃橋開通に当たり平成28年の議会で質問した際という

ところを平成2年というふうに申しましたので、ここで訂正をさせていただきます。失礼をいたしました。

○議長（辻 文男君） 次に、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従い一問一答形式で、1点目、コロナ禍における美濃市の観光について3つの質問を産業振興部長に、2点目、長良川遊水地について、2つの質問を建設部長にいたしますのでよろしくお願いいたします。

東日本大震災の発災から10年に当たり、震災により亡くなられた方々へ改めて哀悼の意をささげ、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。今なお、復興の途上にある方には一日も早く日常の生活を取り戻されることを願っております。

それでは、まず1点目のコロナ禍における美濃市の観光についての質問です。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、4,000万人の目標達成に向けて順調に伸びていたインバウンドはもとより、我が国の観光は甚大な影響を受けました。地域の祭りや花火大会をはじめ、多くのイベントが軒並み中止になり、20兆円をも超えるイベントが消えたと言われていています。外国人が押し寄せていた観光地、商店街も人通りがなくなり、日本人の観光客も激減しております。接触型ビジネスとも言える観光産業が目に見えぬ感染不安を抱えながら引き続き極めて厳しい経営環境に置かれていると推測されます。

事業者は、各種融資や雇用調整助成金、持続化給付金などを最大限活用し、生き残りや雇用維持のために必死の努力をされてきました。しかし、広く旅行・観光需要が回復しない限り事業継続が難しくなる懸念があります。美濃市は、豊かな自然とともに、地域に育まれた歴史・文化が息づき、多くの観光資源に恵まれて近年は約110万人から120万人程度の観光客数になっていると聞いています。美濃らしさあふれる市街地景観の形成を目的に平成8年3月に策定された美濃市市街地整備マスタープランに基づき、美濃市の顔とも言えるうだつの上がる町並みを中心に美濃地区のまちづくりを市民と行政が一体となって取り組み、その結果、重要伝統的建造物群保存区域においては、電線地中化や修理修景などにより町並みが整備され、観光客など交流人口の増加や新たな店舗の出店が見られ、にぎわいが次第に向上してきました。

宿泊施設においては、2018年春に江戸時代の紙商人梅村家住宅を改装した古民家ホテル *b a i s o n* さんがオープンしました。2019年7月には、うだつの上がる町並みにある築100年の和紙原料問屋、旧松久才治郎別邸を改修した宿泊施設、N I P P O N I A美濃商家町がオープンし、2020年9月には、N I P P O N I A美濃商家町の2棟目となる川湊灯台へ続く旧街道沿いに建つ築150年の商家、旧須田邸を改修したY A M A S I T I 棟がオープンしました。この2つの旧邸から成る分散型ホテルは、土地・建物を所有する市が民間事業者みのまちや株式会社に貸与し、運営を任せているものであります。

そして、2020年10月には、マリオットと積水ハウス等が自治体と連携した地域創生事業 *T r i p B a s e* 道の駅プロジェクトで展開されるフェアフィールド・バイ・マリオット岐

阜美濃がオープンしております。

このように、美濃市の観光に対する状況は整ってきましたが、冒頭で申し上げたように新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、我が国の観光は甚大な影響を受けております。

ここで、1つ目の質問です。

美濃市にある宿泊施設の利用状況はどのようなか、産業振興部長にお尋ねします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 松嶋議員の1つ目の御質問、美濃市にある宿泊施設の利用状況はどのようなかについてお答えいたします。

令和3年3月現在、美濃市にある宿泊施設は、NIPPONIA美濃商家町の分散型ホテルをそれぞれ1つとして数えると全部で14施設ありまして、昨年6月から臨時休館している1施設を除けば、実質稼働しているのは13施設となっております。

これら宿泊施設の過去5年間の利用状況は、平成28年が1万870人、平成29年が1万1,309人、平成30年が1万1,864人、令和元年が1万3,668人、令和2年は8,513人となっております。令和元年までは夏季における学生の合宿など団体利用者が多かったと伺っておりますが、令和2年においてはコロナ禍の影響により、こうした団体利用者がほぼ皆無となり、宿泊者数も大きく減少することになりました。

一方で、令和2年は、9月にNIPPONIA美濃商家町の旧須田邸が10月にフェアフィールド・バイ・マリオット岐阜美濃が開業するなど、令和元年以前に比べ宿泊施設数も増えたことも含めまして、宿泊者数の前年対比では、マイナス37.7%となっている状況でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

令和2年は美濃市においても、順調に伸びていた宿泊人数が新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少していることが分かりました。1施設が臨時休館されていることは非常に残念です。しかしながら、近年オープンした新たな宿泊施設においては、宿泊人数が増え、全国的に見ますと美濃市においては宿泊人数の減少率が抑えられており、少し安心しております。ただ、令和2年度は以前から進めてきた滞在型観光の幕開けとして大きな期待があっただけに、感染症の影響で観光客が減少していることは残念でなりません。

2つ目の質問についてです。

昨年、国は、新型コロナウイルスの影響で売上げが激減し、苦境に立たされている観光・運輸業、イベント・エンターテインメント業、飲食業などを支援するために需要を喚起する施策として1兆6,794億円の補正予算を投じてG o T oキャンペーンをスタートしました。昨年の7月22日からはキャンペーンに参加する旅行会社や旅行予約サイト、宿泊事業者の直販システムなどを通じて予約された国内旅行を対象に、宿泊、日帰り旅行の半額相当が割引になるG o T oトラベルキャンペーンが始まり、観光客、宿泊者が例年並みに回復しました。

しかし、新型コロナウイルス感染の再拡大を受け、G o T o トラベルキャンペーンは一旦停止・延期となり、宿泊、旅行のキャンセルが相次ぎました。さらに、岐阜県に緊急事態宣言が発令されたこともあり、県内及び美濃市の観光客も残念ながら再度激減しました。岐阜県の緊急事態宣言は解除されましたが、需要を喚起する施策等が停止・中断しており、観光産業は引き続き極めて厳しい経営環境に置かれていると思われまます。

ここで、2つ目の質問です。

利用者が減少している宿泊施設にどのような支援と取組が行われてきたか、産業振興部長に答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症について、岐阜県では、昨年2月28日に岐阜県独自の総合アクションプランを作成するなど、様々な感染拡大防止対策を実施してきましたが、これに伴い、不特定多数が集まるイベントや各種団体の総会、歓送迎会などの行事がほぼ全て中止、もしくは延期され、市内の宿泊施設や飲食店でも予約キャンセルが相次ぐ状況となりました。

また、4月16日には緊急事態措置を実施すべき区域に全ての都道府県が指定され、不要不急の外出の自粛等が要請されたほか、4月18日からは社会福祉施設などを除く多くの事業所に休業協力要請が出され、市内の宿泊施設も休業を余儀なくされました。こうした中、議員御質問の利用者が減少した宿泊施設への支援については、感染症対策に関する支援と観光需要を喚起する取組の両面で支援が行われ、国や県においては、コロナ禍での雇用維持を目的とする雇用調整助成金や事業継続を支援する持続化給付金、旅行需要等を喚起するG o T o トラベル事業などの宿泊キャンペーンなどが実施されてきました。

美濃市においては、感染症対策に関する支援として、宿泊施設や飲食店の臨時休業などに伴う雇用対策として、休館もしくは本来の業務以外に配属した際の賃金の一部を支援する緊急雇用対策事業を実施し、7施設に210万3,700円を補助したほか、宿泊施設などの事業者が感染防止対策として新たに購入する備品や施設整備などに対し、事業費の4分の3を補助する事業再開応援事業を実施し、宿泊施設を含む47件の申請に対し、総額986万2,000円を交付しました。

一方、予約キャンセルが相次ぎ、宿泊利用がほぼ皆無となった宿泊施設に対しては、宿泊事業者が自らのアイデアでプランをつくりPRするなど、宿泊客の獲得に係る支援として宿泊応援事業を実施しました。1人1泊当たり30%、1万5,000円を上限に助成するもので、事業者には助成額相当を値引いて販売してもらうもので、事業規模は、市全体で3,000泊1,500万円とし、宿泊施設の規模に応じて助成枠を配分しました。国のG o T o トラベル事業に先立つ6月からの事業を開始し、G o T o トラベルの地域共通クーポンが取り扱われるようになった10月頃からは、個人客を中心に宿泊者数も伸びてきました。

しかし、11月に発出された岐阜県の第3波拡大阻止のための緊急対策や12月28日のG o T o トラベル事業の全国一斉の一時停止に伴い、市の宿泊応援事業も停止することとなり、利

用者数は落ち込みましたが、1月末までの8か月間の利用実績は、11施設で延べ2,964泊、総額1,317万4,200円となっております。事業費ベースでの執行率は87.8%と高い水準でして、宿泊施設によっては、前年を上回る宿泊者数となったところもあり、この制度が一定の効果をもたらしたものと考えておりますが、岐阜県では3月7日まで延長された緊急事態宣言の影響もあり、年末から減少している宿泊利用者は現在も落ち込んだままと、依然厳しい状況が続いております。今後は、現在停止中のG o T o トラベル事業の再開など、国や県の支援策の状況を考慮しながら新たな支援を考えていくこととしております。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 支援について詳しく答弁いただき、ありがとうございました。

国や県では、コロナ禍での雇用維持や事業継続、旅行事業等を喚起する事業が実施され、美濃市においては、事業再開応援事業、宿泊応援事業など、感染対策と需要喚起の両面で宿泊施設への支援を行っていただいていたことが確認できました。

特に、G o T o キャンペーンに先立って実施した宿泊応援事業は、執行率が高く好調で、8か月間の実績で昨年度を上回る宿泊者数の宿泊施設があるなど、効果が高かったことが分かりました。しかし、G o T o キャンペーン等の需要を喚起する施策は、感染症が抑えられた状況では大きな効果があり、事業者にも有効な支援になりますが、感染が拡大しますと消費が激減するなど、支援としては不安定な要素があります。

雇用調整助成金の特別措置については6月まで延長されましたが、持続化給付金は申請を延長しましたが、今後については決まっておられません。やはり、需要喚起の施策はアフターコロナの効果でありますので、感染拡大で消費が落ち込み、経営が厳しくなったときに事業者を下支えする施策拡充の必要性を強く感じます。

3つ目の質問についてです。

美濃市においては、毎年4月に行われる美濃まつりの主な行事が昨年につき今年も中止となりました。今後の観光に関わる事業、行事についても開催が危ぶまれ、文化が息づく観光まちづくりを目指す美濃市にとって、観光について難しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症がワクチン接種等によりいつ終息するのか、まだまだ先が見えない状況ではありますが、観光が美濃市の施策の大きな柱の一つです。旅行・観光は、人々における日常を離れた行楽や興味、好奇心を満たそうとする心の行動であり、サービス提供側には、そうしたニーズに的確に対応できる体制が求められます。今後、事業者及び市はウイズコロナを前提とした新たな旅行方法・観光メニューの提示や接客サービス及び施設運営などに向けた努力をさらに進めることが必要となります。

ここで、3つ目の質問です。

美濃市における観光について、今後どのような取組を行っていくのか、産業振興部長にお尋ねします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

美濃市では、観光施策について通過型の観光地から滞在・体験型の新しい観光地づくりへの転換に取り組み始めたところであり、本年度は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や宿泊施設の相次ぐオープンなどを契機に、インバウンドをはじめとする多くの観光客の方に訪れていただくことを想定していました。しかし、コロナ禍の中、オリパラの開催延期や県内外での移動制限や自粛などにより、観光、誘客については非常に苦戦しているところでございます。こうした中、市ではウイズコロナ、アフターコロナを見据え、観光協会と連携しながら現在作成中の観光戦略及びアクションプランに基づく取組を進めていくところであります。多彩な観光プランの構築、情報発信力と誘客力の強化、受入れ環境の整備、おもてなし体制の推進、この4つの基本戦略を柱とし、観光資源の発掘や観光関連データの収集・分析による体験・滞在型観光を推進する観光プランの構築やウェブサイトやSNSを活用した情報発信の強化と、多様化する旅行ニーズに対応したセールス活動の展開、滞在時間や観光消費額の拡大につながる観光施設等の充実、市民ぐるみのおもてなし体制の強化などに取り組むところでございます。

なお、観光戦略を推進していくためには、観光関連事業者の方々が自ら主体となって取り組んでいただくことが重要であり、市としては、こうした取組に対して観光協会と連携しながら全面的に支援をしていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

期待が大きかったインバウンドによる需要が見込めず、国内需要を進めることや観光戦略に基づき、滞在・体験型観光を推進すること、感染症対策と観光需要の喚起等、両立させながら取組を進めていただくことが確認できました。

ウイズコロナを前提とした美濃市の特色を生かした新たな旅行方法・観光メニューの提示や接客サービス及び施設運営などに向けた努力を引き続き進めていただくことを期待しております。

また、今後はオンラインによるプロモーションなどを進めるために、デジタル技術の活用、付加価値を求める消費需要に応える宿泊施設の改修、コロナ禍を契機に加速し始めたワーケーションなどを推進することが重要であると思います。

ここで、要望が2つあります。

1つ目の要望が周知についてです。

旅行・観光が地域に根差した文化や生活様式を通じた体験を軸としたものへと変わっている昨今では、地域住民の理解と協力を得る必要があります。地域社会との良質な交流が訪問者の満足度を大きく左右するからです。しかし、コロナ禍の影響で観光客を呼び込むことに対して消極的な心理が働いておりますので、市民の皆様にもどのような感染対策が行われているか、そしていかに観光客が地域経済に貢献しているか、観光事業が地域の暮らしにどう役

立っているかといったことを分かりやすく伝えていただくことをお願いします。

2つ目の要望は支援についてです。

事業者は、換気やお客様及び従業員の方々の消毒・衛生管理など、感染拡大防止対策に対するコストが継続的な負担となっております。需要喚起の取組も重要ですが、感染対策費用の補助や感染拡大により需要が落ち込んで経営が厳しくなったときのさらなる支援拡充をお願いします。以上、要望です。

美濃市の観光については、自然や文化等の多様な観光資源を生かし、経済普及効果が高く、多くの人が楽しめる滞在・体験型の観光地づくりをさらに推進していただくようお願いし、1点目の観光に関する質問を終わります。

次に、長良川遊水地についての質問を建設部長にいたしますので、よろしくお願いします。

防災・治水の問題は、市民皆様の生命と財産に直接関わる重大案件であります。本市においては、昭和34年の伊勢湾台風や平成16年の台風23号の洪水で長良川・板取川をはじめ、中小河川においても、河川堤防の決壊や越流などの氾濫により、甚大な被害に見舞われております。

この治水に関する事項として、美濃市においては、令和元年5月20日木曾川水系流域委員会において、長良川に整備する遊水地候補地6か所から、本市の横越地区が選定されました。令和2年3月31日には、木曾川水系河川整備計画の変更に位置づけられ、計画が進められることとなりました。昨年10月に開催された長良川遊水地についてのセミナーでも意見で上がっていましたように、住民の皆様が特に心配していた点が2つあります。

1つ目が、当然であります、遊水地流域の安全性についてです。

国土交通省の説明では、遊水地完成後、平時において遊水地の上流と下流の水流は同じである。大雨により遊水地が機能しているときは、遊水地の上流より下流の水量は減る……。

○議長（辻 文男君） 一般質問を中断してください。

本日は、東日本大震災発災時から10年に当たります。

午後2時46分になりましたら、黙祷に御協力ください。

議場内の皆様は、御起立ください。

黙祷始め。

〔黙 祷〕

○議長（辻 文男君） 黙祷終わり。御着席ください。

ありがとうございました。

ただいまから一般質問を再開いたします。

切りのいいところから始めてください。

○1番（松嶋哲也君） 昨年10月に開催された長良川遊水地についてのセミナーでも意見があったように、住民の皆様が特に心配していた点が2つあります。

1つ目が、当然であります、遊水地流域の安全性についてです。

国土交通省の説明では、遊水地完成後、平時において遊水地の上流と下流は同じ水量であ

る。大雨により遊水地が機能しているときは、遊水地の上流より下流の水量は減る。遊水地が満水になっても、遊水地の上流と下流の水量は同じである。したがって、遊水地効果があり、安全である。この点についてはよく分かりました。しかし、遊水地の建設で河川の一部の流速や堤防にかかる水圧については変化が起こる可能性があり、今後の調査・検証により堤防等の強化が必要であると担当者が説明しており、安全性については不安が残っております。横越地区の令和2年度事業計画では、地域住民が不安を抱いている左岸道塚堤防の地質調査や現地測量を行っていると聞いています。

ここで、1点目の質問です。

長良川左岸堤防では、地質調査が実施されているが、どのような経緯で何を目的で行っているのか。また、その進捗状況はどのようなか、建設部長にお尋ねします。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 長良川遊水地について、地質調査の経緯と目的、進捗状況についてお答えいたします。

現在の長良川は、遊水地の計画地である横越地区では、本流と内川の2本の流れに分岐しています。横越の遊水地計画は、本流と内川の中州、通称中島を掘削し、長良川本川と遊水地を整備する計画となっています。流路を広げることにより、流下能力が向上するとともに、洪水時には、洪水を貯留する機能として遊水地が整備されます。

一方、左岸側の道塚堤防では、市民から道塚堤防は昔の河川をせき止めて造られた堤防であり、堤防の安全性が心配と懸念の声があります。また、河道の掘削を行い、流路を広げることで流れがよくなり、左岸側の道塚堤防の一部では、現在よりも水当たりが強くなることで懸念されるため、長良川左岸堤防や基礎地盤の安全性を確認するために地質調査が行われているものでございます。

調査に先立ち、昨年10月に開催されたふれあいセミナーの説明では、調査箇所は2断面において各断面で川側、堤防の上面、川の反対側の3か所で2断面3か所の合計6か所で実施する予定とされておりました。セミナーの意見交換の中で、水当たりの強い地点として調査地点の中間地点に1断面追加してはどうかとの提案があったことを踏まえ、再検討の結果、現地の地形、過去の文献等から中間に1断面の追加が必要だと判断され、調査は3断面、3か所の合計9か所で実施されております。なお、進捗状況につきましては、本年3月末までの業務であると聞いております。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

左岸道塚堤防の地質調査については答弁にありましたように、昨年のセミナーにおいても、調査箇所を増やしたほうがよいのではと地域住民からの発言がありました。調査箇所が予定の2断面3か所から3断面3か所に増えて実施されたことは調査の信頼性においてもよかったと思っております。

次に、遊水地計画における2つ目の心配が周知についてです。

まず、長良川遊水地計画のセミナーや住民説明会の開催がまだまだ少ないように思います。新型コロナウイルス感染症の影響で説明会の開催ができなかったことや参加人数の制限があったことで説明会への参加者は地域住民の10%にも達しておりません。地域住民のほとんどが、まだまだ長良川遊水地整備計画を詳しく知らないのが現状であります。

長良川遊水地計画は、候補地の選定が終わり、整備計画変更が決定しました。今後、調査・設計等と進んでいくと思いますが、冒頭でも申し上げたように、治水の問題は地域住民の皆様の生命と財産に直接関わる問題であります。地域住民の皆様の心配や不安も大きいため、間違った情報伝達や少しの疑念がより大きな不安に結びつくことも考えられます。国土交通省との連携において、調査結果や計画の示された段階ごとに正確な情報を迅速かつ丁寧に皆様に周知することが必要と考えます。

ここで、2つ目の質問です。

長良川遊水地計画における調査結果や進捗状況を市民へどのように周知するのか、建設部長に答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 調査結果や進捗状況を市民へどのように周知するのかについてお答えいたします。

長良川遊水地事業を進めるに当たり、これまでも検討内容について適時説明をしていただいております。また、今後も必要な調査を適宜行うと聞いており、検討が進む中で、かねてより議員から御提案をいただいておりますように、影響が大きいと想定される自治会を中心に意見交換や返答内容について説明をいただくこととしております。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

長良川左岸道塚堤防の調査結果については、具体的な数値等を発表できる段階ではないと思いますが、調査結果については住民の関心が高いこともあり、影響が大きい自治会へは結果が出た早い段階での報告をお願いします。

周辺堤防の安全性については、国土交通省の資料、長良川遊水地の候補地選定についての中に、横越遊水地は、現堤防の強化、堤防にある流速の低下等、現状より安全性が向上するとあります。また、工事手順については、セミナーや説明会にて国土交通省の担当者から周辺堤防の十分な安全性を担保した後に、遊水地の建設工事を進めていくもので、安心してくださるとの説明もありました。美濃市としても、このような安全性を重視したプロセスで計画・施工が進むよう、国土交通省への働きかけをお願いします。

長良川遊水地計画の整備については、国土交通省との連携において長良川遊水地計画の段階ごとに正確な情報を迅速に周知していただき、住民の皆様の不安を解消するとともに、セミナー、説明会等の場を設け、地域住民の意向を十分に検討した上、計画を進めていただく

ことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了します。

どうもありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 皆さん、こんにちは。

初めに、先ほど皆様と黙祷いたしました3月11日午後2時46分は、東日本大震災の発生から10年という大きな節目を迎えております。一瞬にして多くのかげがえのない命と当たり前の日常が失われてしまいました。犠牲となられた全ての方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。そして、今なお、およそ4万1,000人の方々が避難生活をされております。被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

発言通告に従いまして、2点の一般質問を一問一答で行わせていただきます。

1点目は、行政手続における押印廃止について、総務部長にお尋ねいたします。

行政手続の押印廃止を強力に推進している河野太郎行政改革担当大臣は、昨年10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続のうち、99.24%の手続で押印廃止ができると明らかにしております。その約1万5,000の手続のうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのは僅か1%未満の111種類ということです。また、河野大臣は、存続する相当部分は、印鑑登録されたものや銀行の届出印など、そういうものは今回は残ると説明され、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には、電子認証などが導入されるだろうとの見通しを示しております。さらに、政府・与党は、2021年度の税制改正大綱に確定申告などの税務手続においても、原則、税関係書類について押印廃止と明記しております。

このように、行政手続文書だけでなく、税に関わるほかの書類でも押印廃止の流れが加速しております。今年1月22日には、地方公共団体における押印見直しマニュアルを改訂しています。これらを踏まえまして、行政改革担当大臣が推進しておる押印廃止について、大臣が言われるとおり、約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が廃止された場合、何と何が連動して廃止できるかの判断をして、廃棄対象リストの洗い出しが必要となってまいります。

美濃市では、行政手続の押印廃止を既に国の動きに併せてその準備が進められていると思いますが、その取組の状況を具体的にお示しください。答弁をお願いします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、こんにちは。

それでは、岡部議員の御質問の1点目、行政手続における押印廃止について、美濃市での取組の状況はどのようなかについてお答えをいたします。

美濃市では、昨年11月から美濃市の皆様の窓口での申請手続など、行政文書の押印廃止について全庁的に検討をしております。押印廃止の手順といたしましては、押印を求める根拠ごとに手続を分類した上で、求める押印の種類や手続の内容、目的に鑑み、押印を求める意味、趣旨の合理性、代替手段の可否の観点から手続を評価し、押印見直しを行っております。

全庁的に調査をした結果、現在、窓口などで押印を求めている文書は1,119種類ございました。そのうち、法律や条例、規則等に押印を求める規定がない83種類の文書については、先ほど申しあげました手順に従って検討を行い、押印の廃止をいたしました。

また、市の条例や規則により、押印を求めている562種類の文書については、今後、条例や規則の改正などを行い、可能なものから順次、押印を廃止してまいります。残りの474種類の文書については、国や県などの関連文書であることから、今後の通達などに従い、適切に対応していきたいと考えております。

今後、行政手続の押印の見直しについては積極的に取り組み、利便性の向上に努めてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目、行政手続のデジタル化で、オンライン申請の推進について、総務部長にお尋ねします。

昨年9月に発足した菅内閣の目玉政策の一つであります行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁の創設に伴う本格的なデジタルトランスフォーメーションへの転換であります。

情報通信技術やデータの活用において、日本は先進諸国に大きく水を空けられております。特に、遅れが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されております。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国平均で僅か7%程度との報道もあります。

新型コロナウイルス感染症対策においては、1人当たり10万円の特別定額交付金の給付がありました。国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因になりました。さらに、各自治体が振込口座の確認作業に多くの時間を費やしたことなどで給付が立ち後れる一因となったことは記憶に新しいところです。幸い、美濃市においては、行政の方々の努力のおかげで県内でいち早く給付金を受け取ることができました。誠に感謝申し上げます。

話を戻しまして、美濃市においても、国に歩調を合わせ、行政手続のオンライン化の推進とデジタルトランスフォーメーションへの取組は当然のことです。国の指導を待つシステムも統合され、標準化されてから対応を検討しようというのではなく、市民サービスの向上、行政の効率化のため、現状の制度、システムを活用して、できることなどから先んじて実行することが重要だと考えます。

自治体レベルでは、新たなシステムの構築の必要がなく、すぐにでも実現可能な行政手続のオンライン化は、マイナンバーカードを活用したマイナポータル・ぴったりサービスの活用であります。このサービスは、各自治体の手続検索と電子申請機能を可能にするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から子育ての関連では、児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申込、妊婦の届出など幅広い行政手続をパソコンやスマートフォンから申

請できます。

新潟県三条市では、平成30年4月からマイナポータル・ぴったりサービスの利用拡大に取り組み、国が指定する手続15種類に加えまして、児童クラブの入会申請、子供医療費受給者証の交付申請、国民年金被保険者資格の取得などについて、市の判断で新たに23項目にわたる様々な分野を追加してオンライン申請を可能にしております。

そこで、美濃市では、行政手続のオンライン申請の現状の取組はどのようなか、また今後具体的な取組はどのようなかをお尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、御質問の2点目、行政手続のオンライン化の推進について、現在の取組と今後の取組はどのようなかについてお答えをいたします。

議員から御紹介のありました国が進める行政手続のオンライン化の取組でありますマイナポータル・ぴったりサービスについては、このサービスを利用するには、マイナンバーカードとマイナポータルアプリのインストールが必要となり、パソコンを利用する場合には、さらにICカードリーダーも必要となります。現在、美濃市においては、児童手当や保育施設の手続など15項目の電子申請ができる状態となっておりますが、現在のところ、全く利用されていない状況であります。今後、市といたしましては、マイナンバーカードの取得の促進とマイナポータルアプリのインストールの推奨を図り、利用促進してまいりたいと考えております。

また、市では現在、県と連携し、LINEを活用したオンラインサービスの導入に向けて取組を進めており、来年度新規事業として参加しているところでございます。その内容といたしましては、オンライン上で自動対話を可能とするAIチャットボットと行政サービスのオンライン申請の2つがございまして、AIチャットボットとは、子育て相談、住民票、印鑑登録の手続など、行政サービスに対する市民からの問合せに対し、約1,100項目ほどのQ&Aを装備し、24時間自動対応を行うサービスでございまして。

また、オンライン申請は、各種アンケート調査や申請受付などができるもので、現在、施設や粗大ごみの予約手続などができるよう検討を始めているところでございます。今後も、市としましては、行政手続のさらなる利便性の向上に向けて取り組んでまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

この行政手続の押印廃止、そして、行政手続のオンライン化、これはいずれも市民の利便性を図るための政策でございまして、何とぞ、強烈に取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

○議長（辻 文男君） お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会とし、明日12日の午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

延会 午後3時13分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月11日

美濃市議会議長                    辻                    文                    男

署 名 議 員                    梅                    村                    辰                    郎

署 名 議 員                    永                    田                    知                    子

令和 3 年 3 月 12 日

令和 3 年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

## 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 3 年 3 月 12 日 (金曜日) 午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 市政に対する一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 2 までの各事件

---

### 出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	村 井 和 仁 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

---

### 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	澤 村 浩	議 会 事 務 局 次 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長	平 田 純 也		

## 開議の宣告

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。

また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより私もマスクを外して議事を進行いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時01分

---

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 古田秀文君、8番 岡部忠敏君の両名を指名いたします。

---

### 第2 市政に対する一般質問

○議長（辻 文男君） 日程第2、市政に対する一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

最初に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆さん、おはようございます。

私は発言通告に従いまして、一問一答形式で3点の一般質問を行います。

まず、1点目からです。

1点目は、美濃市図書館について教育委員会次長に答弁を求めます。

1つ目です。

美濃市公共施設等総合管理計画に基づく社会教育系施設の図書館は、昭和43年に美濃公民館として建設された建物であり、建築後50年以上経過しております。耐震補強はいまだ実施されていません。個別方針によれば、耐震補強及び外壁補修工事を行い、施設の維持を図るとなっています。

令和元年度の質問に対する答弁の後、公共施設の集約化によって健康文化交流センターが

ほぼ完成し、さらには給食センターの建築着工など優先順位にのっとり建設が進められてきました。次は、いよいよ図書館かと期待する市民も多くいます。

コロナ禍による経済活動への影響で税収の落ち込みは著しく、財源確保の難しさは十分理解できます。しかし、図書館については老朽化した建物として捉えるだけではなく、図書館の役割を今後の想定外の災害時に際しても十分に果たせる施設として見直さなければなりません。特に、精神的な安定感の置きどころ、未来の活動につなげる豊かな知見や心づくりの発信源の宝庫として総合的に見直す時期にあります。

無関係かと思われるかもしれませんが、2月中旬、国は、横断的に省庁をまたいで孤独・孤立対策室を新設しました。この背景にコロナ禍により深刻化している自殺や子供の貧困に対応する対策として設けられました。長引く外出自粛で他人との接触が減り、孤立する人が増加し、特に自殺者が若者世代にも広がっている実態が憂慮されての対策です。

言うまでもない図書館の役割は、読書を通して心を癒やし、慰め、希望や意欲を醸成するなど孤立や孤独から遠ざける機能を持つ大切な施設です。

また、先月には、福島、宮城で、震度6強、マグニチュードともはかなり強い地震が発生し、施設維持の耐震補強や外壁補修工事に対する関心は高まる一方です。外壁については、見れば誰もが補修を願わずにはいられない状態にあります。

そこで、図書館の施設の現状とそれに対する今後の改修計画はどのようなか、お尋ねいたします。答弁をお願いします。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） おはようございます。

それでは、永田議員の御質問、美濃市の図書館についての1点目についてお答えをさせていただきます。

図書館の現状でございますが、既に御承知とは思いますが、図書館は構造が鉄筋コンクリート造り、地上3階建て、延べ床面積1,248平米、書架棚の総延長は1.3キロメートル、書架収納能力は6万冊となっており、平成13年3月には、図書館のフロアのレイアウト変更やエレベーターの設置等のリニューアル工事を実施しております。

また、図書館は中心市街地の老朽化施設の統合を図ることを目的に、健康文化交流センターへの集約化も（仮称）市民わくわくふれあいセンターを考える会で検討がされました。

考える会では、図書館は周辺環境や立地条件がよく、利用しやすいため、現在の場所がよいとの提言が出され、集約化はせずに存続することとなりましたが、建物は昭和43年の建設から50年以上経過しており、耐震補強もございますが、老朽化が進んでおりますので、改修による長寿命化を図ることが可能なのか、また新たに整備しなければならないのかを検討する時期に来ていると考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） やはり令和元年の一般質問以来、具体的な計画の段階ではないことが

うかがわれます。公共の建造物の修復や建築を全て行えば、恐らく1,000億円はかかるであろうと言われた市長のコメントが思い出されます。これまでの予算関連の説明でも、乏しい我が市の財源状況では、国や県に依存せざるを得ないのだとも。今後は基金の積立てや市債の運用を計画的に進めていくということになると思います。

改修による長寿命化か、新たに整備するのか、老朽化の実態把握を基にしっかり検討し、僅かでも実現に近づけることを強く要望いたします。

2つ目の質問です。

令和3年度の図書館費の予算額は総額で137万9,000円の減額で、図書館図書購入経費は前年度と変わらず500万円が計上されています。10年以上の長期にわたって変化がありません。

令和2年6月に出されている令和元年度の美濃市図書館要覧によれば、利用者は人口減少にもかかわらず、増加傾向にあります。当然利用者のニーズにも変化が出ているはずですが、確かに一定額を10年間変化なく保持してきたことは、やむを得ず減額の方にある自治体と比較すれば評価できるのかもしれませんが、しかし、それでいいのか疑問です。

今日の情勢社会にあっては、そしてその情報社会にあっては、多様な情報ツールが市民生活に広がっています。OECDによる国際学力調査の読解力では、79か国中、日本は8位から15位にその順位を下げ、その対策が模索されています。

利用者の年代別調査とそのニーズを探り、本のあるまちづくりが若者の立ち寄る活性化につながるのかもしれませんが。

図書館図書購入経費の予算は10年以上変わっていないけれども、これをどう考えるか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） それでは、御質問の2点目についてお答えをさせていただきます。

図書館図書購入経費は、新聞や雑誌、一般図書、児童図書等を年間500万円の予算で購入し、令和3年度当初予算も500万円を計上しております。

過去10年間の実際に購入した図書数はほぼ同等であり、市民1人当たりの蔵書冊数も10年前の平成22年度では3.18冊、令和元年度は3.95冊で増加しており、図書数は確保できていると考えております。

また、図書の購入に当たっては、図書館資料収集方針に基づき、図書館職員の知識と経験を生かしながら、市民のニーズ、社会動向等を考慮し、図書の種類やバランスを考えて購入しておりますが、市民から要望があった図書の中には、専門書など多くの貸出しが見込めないと判断したものは、購入しない場合もございます。

なお、参考でございますが、学校図書館につきましても、各学校に配置した図書館司書による運営や年間160万円の図書を購入するなど学校図書館の充実を図っているところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁にありました、質問はあくまでも美濃市図書館についてということですので、学校図書館の関係費用についてはちょっと今回の答弁内容からは外して考えることが妥当かと、私は思います。

今回の答弁は、前回に続き、この10年は毎年総額500万円、令和元年度の美濃市図書館要覧中の6ページに掲載されておりますので、そこを参考にしております。そんなふうにして変化がなかったことから、一定額が保たれて現状維持でよしと肯定的に捉えています。専門書に関しても図書館だからこそ備えてほしいという、そうしたニーズもあるはずです。

ここで、図書館法、定義とあります、第2条には、図書館とは、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社または一般財団法人もしくは一般社団法人が設置するもの、学校に附属する図書館または図書室を除くということをおっしゃっております。

美濃市図書館を利用する市民は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層です。職業も多岐にわたり、外国人の在住者もいます。どんな状況下にあっても、市民であれば誰もが利用できる、教育と文化の発展に寄与する大切な公共施設です。先の建物の老朽化問題はあるにしても、入館すれば図書館法、図書館方針第3条に基づくサービスを受けることができるのです。そのためのさらなる充実を求め、次のことを要望いたします。

1つは、図書館協議会を最低年1回は開催し、市民のニーズを丁寧に受け止め、そしてそれに応えてほしい。

1つ、コンピューターシステムの環境整備であります。

1つ、開閉時間を見直して、開館時間を長くする。

1つ、図書の貸出期間を、今2週間ありますが、3週間に延長する。

こうしたことを十分に検討していただき、市民の要望に応じていただけることを願っております。

以上で図書館関連の質問を終わります。

続いて、2点目です。

第6次総合計画について、総務部長に答弁を求めます。

1つ目です。

情報公開を前提に、市民参加によってワーキンググループ考える会は、策定に当たってきました。このたび基本構想、基本計画についてパブリックコメントの募集がありました。市民の声をさらに広く求め、今後の市政に生かす取組は高く評価されています。

パブリックコメントの結果はどうであったのか、その内容に対してどのように対応されるのか。それを考える会の参加者を含め、関係者全てに公表されるのか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、永田議員の質問、美濃市第6次総合計画についての1点目についてお答えをさ

せていただきます。

市では、基本構想案、基本計画案につきまして、1月1日から31日までの1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの結果は、基本構想案に対して5件、基本計画案に対しては108件の、延べ113件の御意見をいただきました。

この結果を踏まえ、基本構想案につきましては、2月10日に開催した第5回総合計画審議会において、パブリックコメントの意見に対する審議が行われ、その後、市へ答申が出されました。その内容につきましては、現在、市のホームページにおいて公表をしております。

また、基本計画案に対するパブリックコメントにつきましては、108件の意見中、まちづくり指標に係るものが61件と大変多くございました。基本構想案と同様、第5回総合計画審議会で審議をしていただきましたが、3月16日に再度審議会を開催し協議していただくこととなっております。その内容につきましては、市へ答申をいただいた後、市のホームページにて公表する予定としてございます。

[6番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） パブリックコメントの結果の公表によって市民の皆さんの総合計画に対する関心の高さを知ることができました。特に基本計画案の108件、これをさらに分析いただき、61件つまり56%がまちづくり指標に関わっていることを知り、市民の関心の半分以上がこれに集中していることにも驚きました。

この欄には、成果指標を内容別に分けて示し、実数値として策定時の数値を表し、目標値を5年後の令和7年、10年後の令和12年の数値で示しています。つまり数値化は誰にとっても分かりやすく、今後の達成度の評価につなげれば市民の目線でPDCAサイクル、この機能を活用することになります。

基本計画案は、基本構想を受けて54施策にまとめられています。第5次総合計画は148の計画番号で表示されておりました。このたびの第6次総ではコンパクトにまとめられています。市民の手元に配布された後の検証、評価、その後の見直しに参加しやすくなっている反面、市民はその施策に対し市政をチェックするという点で、結果として基本理念であるところの「市民と共に創るまち」の具現化になっていくと思われまます。

2つ目の質問です。

先日、審議会会長から市長へ基本構想案が答申されました。新聞記事によれば、審議会は考える会の提案書を土台に案をまとめたと説明しています。具体的な施策を定める基本計画案は、市民から多くの意見が寄せられたことから、さらなる審議が必要として答申を先送りしたと知らせておりました。考える会は、コロナ禍対策によって、計画半ばにして会議の方法が変えられました。参加者にしてみれば感染拡大防止のためにはやむを得ないとしつつも、意見交流の結果に寄せる関心は高止まりしたまま最終段階に入りました。ワーキンググループ考える会で集約された意見は、市長の附属機関として設置された審議会に送られました。20人の審議会の構成メンバーは、若い世代や女性が少なく、これからの未来に向け、十分な

審議がなされるのかといった心配の声が考える会の参加者から指摘されてきました。構成員の考慮の必要性を前回の議会でも御意見を申し上げたわけなんですけれど、自分たちの意見はどのように審議され生かされたのか、審議内容についての行方にも今、注目が集まっています。

そこで、基本計画に関わる今後のスケジュールはどのように計画されるのか、答弁願います。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、2点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

基本計画に係る今後のスケジュールにつきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、3月16日に第6回総合計画審議会を開催し、基本計画案の審議を行っていただいた後、答申をいただく予定としております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 基本計画案は、基本構想案を基に具体的な施策で示され、施策の方向として取組、内容、事業で表されています。まとまらなかった基本計画案はどの部分であったのか、審議委員の皆様の論点の内容について、再度3月16日に行われる審議会の公表で知ることができ、答申後の公表が待たれます。

3つ目の質問です。

市民参加による第6次総合計画策定は、美濃市として画期的な取組といった声が届いています。最終的な計画書は関わっていただいた全ての方々の確認も必要と考えます。今後の10年間、計画実施に伴い、年度ごとの評価とそれに基づく見直しによって、途中3年、5年と節目を織り込みながら美濃市の未来をつくとされています。

関係した参加者への説明会と市民への説明会の今後の予定はあるのか、ここでお尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、3点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

第6次総合計画が完成した折には、考える会に参加していただきましたメンバーの方には、計画書の配付をさせていただき、また市内全世帯には、概要版の配付を予定してございます。

なお、内容につきましては、多くの市民の方々に知っていただきたいと考えておりますので、議決をいただいた後、新年度になりますが、新型コロナウイルス感染症の状況も見ながら、できるだけ早い段階で市民の皆様には説明会を開催する予定としてございます。その節には、多くの方々に参加していただきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 心配しておりました説明会ですが、いずれも開催予定であることが分かり、安堵いたしました。答弁は、考える会の参加者には計画書の配付、全世帯に概要版配

付の予定、当然、アンケートに御協力いただいた全ての方々や市外に住む人々で間接的に参加していただいた方々にも配付されるものと確信しております。

議会での議決後は、市民に向けての説明会を開催予定であるとあります。この説明会の参加を通して、第5次総にはなかった基本理念中の「共に」の意味に込められた願いを市民の力で示していきたいものです。

長きにわたって御尽力いただいた担当課職員の皆様には深く感謝しております。特に、コロナ禍による途中の変更さえなかったら、もっと盛り上がったに違いありません。考える会の取りまとめを熱心にしていただき、その都度手元に用意し会議進行に尽力していただきました。全ての情報公開をすると、その約束を徹底して実行されたことは、これからの美濃市をつくる市民力につながったと思います。ありがとうございました。

市民の参加で練られた第6次総でした。これを契機に、市民が社会状況に柔軟に対応しながら、年度ごと丁寧に検証、評価していかねばなりません。変動する社会状況を乗り切るには何物にもとらわれずに自由に意見を述べ合い、どんな意見にも耳を傾け尊重する市民の姿が前提となります。同調圧力に屈しない一人一人の思いが未来の美濃市をつくる力だと確信します。

最後、3点目の質問です。

飲食店への支援制度、美濃市独自制度であります。について産業振興部長に答弁を求めます。

1つ目の質問です。

岐阜県は、国の緊急事態宣言の発出に併せ、感染状況が首都圏と同時の状況と判断して宣言内容に準ずる取組を打ち出しました。12月に入ると、年末年始にかけて特に感染拡大の第3波が懸念されました。最も心配されたのが酒類を伴う飲食店での感染拡大でした。現在も注意喚起の5番面のポスターで啓発しています。新しい生活様式として定着しては来たものの冬場の締め切った室内では特に注意が必要です。

12月23日には、県内全ての対象区域とする感染予防策に関わる営業時間短縮要請の情報提供があり、市もその方向で対応することを予告しました。その後、県は要請期間、業種など一定の検討策を示し、市は周知を図ってきました。そして、県と市の感染症対策本部から市民、事業者の皆様へのお願いとして、緊急事態対策が出され、飲食店に対する営業時間短縮要請への協力金制度が打ち出されました。それと並行するかのように、美濃市も独自の補助事業が緊急措置として出されました。

この事業が決定されるまでの経緯はどのようなであったのか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） おはようございます。

それでは、永田議員のただいまの御質問についてお答えいたします。

岐阜県は、昨年12月18日から1月11日までの間、年末年始に向けた新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急対策として、酒類の提供を行う飲食店に対し、夜9時以降の営業時間の短

縮要請を発出し、期間中の要請に応じた店舗に対し、1日4万円の協力金を支給することとしました。当市においては、12月25日からその対象区域となり、市内の対象と思われる飲食店に対し、営業時間の短縮要請への協力依頼と協力金について周知をいたしました。

しかしながら、この要請の対象とならない午後9時までに閉店する酒類を提供する飲食店であっても、特に夕食時間帯においては感染のリスクがあり、市として、こうした店舗においても、さらなる感染予防対策を講じていただくために、既存の事業である事業再開応援補助事業の緊急措置分として、支援金5万円を給付することとしたものでございます。

この事業の実施を決定した12月は、第3波の感染拡大が進み、特に飲食店関連のクラスターが多く発生していた時期で、夜9時以降の飲食に限らず、9時より前の夕食時間帯においても酒類を提供する飲食店では、従業員や利用者の感染対策を強化していただく必要があると判断し、年末を目前に緊急措置を講じたものでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 市は、緊急対策対象になっていないこと、それから酒類を提供し、営業終了時刻が8時以降、それまでの防止対策をさらに強化すること、8時以降というよりも8時までとしたんですね、それまでの防止対策をさらに加えて強化することといった条件で、その財源は従来から実施している店舗等での感染防止対策費用で賄い、30店舗分、150万円の情報を提供しました。答弁からうかがえることは、県の対象にならなかった店舗に対し、金額は少額といえども、市として可能な範囲で対応したことです。

一方、対象が市内の酒類を提供する飲食店に限定されたものの、飲食店だけではなく、一般の店舗でも長引く不要不急の外出を控えることで客足が減り、売上げの落ち込みが生活を圧迫している店舗もあります。開店していれば一見大丈夫に見えても決して楽ではない、また、酒類を提供しない飲食店や、酒類は提供していても閉店が早い店は対象外になっている。苦しいことは、どこも同じだと言われる経営者もおられます。今回、営業時間の短縮で、感染拡大防止を図る対策でしたが、これをきっかけとして店舗利用の活性化を図れる対策をここで要望いたします。

2つ目の質問です。

本事業に対する周知方法と現状はどのようなか、また現在までの効果についてはどのように捉えているのか、答弁願います。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 2点目の御質問についてお答えをいたします。

この事業は、年末現在、県の時短要請の対象とならない店舗で午後6時から対象となる午後9時までの間に閉店時間を迎える酒類の提供をする飲食店が対象となっておりますが、この事業の周知につきましては、制度を固めた12月28日に、そうした対象と思われる19店舗に對しまして制度の案内をして、その申請手続等について、本年1月4日から個別に連絡をいたしました。また、同時にホームページへの掲載、報道発表等により周知を図ったところで

す。

国が1月8日から2月7日までの間、首都圏に対し緊急事態宣言を発出したことを受け、県は非常事態緊急対策として、酒類を提供する飲食店に要請中の営業時間短縮の期間を1月12日から2月7日まで延長し、さらに短縮時間を夜9時以降から8時以降としました。その後、1月14日には岐阜県も国の緊急事態宣言対象区域に指定されたことから、1月16日からは全ての飲食店に対して法に基づく時短要請が、協力金の額を1日6万円として実施され、2月2日に国の緊急事態宣言が3月7日まで延長になった後、2月28日をもって国の区域指定が解除されたことにより、県独自の措置として、3月1日からは午後9時以降の時短要請となりまして、3月7日をもって終了したところでございます。

このように時短要請が、途中で夜9時以降から8時以降に変更されたことにより、結果として、本事業においては対象店舗が減少し、4店舗への交付となりました。交付させていただいた店舗からは、マスクや消毒液、ペーパータオル、ビニール手袋といった衛生資材などの消耗品の購入に経費がかさむ中、大変助かりましたというお声をいただいております。

市としましては、年末年始に向け、感染拡大が懸念されていた酒類を提供する飲食店の感染防止対策として、岐阜県の時短要請に合わせ市独自で講じたこの事業が、お店の感染予防意識の向上や感染対策経費の一助につながったことが一つの成果と捉えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 年末の御用納めの日、担当職員の皆さんの多忙極まる仕事はさぞや大変であったと想像いたします。しかも急な対応策であったため、実態を把握したり、案内を徹底するなど対象店舗が多く、時間が迫っている中での仕事であったと聞きます。大変御苦労さまでした。

感染状況の推移によって対策の内容や期間等々が次々と変化し、あるいは重なり、対策の対応でこれも大変な仕事でした。アウトリーチによる実態把握、これにつきましては、あるお店に入ったときの店主からの言葉だったんですが、市役所から見に来てくださって、うちはきちんと対応しているということを確認され、逆に安心しました、こう話されました。高齢者でお元気な方は、新しい生活様式に従って買物等にも出かけ、御近所衆との会話を交えることもあります。もし自分の店から感染者が出たり、逆に感染させられたりしたときの思いを想像すると、しっかりした防止対策対応は、その後の経営に大きく影響するため、とても大事だと言われます。

県の要請の経過により、意外に少なかった今回の利用者数は4店舗ということでしたが、市の独自対策としての成果は貴重だと思います。今後は対象をコロナ禍で生活苦にあえぐ若い世代にも拡大して活用されることを強く要望いたします。どんな小さなことも見逃さずに対応しますと述べられた市長の力強い言葉と重なる姿でありました。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（辻 文男君） 次に、10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

私は、大きく2点にわたって質問をさせていただきます。

1つは、令和3年度美濃市の事業についてと、2つ目に、文化会館の運営についてを質問させていただきたいと思います。

令和3年度美濃市の事業について質問いたします。

1点目の美濃市の人口の減少が激しい、強力な人口増対策などできないかについて質問をいたします。

私は、3月8日には緊急事態宣言が解除されましたので、しばらく訪問をしていないパン・ケーキ屋さんで、おいしいコーヒーを飲みながらおいしいケーキを食べたいと思ってそのお店に行ってみました。ところが、パン・ケーキさんのほうは店じまいをされていました。喫茶店のほうもよく繁盛していたお店ですが、お客さんはまばらにしかいませんでした。美濃市でも今後、こんなことが起こるかもしれません。

また、SNS上の掲示板には、名前を名のらず無記名で、特定の人の個人情報から人権侵害やプライバシー侵害といった生命、自由及び幸福追求権まで脅かすような個人を誹謗中傷する書き込みがなされております。

こんな小さな美濃市で、こんなことが起こることにびっくりしていますが、このコロナ禍で将来が見通せない、先が読めないという中で不安が募り、ストレスがたまって、他人に対しても妬み心も湧いてきます。名前を名のらないことによって、あることないこと、憲法13条に違反するようなことまで何でも文章にして拡散されてしまいます。嫌な恐ろしい時代になっていくような気がいたしております。

そんな中で、今回の議会では、令和3年度の一般会計当初予算案が発表されました。新年度予算案では、市民税、固定資産税などの大幅な減少による対前年度比マイナス11.9%という当初予算の歳入、歳出予算が発表されまして、市民にとっては大きなショックを受ける予算案になっています。大変厳しい緊縮型予算だと言わざるを得ません。

コロナウイルス感染症の影響であることは間違いないわけですが、これだけ緊縮型予算を組まれると新規事業は何もできないし、人口も2万人を下回って1万9,000人台になってしまい、第6次総合計画では、美濃市の将来人口は10年後の令和12年には1万7,000人になると予想されています。ますます税収の減少が予想されますし、消費も減って、美濃市の経済も縮小していってしまいます。

また、美濃市は地盤も固く、海による津波もないし、原発もない安全・安心の市だと思われてきましたが、地球温暖化によりウイルスとか集中豪雨など、思わぬ大災害に見舞われることが分かってきました。自然災害に備えた財政調整基金の大幅な確保も必要になってきました。

美濃市は長い間、人口増対策や少子高齢化対策や観光や福祉などにも力を入れ、地域経済の発展のためにも力を入れてきたわけですが、なかなか人口増や地域経済の発展には結びついてこなかったのではないかと思います。その結果が、将来の見通しが立たない、不安が

募る、ストレスがたまる、ついつい他人を攻撃したくなってしまおうという希望や夢とは反対の暗い後ろ向きの方角へ行きつつあるのではないかと心配されます。

令和3年度の一般会計当初予算については、あちらに少し、こちらに少し、自治会要望にも全地区に満遍に行き渡るように少しずつ予算を分配するというのも、公平に見えて結構だとは思いますが、本当に人口増や地域経済の発展に結びつく事業であれば、思い切ってそこに予算をつぎ込むべきだと思います。

どんな事業や方法がよいのか、またどんな考え方があるのか、市長をはじめとした市の幹部で考えて美濃市の強力な人口増対策を策定していただきたいと思います。総務部長に答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀧瀬敬久君。

○総務部長（瀧瀬敬久君） それでは、古田議員の1点目の御質問、令和3年度美濃市の事業についての1点目についてお答えをさせていただきます。

美濃市の人口は、令和3年1月末現在2万134人で、5年前の平成28年の2万1,624人と比較して6.9%減少している状況でございます。

ここ5年間に生まれた子供の数と亡くなられた方の年間の平均を見てみますと、生まれた子供は116人、亡くなられた方は290人となっており、平均で年間174人の自然減小が続いている状況にあります。また、過去5年間に転入された方、転出された方の年間の平均を見てみますと、転入された方は639人、転出された方は775人と、転出者が136人多い状況にあります。

こうした状況の中、これまで市では、若い世代が家族を持ち、安心して産み育てる環境づくりとして、留守家庭児童教室による子育てと仕事の両立支援、ファミリー・サポート・センター事業による地域での子育て支援、豊かな自然のもとでの木育の推進、さらに赤ちゃん紙おむつ購入助成などに取り組んできました。

また、移住・定住の推進を図るため、NPO法人美濃すまいづくりと連携した移住・定住相談、UIJターンをサポートするふるさと回帰支援センターに会員登録を行い、県と連携し、東京や名古屋で開催される相談会やセミナーなどにも参加し、美濃市の魅力を全国に発信してまいりました。さらには、新婚世帯に対する家賃補助や、市外からの移住者には、空き家改修費助成、優良住宅地を造成する企業等への費用助成に加え、市外からの転入者を仲介した事業者へ奨励金交付を行ってまいりました。

また、昨年はこちらに加えて、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、テレワーク、リモートワークといった働き方改革や、都会から田舎への移住の流れなどによる需要を取り込むため、サテライトオフィスの整備に対する支援を行い、間もなくテレワークの拠点が2か所で新設されますし、また長良川鉄道美濃市駅でも同様の施設が整備されると聞いております。

市といたしましては、今後もこれまでの取組をさらに推し進めるとともに、こうした新たな人口減少対策に結びつく事業を実施してまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

人口が1万人台になってしまっは大変寂しいです。思い切った政策やユニークな政策で、この状況を挽回していただきたいと思います。バブルがはじけて苦しい時代を生きてきた20代、30代の人たちの考え方を参考にしてみるのも大変勉強になると思いますので、ぜひ若い人たちの意見や考え方を取り入れていただきたいと思います。要望をしておきます。

次に、2つ目の質問に移ります。

美濃市は財政難の中にあります。大きなイベントは中止できないかについて、産業振興部長に質問をいたします。

令和3年度の美濃市予算書では、1年に1日か2日しか行わないイベントに1,000万円前後の予算をつけて事業を行うというのが幾つかあります。財政が豊かで、市民の家計も豊かで、コロナウイルス感染症の蔓延の心配のないときなら大いに結構だと思いますが、経済がうまく回らない、またコロナウイルス感染症の蔓延がまだ収まったわけではなくて、新たに変異ウイルスの出現でまたまた非常事態になる可能性もあります。ワクチンの接種の効果も、またワクチン接種がいつまでに完了するかも見通せない状況です。今年一年は、今までどおりのイベントは中止して、大勢が密集することによってコロナの第4波、第5波が起こらないようにするためにも、規模を縮小したり、少人数で長きにわたって楽しめるようなイベントに切り替えていくべきではないかと思います。飲食店や小売店をはじめとしたお店の消費が落ち込み、これ以上コロナウイルス感染症の影響が続いたら倒産、廃業に追い込まれてしまうお店が出てくるかもしれません。そんなことにならないように慎重に対処していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。産業振興部長に質問をいたします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 古田議員の財政難の中、大きなイベントの中止はできないかという御質問についてお答えをいたします。

市町村が行うイベントにつきましては、地域経済の活性化や知名度の向上、住民意識の向上、地域間の交流といった効果を得るための手段として行われており、開催に要する経費の何倍もの直接的、間接的な経済効果が得られることから、各地で実施されてきているものでございます。

したがいまして、財政が厳しい中であっても、市の活性化は重要な課題でありまして、市内外の地域経済の循環や美濃市をよく知ってもらえる大切な機会として、イベントはできる限り実施しなければならないものと考えております。

具体的に申し上げますと、産業祭は、市内産業の活性化を図るものでありますが、その事業効果は、出店する飲食店の売上げなどの経済効果だけでなく、出展企業の自社紹介やPR等、企業が市民の理解を深めるための場として、また市民にとっては娯楽の場であるとともに、ステージに出演される市民の方々にとっては自己研さんの成果を発表する大切な場でも

あり、可視化できない大きな効果があると考えております。また、美濃和紙あかりアート展やツアー・オブ・ジャパンは、美濃市を広くアピールし、当市への誘客を図るもので、市内のみならず、市外、県外、そして海外へも情報発信が行える大切な機会となっています。

そのほかのイベントも含めて、先ほども申しましたが、イベントは経済に直接波及する効果のみならず、金額でははかることができない楽しみや生きがいといった目に見えない間接的な効果があることから、市の活性化のために、可能な限り開催してまいりたいと考えています。

なお、去年は新型コロナウイルス感染防止の観点から、様々なイベントが中止を余儀なくされ、非常に残念でありました。今年は、ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、感染防止対策に考慮しまして、できる限り多くのイベントを開催できるよう願っているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 要望をします。

コロナウイルス感染症の蔓延で、人々の暮らしや考え方や価値観が変わってくる中です。イベントもコロナが心配だし、世界が不況にあえいでいる中では、お客さんも以前のようには来てくださらないかもしれません。大勢の人でにぎわえばコロナが心配だし、お客さんが少なければ寂しいイベントになってしまいます。考え方を变えて、一年中観光客が来るような事業に切り替えていくとか、そういうイベントは民間かふるさと納税の寄附金で行うようにするとか、財政が困窮している美濃市ですので、今までどおりの政策からちょっと見方を変えて、新しい方向に政策を切り替えてみる必要があるのではないかと思います。昨日の一般質問にもありましたが、美濃市はふるさと納税が少ないので、もっとふるさと納税制度にも力を入れていただけたらよいと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

続いて、3つ目の質問に移りたいと思います。

民生部長に質問をいたします。

コロナ禍において、子供や子供を持つ親の不安を解消する支援はできないかについてであります。

コロナ禍の令和2年度中、全国での小中高生の自殺者は過去最多の479人に上り、中でも令和2年8月における児童・生徒の自殺者数は64人で、前年同月と比較して約2倍となっています。子供を自殺に追い込むということの重大性を重く受け止める必要があると思います。

文部科学省の公表では、自殺の原因や動機は、進路に関する悩み、学業の不振、親子関係の不和の順に多く、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童・生徒の心が不安定になることが見込まれると分析しております。

また、国立成育医療研究センターが昨年11月から12月にかけて行った「コロナ×こどもアンケート」によると、児童・生徒から、不登校になり勉強しなくなった、学校に行くとき緊

張して具合が悪くなる、張り切れないといった声や、小さなお子さんを持つ保護者からは、同じ月齢の子供と会う機会がなく子供の発達具合が分からない、コロナで外出ができず育児ノイローゼになった、子供にちゃんと社会性を与えられているか心配といった悩みが聞かれています。

小学4年生から6年生の15%、中学生の24%、高校生の30%、子供を持つ保護者の29%に中等以上の鬱症状があったとの結果も出ています。

警察庁の発表によると、児童虐待の疑いがあるとして、全国の警察が児童相談所に通告した18歳未満の子供は、前年より8.9%増えて、統計を取り始めた2004年以降初めて10万人を超えたそうです。新型コロナウイルス感染症拡大で、在宅時間が伸びたことが増加の一因になっている可能性があるとして分析しています。こうした結果の全てが美濃市に当てはまるとは思いませんが、市民の中にも少なからず、こうした思いをしている児童・生徒、保護者がおられると思います。

これまで美濃市では、新型コロナウイルス感染症対策として、新生児へのお祝い金、中学生がいる世帯への給付金、独り親世帯への給付金、家族が急変した高校生・大学生の経済的な負担を緩和するためにも経済的な支援を行ってきました。

経済的な支援も必要ですが、新型コロナウイルス感染症により、各家庭において大きな不安を抱える子供たちや子供を持つ親に対しての心の支えとなるような支援についてどう考えているのか、民生部長にお尋ねをいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） おはようございます。

それでは、3点目の質問についてお答えします。

コロナ禍において、全国的に児童・生徒や保護者の心が不安定になっていると言われております。ゲームや動画閲覧への依存傾向が高く深夜まで行っているため、授業中眠そうにしている、集中力が続かないという子や、親に対して反抗的な態度を取る、不登校傾向を示すなど、全国的な傾向ではありますが、本市の学校でも影響が現れているケースもあります。

コロナの影響かどうか判断は難しいところですが、健康福祉課へは昨年と比べ、家庭や学校生活に対する新規の相談が増えております。

こうした子供や子供を持つ親の悩み事相談の窓口の一つとして、市では家庭児童相談員による相談体制を整えており、緊急を要する事例につきましては、県子ども相談センターとともに対応しているところでございます。

引き続き家庭児童相談員を中心に、保健センター、教育委員会と連携し、各家庭への訪問、面談、学校への訪問など、昼夜を問わず切れ目のない支援の実施に努めてまいります。

なお、国においては、いのちの電話とか24時間子どものSOSダイヤルなどの電話相談体制や、県では、子ども相談センター、女性相談センターといった窓口を設置しており、コロナ禍に限らず誰でも相談できる体制を整えておりますので、こちらも御活用いただければと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

コロナ禍において、子供や子を持つ親の悩みは尽きないと思います。自殺者が増えている現状を我々がやり過ぎしてしまうようなことがあってはなりません。家庭児童相談員を中心に、保健センター、教育委員会などで、昼夜を問わず切れ目のない支援の実施に努めていただくことを要望しておきます。

それでは次に、2つ目の質問、文化会館の運営について、教育次長に質問をしたいと思えます。

文化会館の指定管理料の内訳はどのようなかについて、質問します。

今年の4月1日から健康交流文化センターもできて、文化会館と合わせて劇場が2つになりました。大変ありがたいことですが、2万人もいない人口の美濃市で、この2つの劇場を維持管理していくには大変なことだと考えます。また、今回のコロナという未曾有の大災害により、人々の生き方も変わり、世界が変わる大変な時代を迎えている中で、傷ついた人々が増え、人と人の分断を生み出しそうなときに、心を豊かにする芸能や音楽、踊り、絵画、映画など、また講演会など、日本人の心を豊かにする分野の文化会館事業はますます重要視されるのではないかと思います。質の高い文化を提供していただきたいと思えます。心から感動したり感激したりするような舞台を見せてもらって、一生心に残るような感動を味わえたら幸せだと思います。予算が少ないのか多いのかはよく分かりません。文化会館の指定管理料は1年間に4,000万円くらいですが、年間契約料金の内訳はどのようなになっているのか、教育次長に質問をいたします。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） それでは、御質問の文化会館の運営の1点目についてお答えをさせていただきます。

文化会館は、指定管理者制度により、NPO法人四つ葉のコウゾが指定管理者として運営管理を行っておりますが、指定管理者制度は多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応していくために公の施設の運営管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上などを図ることを目的としております。

指定管理者であるNPO法人四つ葉のコウゾとの契約は、平成25年度から始まり、現在は平成30年度から5年間の契約期間となっております。指定管理料につきましては、契約初年度に基本協定を締結し、年度協定で社会情勢等を考慮しながら決定しております。

令和2年度の内訳は、人件費等が1,350万、施設維持管理費等が1,900万、自主事業費が1,100万で、合計約4,350万となります。この4,350万から貸館に係る使用料130万及びチケット収入220万、事業収益約350万を減額し、法人消費税分の150万を増額した約4,100万円が総額となり、自主事業は事業収益である350万を差し引いた750万円が実質の事業費となっております。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。よく分かりました。

次に、2つ目の文化会館の年間の事業はどのようにして決められているのか、質問をいたします。

年間の事業の内容と事業の決定と今後の事業予定は、どのようにして決められるのか、お聞きをしたいと思います。また、出し物は一流の劇団や歌舞伎や交響楽団などは呼べないのか、お聞きをしたいと思います。また、予算が少なくて一流の劇団などを呼べない場合は、出し物を素人劇団や近くの民謡や踊りやオーケストラなど、費用が多くかからない出し物で予算を少なくするという工夫はされないのか、教育次長にお聞きをしたいと思います。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） それでは、御質問の2点目についてお答えをさせていただきます。

文化会館で行われる事業は、大きく分けると2種類の事業となります。

1つは、市民の皆さんが文化会館を利用して、自ら文化芸術活動の成果を披露する機会や自己研さんを目的として発表会などを行う貸館に係る事業です。具体的な例を挙げますと、市内で踊りに取り組んでいる団体や保育園の発表会等でございます。

もう一つは、市と指定管理者が連携して文化芸術の振興や市民の文化力の向上を目的とした自主事業です。令和元年度は、「ものまねエンターテインメント コロケコンサート」や神田京子独演会などを開催し、例年では7事業から8事業を実施しております。

自主事業につきましては、鑑賞が無料の事業、チケットを購入していただき鑑賞する有料の事業がありますが、その内容につきましては、指定管理者が子供からお年寄りまで多くの市民が鑑賞していただけるよう、市民ニーズを把握するアンケートや社会情勢、流行などを考慮し、全体の事業費に対する入場料や来場者見込み数を試算する中で、娯楽性が高く多くの来場者が見込める事業では、入場料収入だけで開催することが可能なのか、また文化芸術性が高いなどの理由から事業費が高額になり、入場料も高額になるものは、来場者が少なくなることも予測されるため、多くの指定管理料を充てることで入場料を手軽にし、来場者の増加を図るなど、市と指定管理者が協議して決定しております。

今後の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症収束の見通しがつかない状況ではありますが、多くの市民に喜ばれ、明るく楽しくなる催物や文化、芸術の振興を図る事業を市としましても指定管理者とともに、市民の意見やイベント会社などからの情報を収集するなどして決定していきたいと考えております。

文化芸術等の活動や鑑賞は、人が人らしく生きていくための人間形成に必要なものであり、また市民が心豊かに暮らしていくための生きがいくくりとしての役割を担っているものと考えておりますので、引き続き市民の皆さんが文化芸術に親しんでいただける機会の提供に努めてまいりたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

要望しておきたいと思います。

経済中心、お金が最優先される時代が長く続いてきましたが、今度のコロナ禍で、社会の価値観が大きく変わっていくような気がいたしております。人間本来の生きがいや幸せというものは、お金ではかられるものではないということに気づいて、文化や芸能、音楽、絵画、映画など精神的に癒やされる生き方に人生を方向転換していく人たちが増えていくと思われる中で、文化会館事業は大きな意味を持つてくると思われまます。心から感動したり目にも鮮やかな美しいものを見せていただくことは、大変癒やされますし、一生心に残りますので、ぜひ一流の劇団や歌舞伎や芸能などを見せていただき、感動と生きていることの喜びを与えていただきたいと思います。よろしくお願いいたしまして、私の質問は終わります。大変ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時16分

---

再開 午前11時26分

○議長（辻 文男君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の服部でございます。

実は、本会議の始まる前に通路にハトがいまして、それを外に追い出すために私、走り回って、いまだに息が切れて、ひょっとしたらお聞き苦しい点があるかもしれませんが、申し訳ありませんがよろしくお願ひします。

私は発言通告に基づき3点の質問をいたします。

1点目は、高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策について、2つ目が、美濃市健康文化交流センターの施設利用について、3点目が生活保護の申請について行います。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策についてお伺ひいたします。

3月10日での美濃市の新型コロナ感染者は40人となりました。市民生活に多大な影響を与えています。昨年の小・中学校の休業から始まり、保育園、幼稚園、学校関係者、医療関係者、福祉関係者などの方々の感染防止のための奮闘に本当に敬意を表します。

また、営業自粛等による経営の悪化にも全市を挙げた取組で、この1年が経過しました。

新型コロナ感染症との闘いで最も大きな力を発揮したのが、何よりもやはり美濃市民の感染予防への取組ではないでしょうか。

そういった中で、日常生活では、かつてないほど人との交流が制限され、高齢者宅を夕方訪問するとうれしそうに、今日初めて人と話ができた。こういったことを言われる高齢者の

方がいるなど、本当に市民生活が閉塞感に満ちております。

こういった中で、感染者や施設利用者、家族、従事者の方から次のような声が寄せられています。施設で感染者が発生し、利用者本人は症状はなかったが、濃厚接触者としてPCR検査を実施した。検査実施後3日間は自宅待機していたところ、保健所から陽性反応が出たため、病院へ家族が連れていくよう指示され入院されました。その後、家族の方は2週間自宅待機となりました。その間、生計を支える方は特別有給休暇が企業から与えられ、給与は補填されましたが、個人経営の職場で働いていた方は休暇の補償はなく、月額22万円が12万円になった。保健所からは自宅の消毒の指導がなく、感染者を家族が搬送しなきゃいけなかった。また、生活必需品の買い出しなどで本当に苦労した。こういったことが寄せられています。

また、別の方からは、施設の職員から2名の感染者が出たので病院でPCR検査を受けてほしいとの連絡があった。そして、本人のみ自宅待機のお願いがあったと。病院へは御主人が車で搬送し、ドライブスルー方式で検査を実施した。職員から全員陰性の連絡があったが、その後、新たな陽性が判明した。そして施設職員からその後容体の問合せがあり、また施設の再開の連絡もあった。

この方からは状況等の報告が利用者になされていない。利用者のPCR検査の費用は施設が負担すると言われた。陽性だったら保健所職員が病院へ搬送すると言われた。感染の原因、対策、再開後の安全などが施設の再開後でも説明がなかった。一般接触と濃厚接触の違いが分からない。保健所からの直接指示でなく、なぜ施設職員からの連絡であったのか。こういった対応にいまだに疑問がある。このように声が寄せられています。

こういった事例は、市民の中にある、分からないから不安になる、どこに話をすれば解決できるか分からない、こういった閉塞感をつくり出す要因にもなっていることだと思います。武藤美濃市長は、岐阜県の新型コロナウイルス感染症対策協議会等の会議の報告は頻りに市議会議員に報告し質疑を行うなど、その姿勢は本当に評価すべきものがあると思います。しかし、これまで述べたような課題も多く、国や県や市のコロナ対策の充実が必要だと思います。

今、新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言が発令されてから市民の感染予防への懸命な努力により、岐阜県でも美濃市でも徐々に抑え込んできました。現在、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まろうとしていますが、それと同時に社会的コロナ検査を実施することも、この感染症を蔓延させない政策の大事な柱だと思います。

県内のコロナ感染者の死亡率は1.5%ですが、70歳以上では10.5%に跳ね上がり、高齢者は重症化リスクが高いとされています。政府のコロナ分科会が2月2日の提言で、高齢者施設の職員への定期的な検査への支援を提起し、厚労省は2月4日の事務連絡で、緊急事態宣言延長の10都道府県に対して、高齢者施設の職員等の検査の3月末までの集中的実施計画を12日までに策定し、提出するよう要請しました。

先月の話になりますが、2月18日時点で39自治体が実施計画を策定し、岐阜県は岐阜市内

全域ではありますが、292施設の高齢者と接する職員を対象に社会的なPCR検査の費用を全額助成する事業を実施すると発表しました。

美濃市でも、新型コロナ感染者の抑え込みが成功しつつあるこのとき、高齢者施設の感染症に対し攻勢的な政策を実施することは、施設利用者の安全・安心を確保することにもつながると思います。

武藤市長にお伺いいたします。

高齢者施設従事者へのPCR検査を早急に実施できないか。また、予防的なPCR検査になるわけですが、実施できないかどうか答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、こんにちは。

今、服部議員から新型コロナウイルスの関係について、高齢者施設への予防的PCR検査はできないのかという御質問がございました。

まずは昨年1月の終わりから始まりました新型コロナウイルス、1年を経過してもまだ終息が見えない中ではございます。こういった中で、特に保健所の保健師さんを中心とした皆さん、医療従事者の皆様方、そして学校、高齢者施設などの特に大きな方々を対象とした職員の方々には細心の注意を払ってここまでやっていただきました。感謝を申し上げたいと思います。

最近の岐阜県の状況につきましては、御承知のとおり昨日は1人と、その前は9人ということで一桁台に入ってきておまして、非常に県の政策が十分確保できているなあと、そんな思いでございます。

しかしながら懸念される材料もたくさんございます。そんな中で、岐阜県としましては、国に先駆けて、特に感染者が多い岐阜市と連携をして、希望する高齢者入所施設に対して予防的なPCR検査を行うというモデル事業を決定して現在取り組まれています。

加えまして、先般国におきましては、緊急事態宣言が出されていた10都府県の感染の多い地域を対象に、3月末までに高齢者施設の従事者を対象とした集中的なPCR検査を行うよう通知をしたと。菅総理の発表によりますと、全国で3万か所というふうに言われておりますが、こういったところで予防的なPCR検査を3月、今月中にやるということで発表がなされております。

美濃市におきましても、こういった状況を見ながらということになりますけれども、現在、県のほうとしましては、岐阜市とのPCR検査の状況、こういったことを見ながら事業の継続、あるいは拡大について検討をしていくということでもございましたので、そういった検討が現状でなされておりますので、その状況に従いまして美濃市も対応をしてまいりたいと、そんな思いでございます。

なお、このコロナの関係にしましては、日々対応が変化をしております。今朝のニュースによりますと、ワクチンの供給が6月末までヨーロッパからの許可がないと出せないというようなことも、今月末までだったのが6月末までになったということで、非常に流動的でござ

ございますので、できるだけ早い段階で早く情報を入れながら市民の皆様方の安全・安心に努めてまいりたいと思っております。

なお、感染防止につきましては、ずうっと言われておりますけれども、基本的には手指消毒をする、マスクをする、3密を避けると、こういったことが基本となりますので、ぜひ市民の皆様方にはこの基本的な対策を十分行っていただきますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

市民の本当のコロナ感染に対する意識の高さは大変なものだというふうに思っております。市長も御存じのように、いろんな形で皆さん自粛され、感染を防いでいる、これが今の現状だと思うんですね。そういった中で、美濃市のこれだけの人口だったら、こういった高齢者施設に対するPCR検査の実施、こういったことをもう少し県のモニタリング、そういったものを踏まえることも必要かとは思いますが、市としてぜひもう一度踏み込んだ検討をお願いしたいと、このように要望いたします。

続きまして、美濃市健康文化交流センターの施設利用について質問いたします。

美濃市健康文化交流センターは、乳幼児から高齢者までの多世代にわたる地域住民が多様な利用と交流ができ、市民の健康増進、福祉の向上及び文化の普及、振興を図り、活力あるまちづくりに寄与するため拠点となる施設として位置づけられています。老朽化した老人福祉センター、児童センター、保健センター、勤労青少年ホーム、グリーンプラザ小倉山といった施設の機能や附属する機能を集約した施設として建設されました。

これまでそういった施設を利用し活動されてきた方は、基本的に活動を継続でき、新施設の目的を考えればさらに発展するように市は応援するのが当然と考えております。

しかし、勤労青少年ホームの利用団体から移行に伴い、有料の駐車場問題や施設設備についていまだに下見ができない、予約等の見通しが示されないなど、何とかならないのか、こういった声が届いております。

また、勤労青少年ホームでは、和紙太鼓のサークルがシニアとジュニアに分かれ活動しております。和太鼓を持ち込んで活動するというのは大変ですから、勤労青少年ホームに和太鼓を置かせてもらって活動を続けてこられました。

また、ピアノを使うような合唱などのサークルの場合も、当然ピアノを持ち運びできませんから施設に設置されたのをお借りして使うわけですし、太鼓も同様に持ち運びが困難であると考えます。

勤労青少年ホーム同様に、関市や岐阜市の太鼓サークルの団体は、公民館などに太鼓を置かせてもらって活動を続けています。市はそうしたサークルがあることを事前に分かっていたはずですし、防音施設を考えて活動場所にその音量を測りに来るなどされたらと、このように伺っております。

しかし、太鼓の保管場所が確保できないなどとし、健康文化交流センターでは現状での活動は困難な状況の中で、市の北部の方のほうの施設で利用できないかと紹介されているようですが、ジュニアの小学生は大矢田、藍見の子供たちが多く、そこまで行くのが大変だと聞いております。また、冷暖房もないかもしれない、このように言われております。

廃止される施設の利用者からどのような要望が出されているのか、民生部長に質問をいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 美濃市健康文化交流センターの施設利用についての1点目の御質問についてお答えします。

勤労青少年ホームを定期的にご利用している一部の団体から、料金の減免はできないか、センター利用者の駐車料金は免除にできないか、団体で使用している大型楽器の保管場所の確保はできないか、施設利用がスムーズになるよう施設の下見や利用説明会を早くできないか、コロナワクチンの接種会場となるため、これまでの施設の利用を延長できないかといった要望が出されています。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

民生部長は簡単におっしゃいましたが、もっといろんな問題もあるのではないかなというふうには考えておりますが、取りあえず市のほうとしてはこういった要望を捉えられるということですね。

次に、利用料、駐車料金などの減免について伺います。

利用料金については、昨年6月議会で条例が定められました。近隣の市と同等ということでした。広報「みの」3月号によれば、多目的ホールは、コンサートや発表会、講演会など様々なイベントに利用できると紹介され、土日の利用料金は夜間3.5時間で6,600円、冷暖房費8,800円となっています。合計で1万5,400円です。冷暖房も含めて減免があったとして半額としても7,700円です。

コンサートや発表会と思えばそんなものかなあとと思いますが、設計段階でこの多目的ホールはフロアの座席を取り外し可能とし、そこでの太鼓の練習やダンス、ミュージカルの練習を想定していると考えられます。そのため、壁にはミラーをつけるなどとなっております。

しかし、利用料金と駐車料金までかかるとなると、団体の活動に大きな財政的負担が生じます。どれほどの料金の減免になるかは、これまでどおりに利用して活用できるか、新施設の目的の文化の普及、振興を図ることになるのかが問われていると考えます。

駐車料金はどうなるのか。12月議会で条例が制定され、30分までは無料、その後は2時間ごとに100円、最高は500円となりましたが、常任委員会で、市が催す取組の参加者と定期利用の文化団体の参加者の駐車料金は市が補填する、このような説明がありました。

その時点では、市の催す取組がどこまでかの明確な説明はありませんでした。乳幼児から

高齢者までの多世代にわたる地域住民が多様な利用と交流ができる拠点と言われるわけですから、例えば今まで老人福祉センターへ将棋やカラオケに行っていた高齢者と児童センターに遊びに来ていた親子が新施設に行って活動し交流する、このようになるわけですね。ここで、今まで要らなかった100円という駐車料金が必要となる。多くの人が気楽にやってくるでしょうか。なかなかそうはならないと考えます。さらに、利用料金を払って来ている人もさらに駐車料金が必要になる。文化振興、交流ということを考えると、非常に矛盾するようなことを考えます。

例えば岐阜市のメディアコスモスのような町なかの施設でも、利用者の駐車料金は2時間まで無料です。関市のわかくさプラザも駐車料金が無料です。美濃市のような公共交通機関が十分でなく、多くの人が車を利用せざるを得ないのに、市の施設を利用する者から駐車料金を取る。これは非常に厳しい条件だと思います。

そこで質問ですが、駐車料金の減免はどのようになるのか答弁をお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 美濃市健康文化交流センターの施設利用についての2点目の御質問についてお答えします。

施設は指定管理者に管理委託をしております。

施設の利用料及び駐車料金につきましては、美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例で定めております。新しい施設は保健センター部分を除いても一定の維持費がかかりますので、原則として受益者負担の考え方から利用する皆様にお支払いをいただくものとしております。

また、市民福祉の向上、文化、スポーツの向上など、市の政策目的に合致するような会議、活動については、一定の運営費補助を支出してまいりたいと考えております。

駐車料金は、県や市が実施する会議やイベントについては、市が駐車券を購入し、出席者にお渡しをいたします。そのほかの方はそれぞれ御負担をいただきますが、利用料と同様、団体の運営費補助として支出できないか検討をしているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 次の質問に移ります。

新型コロナワクチンの接種会場に健康文化交流センターが予定されております。一般の利用開始はいつになるのか答弁をお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 3点目の御質問についてお答えします。

国からのコロナワクチンの配付状況にもよりますが、現状では7月からの施設を利用していただけるよう予定しているところでございます。御理解と御協力をお願い申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 答弁ありがとうございました。

ただ、この美濃市健康文化交流センターの設立の趣旨というのですかね。そういったところから考えると、本当にこういった形での費用を捻出する、それを利用者が負担する、そういったことがいいんだろうかと、こういった気持ちにますますなっています。

このコロナ禍の中でも、文化行事、そういったものが、趣味の同好会も含めてですがやられている中で、それを後押ししていくような市の施策、これが必要じゃないかと。そういった中で、いろんな形での文化、芸術団体、そういったところへの支援を応援を市が当然やっていくのがこれまでの流れでした。

そうした中で、この健康文化交流センターが建設され、4月からは直接はまだ使えませんが、その利用内容について、今まで市がこういったことでの運用でもう少し財政的にも補助をしていく、援助をしていく、従来の施設でやっていたような形で今度の新しい施設でも利用をされるような、そういった方向性をぜひお願いしたいなど、このように思っております。

また、最終的に未確定の部分が料金体系にしてもたくさんあると思いますが、ぜひとも美濃市の文化を育てていく子供たち、それから年配の方もそうですが、そういったものを育てていく観点から、この利用料金をぜひとも見直して方向性を持ってやっていただきたい。

また、4月1日から使えない健康文化センターについて、入れない、使えないということですから、当然従来使っていた施設をそのまま数か月利用するという形になってくると思います。様々な制約があるとは思いますが、ぜひ関係部署と連携しながら延長を含めてお願いしたいなあ、このように思っております。よろしく願いいたします。

最後の質問に入ります。

生活保護の申請について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の中で市民生活は苦境に陥る人が数多くおられます。生きるための最後のとりでとして、公的な支援とされている生活保護を申請することが今ためられる事例の一つとして、親族への扶養照会があります。厚生労働省は親族への扶養の照会を義務ではないとし、この要件の緩和を大幅に打ち出していますが、大幅な緩和はできないかどうか民生部長の答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 生活保護の申請についての御質問についてお答えします。

生活保護実施に伴う判断基準は全国で同一に行われており、実施機関により異なるものではございません。したがって、市の判断で変更はできません。

生活保護法の実務上、生活保護の申請があると、民法に定める扶養義務者に対して扶養が可能か否かについての扶養照会を行います。今回、厚生労働省から一律に扶養義務者に照会するのではなく、扶養義務履行が期待できない者や要保護の自立を阻害する者には照会しなくてもよい判断基準が示され、3月1日から運用が始まりました。扶養照会をしなくてもよいケースとして、親族と連絡を取っていない期間がこれまでの20年から10年程度としたほか、

親族に借金を重ねていたり、相続で対立するなど著しく関係がよくない場合、夫の暴力から逃げてきた母子の場合、虐待の経緯がある者などが規定されております。

市といたしまして、厚生労働省からの通知に基づき、扶養照会事務について適切に対応してまいります。

[3番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

私も昨年、生活保護の申請の方に対して、一緒に市の職員の方と申請をされる方とお話をしました。市の担当者は非常に親身になっていろんなことで申請を手伝ってくれる、こういったことが今美濃市では行われています。

しかし、やはりこの親族扶養という形が、特にこういった美濃市のような古い方がたくさんお見えになると、親族関係が複雑なところがたくさんお見えになるということは、なかなかこういったことが足かせになって、気楽にという言い方は変なんですけど、生活に困窮していてもどうしても生活保護までは申請できないということもあるやもしれません。ぜひともここら辺を、厚労省が10年というふうにしているわけですけれど、生活保護の相談にお見えになった場合は、美濃市の生活保護の手引、これがあるものですから、その中身をしっかりと御本人さんとお話ししながら適切な形で市民の生活を維持していくことに、ぜひお願いしたいなあというふうに思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（辻 文男君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、明日から3月23日までの11日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から3月23日までの11日間休会することに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（辻 文男君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月24日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後0時03分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月12日

美濃市議会議長                    辻                    文                    男

署 名 議 員                    古   田   秀   文

署 名 議 員                    岡   部   忠   敏

令和 3 年 3 月 24 日

令和 3 年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 4 号）

## 議 事 日 程 (第 4 号)

令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 令和 3 年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計予算
- 第 9 議第 8 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計予算
- 第 10 議第 9 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 11 号)
- 第 11 議第 10 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 12 議第 11 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 13 議第 12 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 14 議第 13 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 15 議第 14 号 令和 2 年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 16 議第 15 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 17 議第 16 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 18 議第 17 号 美濃市職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 第 19 議第 18 号 美濃市債権管理条例について
- 第 20 議第 19 号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 第 21 議第 20 号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議第 21 号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議第 23 号 美濃市国民健康保険条例及び美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 24 号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議第 25 号 美濃市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 26 議第 26 号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 27 議第 27 号 美濃市第 6 次総合計画基本構想の策定について
- 第 28 議第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 29 議第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 30 議第 30 号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第31 議第31号 公の施設の指定管理者の指定について  
第32 議第32号 公の施設の指定管理者の指定について  
第33 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について  
第34 議第34号 公の施設の指定管理者の指定について  
第35 議第35号 公の施設の指定管理者の指定について  
第36 議第36号 公の施設の指定管理者の指定について  
第37 議第37号 公の施設の指定管理者の指定について  
第38 議第38号 公の施設の指定管理者の指定について
- 

### 本日の会議に付した事件

第1から第38までの各事件

(追加日程)

- 議 第 40号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
議 第 41号 教育長の任命について  
市議第1号 専決処分事項の指定についての一部改正について  
市議第2号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例について
- 

### 出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君

総務課長・  
選挙管理委員会  
事務局長  
民生部参事  
村井和仁君  
辻幸子君

建設部参事兼  
都市整備課長  
島田勝美君  
秘書課長  
高橋保雄君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長  
議会事務局書記  
辻美鶴  
須田早希

議会事務局  
議事調査係長  
平田純也

## 開議の宣告

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。

また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより私もマスクを外して議事を進行いたします。

ただいまから本日の会議を始めます。

開議 午前10時01分

---

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 古田豊君、11番 太田照彦君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第1号から第38 議第38号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 日程第2、議第1号から日程第38、議第38号までの37案件を一括して議題といたします。

これら37件について、各委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 豊澤正信君。

○総務産業建設常任委員会委員長（豊澤正信君） おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月15日午前9時からと17日午前9時からの2日間にわたり、議第1号及び議第9号中、会計課及び選挙管理委員会の審査につきましては委員6名の出席、その他の審査につきましては委員7名全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に、議第1号 令和3年度美濃市一般会計予算中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第3号 令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第4号 令和3年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第8号 令和3年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第9号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第11号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第11号 令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第12号 令和2年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第16号 令和2年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第17号 美濃市職員の配偶者同行休業に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第18号 美濃市債権管理条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第25号 美濃市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第26号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第28号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第31号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第32号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第33号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第34号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第35号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第36号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第37号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第38号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わらせていただきます。

○議長（辻 文男君） 次に、民生教育常任委員会委員長 永田知子君。

○民生教育常任委員会委員長（永田知子君） 皆様、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月18日午前9時からと19日午前9時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第1号 令和3年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第2号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第5号 令和3年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に議第6号 令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第7号 令和3年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第9号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第11号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第10号 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第13号 令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第14号 令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第15号 令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第19号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第20号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第21号 美濃市福社会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第23号 美濃市国民健康保険条例及び美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第24号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員

から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第29号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第30号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（辻 文男君） 次に、総合計画・地方創生特別委員会委員長 山口育男君。

○総合計画・地方創生特別委員会委員長（山口育男君） 今期定例会におきまして総合計画・地方創生特別委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月22日午前9時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

議第27号 美濃市第6次総合計画基本構想の策定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論として、反対・賛成の立場からそれぞれ意見がありました。

反対の討論としまして、コロナ禍が収まる見通しがついてから基本構想を立ち上げて遅くはないという意見。策定に際して、市民参加のワーキンググループである考える会が行われたが、考える会に対してもう一度説明する機会や見直しの機会を持ってもらい、時間をかけた具体的な検討が必要であるという意見。コロナ禍は大災害であり、今後の美濃市の姿が見通せない、最低でも1年間は考えさせていただきたいという意見。コロナに対する社会的な影響が反映されているのか十分な議論がなされていないと思われるため、今定例会で議決するのではなく、もう少し議論をして見直してはどうかという意見。基本構想は議決が必要であるにもかかわらず、新年度予算等が議決ありきとなっている進め方の問題や、コロナワクチンも含めて先が見通せない中であるため、慌てずに9月頃をめどに検討してもらいたいという意見。将来都市像の「挑戦」という言葉について、市民に挑戦しなさい、困難に立ち向かえと示すことに違和感があり、市民全体にわたる健康や幸せなどの願いを将来都市像にするべきであるという意見がありました。

また、賛成の討論といたしましては、コロナに関しては、基本計画へのネックにはなると思うが、基本構想に関しては大きな変更はないと考えられる。市民が策定に入った中での基本理念であると思うので、これは問題ないという意見がありました。

以上7名の討論があり、採決の結果、挙手少数により、原案を否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（辻 文男君） 以上で、各委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、11番 太田照彦君。

○11番（太田照彦君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は議第27号 美濃市第6次総合計画基本構想の策定について、委員長報告に反対し、議第27号について賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

第6次総合計画の策定にあっては、教育・産業・福祉など市民生活に大きく影響を与える8つの分野に考える会を設置し、市民から委員を公募し、多くの市民の意見を集約する中で策定作業が進められてきました。こうした手法は、今までにない市民がつくる第6次総合計画であり、大いに評価できるものと考えております。

今回の基本構想案は、考える会の提言に加え、中学生・高校生のワークショップの開催、それぞれの分野ごとに有識者の個別インタビュー、市民のアンケートなど幅広い方々の意見が取り入れられるとともに、多くの市民の思いが詰まっております。これらの内容をベースとして、市民の代表である総合計画審議会ですらに5回にわたり議論をいただき、構想としてまとめられ、その後、パブリックコメントを行い、最終的に基本構想として市長に答申されたものであります。

このように多くの市民の思いが込められた構想について、十分な議論がなされていない、コロナ禍の収束が見込めない中で慌てて策定するべきでない、またパブリックコメントに対し意見が十分取り入れられていないなどから反対するといった意見がありましたが、この策定に当たっては、令和元年9月から各考える会の議論を開始し、1年にわたって議論され、昨年8月に考える会として提言書が提出されたと伺っております。また、考える会の34回の議論、ワークショップでは、251人の生徒の意見、382人の市民のアンケート調査、42人の個別インタビューなどが取り入れられ、決して議論が不十分であったとの認識は考えられません。また、コロナ禍を理由に、市の大きな方向性を決定する6次総を先延ばしすることは適切でないと考えます。

全体として、将来の美濃市の在り方・考え方の方向性に疑義があるものではないことから、議第27号を賛成するものであります。

したいがままに、私は委員長報告に対しましては反対するものであります。多くの同志の皆様の賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。討論を終わります。

○議長（辻 文男君） 次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 私は、委員長報告に対する賛成、原案に対する反対の立場で討論を行います。

令和元年9月から開始された第6次総合計画は、市民公募による参加者によって、市民と共に市の課題や必要な取組等を作成過程において明らかにすることを目的に実施されました。ところが、令和2年に入るや、コロナ禍は全国的に拡大し、その防止対策として人の集まりが制限されるようになりました。総合計画ワーキンググループ、考える会もしかりで、当初の予定は計画から大きく遅れることになりました。それまで行われてきた進め方は変更を余儀なくされ、途中からは市場確認に終わっています。やむを得ない変更とはいえ、参加者の中には10年にわたる総合的な計画に対し、このような方法では十分に課題や取組について明らかにできたとは思えない。会議の予定回数も分野によってはまちまちで終わっている、8分野中、第6回まで終わったのは3分野しかない。パブコメを出したが回答がないなど、ほかにも様々な意見が届いています。市民参加による画期的とも言える美濃市第6次総合計画策定作業は、コロナ禍対策で十分な取組ができたとは言えません。3月議会の議決を経て、令和3年度からの計画実施が急がれるあまり、市民第一、市民が主人公の根幹が曖昧な実態であります。不十分と思われる分を時期を延長してでも理解・納得が得られるよう計らうことがこれからの美濃市像につながると考えられます。

続いて、長期にわたるコロナ禍は我々に広範囲にわたり大きな課題を突きつけています。ところが、基本構想では、第5次総合計画と大差ないと言えます。9施策中、特に施策第3、教育はもっと突っ込んだ内容が必要です。なぜなら、未来をつくる主人公たる市民を育成するにこれだけの表現で理解されようもありません。経営困難な状況に追い込まれている事業経営者などの存在を意識した施策6の商工業では、第2次産業が約半数の実態を踏まえた美濃市の今後の存続に関わる視点が十分とは言えません。防災計画関連、経済対策関連についても、もっと明確にし、市民の意識レベルに届くような施策を具体化した表現を必要とします。

最後に、標語「市民と共に創るまち」の「創る」は、何もないところからつくることを意味します。既成にとらわれないどんなまちをイメージできるのか、さらに将来都市像にある「挑戦」について、ある市民は、一人一人が挑戦して夢をかなえることの意味はきつい、嫌悪感を抱くなど率直な意見が届いています。もう少し時間をかけて、どんな状況下であっても明るく前向きな生き方ができる持続可能な美濃市の第6次総合計画の基本構想にしなければなりません。市民がその意識を得てこそ初めて達成できると思われまます。

このようなことから、考える会の十分でなかった時間を確保する必要があります。

以上の理由をもちまして、委員長報告に対する賛成、原案に対する反対討論を終わります。

○議長（辻 文男君） 次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、こんにちは。

私は、議第27号の美濃市総合基本構想について反対の立場、委員長報告に賛成の立場で発言いたします。

美濃市議会は2019年9月に第1回総合計画・地方創生特別委員会を開催し、総合計画の基本構想や進捗の報告を受けてまいりました。総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画から構成され、基本構想はまちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた基本目標及びその方向性、基本計画は基本構想を実現させるための施策の体系及びその方針、実施計画は基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業と位置づけられております。

今回議案として提出された美濃市第6次総合計画基本構想は、総合計画で示されたプロセスと多くの市民の力で作られた画期的なものであると思います。しかし、この策定開始時の2019年には想定できなかった新型コロナ感染症の拡大は現代社会に極めて強烈な影響を及ぼしております。それまでの社会生活の様式を大きく変えざるを得なくなり、また今私たちが生きるために新たな感染症との闘いを開始する時期でもありました。この間、美濃市議会は総合計画・地方創生特別委員会を開催し、委員からは再三にわたりこのコロナ感染症への対応を求めてまいりました。

本日上程された基本構想に対しては、市民が参加したワーキンググループの会議、審議、まとめを行うのに、感染症のために会議の開催も困難で十分ではなかった。また、新型コロナ感染症や原発事故、豪雨災害などに対する危機管理意識を基本構想に特化する、組み込まれたものにするべきではないか。

以上の理由により、特別委員会の否決に賛成いたします。

これをもちまして私の討論を終わらせていただきます。

○議長（辻 文男君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（辻 文男君） ほかに討論ないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第1号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第1号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第2号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第2号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第3号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第3号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第4号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第4号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第5号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第6号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第7号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第8号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第9号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第9号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第10号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第11号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第12号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第13号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第14号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第14号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第15号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第15号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第16号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第17号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第18号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第19号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第20号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第21号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第23号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第24号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第24号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第25号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第26号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第27号について、委員長報告は原案を否決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手6名で、議長を除いたただいまの出席議員は12名でありますので、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

議第27号については、議長は委員長報告に反対と裁決いたします。よって、議第27号は原案を可決いたしました。

次に議第28号から議第38号 公の施設の指定管理者の指定についての11案件を一括採決いたします。

各委員長報告は、11案件それぞれ原案を可決であります。これら11案件を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第28号から議第38号の11案件は各委員長報告のとおり可決いたしました。

これより20分間休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様及び関係する執行部は合同委員会室へ御参集ください。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時51分

---

再開 午前11時10分

○議長（辻 文男君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第40号、議第41号、市議第1号及び市議第2号の4案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

議第40号、議第41号及び市議第1号並びに市議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 議第40号、議第41号、市議第1号及び市議第2号の4案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第40号及び議第41号について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第40号並びに議第41号につきまして、提出者の説明とさせていただきます。

最初に、赤スタンプ7、追加議案集の1ページをお開きください。また、併せて赤スタンプ8、追加議案説明資料の1ページ及び2ページの新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、厳しい財政事情の下、第6次総合計画の推進に加え、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施するため、特別職の給与について、市長10%、副市長8%、教育長5%の減額措置を引き続き実施するというものでございます。

改正につきましては、記載の減額措置の期間を令和3年4月1日から令和6年3月31日まで3年間延長するというものでございます。

施行日は今年の4月1日からということで定めております。

議第40号の説明につきましては以上で終わらせていただきます。

次に、議第41号 教育長の任命について御説明を申し上げます。

赤スタンプ7、追加議案集の2ページを御覧いただきたいと思っております。

平成30年4月1日から教育長を務めていただいております樋口宜直教育長の任期が令和3年3月31日で満了を迎えることから、新たに島田昌紀君を教育長として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定より議会の同意を得るものでございます。

島田君は、住所が美濃市3967番地5、年齢は昭和36年6月4日生まれの59歳であります。郡上市立北濃小学校長を務めた後、中有知小学校長を経て、現在、昭和中学校の校長先生を務めていただいております。

島田君は、市内の小・中学校での勤務が長く、市の教育行政にも精通し、研究熱心、責任感が強く、教育に見識を有しております。また、人格については、高潔で教育関係者からの信頼も厚く、教育長の職に適任であると考えております。

つきましては、美濃市の教育、子供たちの健全育成のために同君を教育長に任命することについて御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 文男君） 次に、市議第1号について、4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） 皆さん、こんにちは。

それでは、市議第1号 専決処分事項の指定についての一部改正について御説明いたします。

赤スタンプ9の1ページと赤スタンプ10の1ページを御覧ください。

改正の趣旨としましては、美濃市債権管理条例の制定に伴い、金銭債権の迅速な徴収を行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項を新たに指定するものであります。

改正の内容といたしましては、第6項に1件の金額が100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関することを加えるものであります。

なお、附則では、議決の効力は令和3年4月1日から生ずるものとしております。

以上で市議第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、市議第2号について、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） それでは、市議第2号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例について御説明をいたします。

赤スタンプ9の2ページと赤スタンプ10の3ページを御覧ください。

制定の趣旨としましては、厳しい財政事情の下、市民生活への影響を鑑み、市政全般にわたる事業及び新型コロナウイルス感染症対策を着実に推進するため、議員の議員報酬月額の特例を定めるものであります。

制定の内容といたしましては、令和3年4月1日から議員任期満了の日である令和5年4月29日までを特例期間とし、議員報酬月額を5%相当減じた額として、議長の月額を現行の39万8,000円から37万8,000円に、副議長の月額を現行の35万3,500円から33万5,000円に、議員の月額を現行の33万2,000円から31万5,000円にそれぞれ改めるものであります。

附則の第1条では、施行期日を令和3年4月1日としており、第2条では、この条例の制定に伴いまして、平成27年に制定した既存の条例は失効しておりますので廃止することとしております。

以上で市議第2号の説明を終わります。御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（辻 文男君） 以上で4案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日11時25分までに事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

---

再開 午前11時27分

○議長（辻 文男君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題の4案件については委員会付託を省略いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題の4案件につ  
いては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

最初に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、こんにちは。

今、発言のお許しをいただきましたので、議第40号の美濃市特別職の職員の給与の特例に  
関する条例の一部を改正する条例について及び市議第2号の議会の議員の議員報酬の特例に  
関する条例について、この両議案について反対の立場で討論します。

初めに議第40号についてですが、美濃市特別職の給与は、平成15年12月から現在の給与額  
に改正されました。特例条例が平成17年から施行され、その後、4回特例期間が延長され、  
令和3年3月31日で今回の特例期間が終わります。これを維持するために出されたものが今  
回の議案だと思っています。つまり、平成17年から現在まで15年以上、実質減額されている  
状況が続いていることになってしまいます。

副市長についてもほぼ同様に8%減額が続いている状況です。今まで市長や副市長、教育  
長は満額の給与ではなかったことに私は申し訳ない気持ちでいっぱいです。本当に感謝申し  
上げます。市の財政に多くの協力をいただいているということには感謝申し上げます。

しかし、15年以上もこのような状況が続いていることは、応急措置とは言えない実績にな  
っていると考えられます。公務員はその身分が保証されて、たとえ景気がよくなっても給料  
が上がるということはありませんが、社会状況に左右されないことがひとつ残念なことでも  
あり、またいいところでもあります。基本的には、人事院勧告を基準として決められてきま  
す。昨年12月には、人事院勧告を基準として期末手当が下げられました。

もし今の給与が適正でないと考えるならば、減額を続けるのではなく、美濃市特別職の職  
員の給与に関する条例の給与の額について、本当に今の特別職の給与が適当であるか追加議  
案で出すべき案件ではなく、特別職等報酬審議会に諮って、特別職報酬の改定として取り組  
むことが本筋だというふうに考えております。また、どうしても減額が必要であるならば、  
市長の任期中に限るべきであるというふうに思っています。

財政が厳しい状況であることはとてもよく理解できます。でも、やるべきことは、事業評  
価をしっかり行って無駄を省くこと、事業の見直し、市長がおっしゃってみえるスクラッ  
プ・アンド・ビルドに力を尽くすことが議案の減額以上に大切なことではないかと考えます。  
また、給与の減額というのは、基本的には、私は不祥事等の責任としてあるべきだというふ  
うに考えております。

よって、私はこの議案に反対いたします。

続いて、市議第2号の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例について、反対の立場で討論します。

この議案もほぼ同様に、特例期間が何度も延長されて今に至っています。当初は5%減額が続いて、前は3%、今回は少し戻りましたが、そしてまた今回は5%減額の提案になります。5%の根拠もよく分かりませんが、昨年12月には、人事院勧告を基準として条例制定し、期末手当を下げました。公務員特別職として報酬を安易に減額することはいかなるものかと思っております。

また、郡上市議会では、コロナ禍の対応で政務活動費が減額されました。議員としての活動に制約がある中では当然な取組だというふうに思っております。しかし、美濃市議会にはこの政務活動費がないので対応できません。美濃市特別職の給与と同様に、現在の議員報酬に問題があるのならば、議会活性化委員会等で議員報酬、政務活動費、議員定数についてしっかりとした議論をすることが必要だと私は考えております。厳しい財政の中だからこそ、いま一度、市の事業を議員が厳しくチェックすることに重きを置くことが大切であるのではないかなというふうに考えております。

例えば、昨年に引き続き今年度も議員視察を中止することも考えられます。市民の皆様が厳しい状況にあることはとてもよく理解でき、心情的には理解できる2つの案件ですけれども、議論があまりなされないまま進められることには反対であります。

よって、私はこの両議案については反対の立場でいきます。

最後に、もう付け足しになりますけれども、美濃市民のために市長がもしどうしても減額したいというお考えでしたら、来年1月に任期を終えられて、退職金を減額する議案を出していただいてもよろしいです。そのときには私は大いに賛成したいと思っております。

以上をもちまして私の討論を終わります。

○議長（辻 文男君） 次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 私は、先ほど提案されました議第40号、美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例について、市議第2号、議員報酬の特例に関する条例について、反対の立場で討論を行います。

先ほど、私ども議員に議第40号、市議第2号、その他の条例が提案されました。十分な審議時間、考慮の時間もなく、こういった形でやられることについて、しかも特に特別職及び議員の歳費削減に対する提案には、市政を運営していくという、こういったことに関して、本当にこういった形での緊急の提案がいいのかということに疑問を持たざるを得ません。

昨年、人事院勧告により、市職員及び議員特別職の報酬が0.5か月減額されました。そもそも日本の労働者の賃金はGDP世界第3位でありながら極めて低く、過労死、派遣労働など劣悪な労働環境にあります。そういったことから、私は市職員の歳費削減には反対し、議員及び特別職の減額には、市民感情と経済に与える影響は少ないとして賛成してまいりました。

今回の議案については、特別職及び議員等が不祥事などにより緊急にその責を取るために

歳費の減額を提案されるのとは違い、厳しい財政状況を鑑み、事業及び新型コロナウイルス感染症対策を着実に推進するためとされていますが、議会最終日に突然提案される緊急性が全く理解できません。特別職及び議員は、市民から選任された責を全力で果たすことが求められているのであって、こういった形での緊急の減額措置を取るべきではないと考えております。

よって、私は議第40号に対しては反対であります。また、市議第2号についても反対であります。

以上をもちまして私の討論を終わらせていただきます。

○議長（辻 文男君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） ほかに討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

議第40号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手6名であります。議長を除いたただいまの出席議員は12名でありますので、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

議第40号については、議長は否決と裁決いたします。よって、議第40号は原案を否決いたしました。

次に議第41号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第41号は原案に同意することに決定いたしました。

次に市議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、市議第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に市議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手6名であります。議長を除いたただいまの出席議員は12名でありますので、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

市議第2号については、議長は否決と裁決いたします。よって、市議第2号は原案を否決いたしました。

## 閉会の宣告

○議長（辻 文男君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和3年第1回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時41分

---

## 市長挨拶

○議長（辻 文男君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 令和3年第1回美濃市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、令和3年度一般会計予算をはじめ40件の議案及び追加議案2件につきまして慎重に御審議を賜りました。議第40号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては否決ということでございましたけれども、その他の案件につきましては御承認をいただきました。会期中に議員各位から賜りました御意見・御要望につきましては、これを十分検討の上、市民福祉の向上に反映するよう努めてまいりたいと思います。

しかしながら、議第40号、美濃市特別職の職員の給与の減額につきましては、残念ながら否決されましたけれども、市政収入が大幅に減少されると見込まれる中、さらにこのコロナ禍において、市民の安全・安心・健康を守るという観点、さらには飲食店をはじめとする非常に経済的に困って見える方々の支援というものを着実に推進するという一方で、少しではありますが、我々の職員報酬について減額ということを出していただきましたけれども、賛成いただけなかったことは誠に残念でございます。

なお、さらには美濃市の進むべき大きな方針である第6次総合計画基本構想につきましては、考える会をはじめ多くの公募による委員の方々の貴重な御意見が取りまとめられたものでございます。これにつきましても、全員の議員の方が賛成いただけなかったということは、私にも責任の一端があると思いますけれども、非常に寂しい思いをいたしました。しかしながら、批判もあることも十分承知できますので、これらを十分加味しながら、考える会等々でお声をいただいた方々の思いを実現するよう努めてまいりたいと思っています。

今定例会に提案いたしました令和3年度の当初予算は、第6次総合計画の始まるの年として、健康で潤いのあるまち、子供たちが誇りに思う輝くまち、魅力と活力のあるまち、安全・安心なまち、この4つを目標に、コロナ禍の厳しい状況でありますけれども、優先順位づけと事務事業の選択の観点により、市民にとって真に必要な事業について取り組んでいるところでございます。市民の皆様の期待に応えられるよう、職員と共に常に新しい発想で取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き御支援・御尽力をよろしくお願い申し上げます。

さて、連日報道されておりますように、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束を見ておりません。しかしながら、救いの糸となるワクチン接種が医療従事者に対して始まっており、美濃市においては4月後半から高齢者施設を中心にワクチンの接種を順次開始する運びとなっております。多くの方々に接種をいただき、元どおりの日常を取り戻す、こういったことに挑戦し、御活用いただければと、こんなふうに思っております。また、一般の方々につきましては、いまだ国のほうで何も示されておられませんので我々も困惑しておりますけれども、夏以降になるのかなあと、こんな思いでございます。市民の皆様が滞りなく接種できるよう職員一丸となって対応してまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、新しい新株を含めて依然としてすぐ近くに存在をしております。マスクの着用、手洗いの励行、3密回避など新しい生活様式を守っていただきたいと思っておりますし、もう世の中では桜が満開に近づく、あるいは歓送迎会の時期でございます。引き続き人の流れが多くなりますので、感染対策に邁進いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、日差しにも春が感じられ、市内の桜も開花してまいりました。議員各位におかれましては健康にはなお一層御留意されるとともに、議員活動に御尽力賜ることを心よりお祈りを申し上げます。

なお、先ほど人事院勧告の話がございましたけれども、0.5%減額とありましたが、0.05%でございますので、ほとんど影響ないということで御理解いただければと思っておりますし、退職金の話もされましたので、その場で反論する機会が与えられておりませんので、挨拶の中で述べさせていただきますと、美濃市の職員並びに特別職の退職金につきましては、岐阜県退職者協議会というものに加盟をしております。全部で42町村のうちの36市町村が加入しておりますので、そこでの一括管理となっておりますので、美濃市単独で減額ということはできません。もしそれをするのであれば、市としてその退職者協議会から脱退をして、今までに必要であった経費数億円をその協議会に納めて、美濃市単独でその退職事業をやっていくとなりますけれども、美濃市のように小さな財政規模のところでは、退職者が多い年、少ない年とありまして、なかなか安定的な財政運営ができないということから、多くの市町村で共同して安定的に財源確保をしていくということをやっておるわけでございますので、先ほど減額せよという話がございましたけれども、申し訳ありませんができません。そういったことから、恐らく前市長の頃から、そういったことに対応するために、自分の報酬を減額措置をしながら退職金の額も減らしていくということをやられていたのではないかと思っております。

そして、先ほど否決されましたけれども、結果として私の給与が年俸で150万円以上の増収になります。そして、私は寄附ができません。大変残念です。できればいま一度皆様方にはそういったことを十分に御検討いただきましてやっていただけるとありがたいと思っておりますし、報酬審議会の話もされました。実は、私も美濃市の特別職の報酬審議会がありますので、そこに諮っておりますけれども、そこでは結論が出せないという回答をいただい

ますので、こういった措置を取らせていただきますが、決して我々がサボって何もしていないとかではなくて、いろんな情勢の中で動いているということを御理解いただければと思います。

少し余分な話もしましたけれども、私の閉会に当たりました挨拶とさせていただきます。

○議長（辻 文男君） ここで令和3年3月31日をもって、教育長の職を御退任されます樋口宜直君から御挨拶を申し上げたいとの申出がありますので、これを許可します。

教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） こんにちは。

この3月末日をもちまして退任にする当たり、皆様に一言お礼を申し上げます。

教育長として2期6年、長いようでとても短く感じられました。また逆に、短いようでとても長く感じたときもございました。不思議です。けれども、この6年の時間、教育長として職務を行うことができたのは、ひとえに皆様方の御支援のおかげと心より感謝しております。しかし、1つだけ心残りがございます。それは皆様の御期待に十分添えなかったことです。申し訳ございませんでした。

また、この6年の間、特に後半の3年にわたりましては、学校教育にとりまして大きな変革という渦が次々と起こってまいりました。例を申し上げます。この議会でも度々御質問をいただいておりますGIGAスクール構想、あのGIGAスクール構想は、これから先もっともっと予想もできないスピードで進んでいくSociety5.0社会、あれを私は見据えたものであるというふうに思っております。

2つ目、小学校に正式に外国語、英語とっていいと思いますが、高学年の教科として位置づけられました。美濃市は、本格的なスタートする年度より2年前に遡って先行取組をしておりました。2年という時間をかけて指導内容、そして指導体制の整備を図ってまいりました。そのおかげをもちまして、本格実施となった年以降、子供たちに大きな混乱、先生たちもそうですが、大きな混乱はなく現在に至っているというふうに思っております。また、これは小学校だけではなくて、小学校・中学校共通して、今まではなかった教科として位置づいていなかった道徳、これが特別の教科道徳としてはっきり位置づけられました。これらの変革はSociety5.0と似たように、もっともっとこれから進化していく、変容していく世界に活躍できる人材の育成に向かって、子供たちにどんな力をつけていかなければいけないのかというところがより明確になってきたのではないかなあというふうに思っております。現在、学校はそれらの大きな変革を真正面から受け止めまして、子供たちに力をつけていくために頑張っています。皆様もぜひその学校の姿をこれからも温かく見守っていただくと大変ありがたいと思っております。かくいう私も立場は違うようになりますが、一人の教員のOBとして学校を見守っていきたいと思っております。

何をどう言おう、意を尽くすことはなかなか難しくできませんが、最後に、皆様お一人お一人に心よりの感謝をいま一度申し上げ、私の退任の挨拶とさせていただきます。今まで本当にお世話になりました。そしてありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 樋口教育長におかれましては、長い間本当にありがとうございました。

本定例会には、令和3年度予算をはじめ数多くの重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

先ほど、市長のお話の中にもありましたように、私も今議会では議員各位のそれぞれの思いの中で可否同数ということで議長に裁決を委ねられる案件が3件ありました。それぞれの中で私の日頃の議員活動も含め、議会のあるべき姿も考えながら、自分としてはでき得る限りのベストの裁決に応じたと思っております。市長の思いもよく伝わってきましたし、無視するということはありませんし、私たちもこれから市長の言葉も受けながら、議会として、議員として、あるいは市民のために、美濃市のためにどう活動していくかということのスタートになるというふうに思っております。

私たち議員もなお一層自己研さんに励みながら、市民の皆さんから信頼の得られる議員活動であり、議会運営になるようにまた心していきたいと思っておりますので、また執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政発展に尽くされるようお願いしたいと思います。

本日はこれを持って閉会といたします。どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月24日

美濃市議会議長                    辻                    文                    男

署 名 議 員                    古                    田                    豊

署 名 議 員                    太                    田                    照                    彦

## 総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 1 号	令和3年度美濃市一般会計予算中、所管に関する事項	原案可決
議 第 3 号	令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議 第 4 号	令和3年度美濃市下水道特別会計予算	原案可決
議 第 8 号	令和3年度美濃市上水道事業会計予算	原案可決
議 第 9 号	令和2年度美濃市一般会計補正予算（第11号）中、所管に関する事項	原案可決
議 第 11 号	令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 12 号	令和2年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 16 号	令和2年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 17 号	美濃市職員の配偶者同行休業に関する条例について	原案可決
議 第 18 号	美濃市債権管理条例について	原案可決
議 第 25 号	美濃市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 26 号	美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 28 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議 第 31 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議 第 32 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議 第 33 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議 第 34 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議 第 35 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

議 第 36 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議 第 37 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議 第 38 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

令和3年3月17日

総務産業建設常任委員会委員長 豊 澤 正 信

美濃市議会議長 辻 文 男 様

### 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 1 号	令和3年度美濃市一般会計予算中、所管に関する事項	原案可決
議 第 2 号	令和3年度美濃市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議 第 5 号	令和3年度美濃市介護保険特別会計予算	原案可決
議 第 6 号	令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議 第 7 号	令和3年度美濃市病院事業会計予算	原案可決
議 第 9 号	令和2年度美濃市一般会計補正予算（第11号）中、所管に関する事項	原案可決
議 第 10 号	令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議 第 13 号	令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議 第 14 号	令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 15 号	令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）	原案可決
議 第 19 号	美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 20 号	美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

議 第 2 1 号	美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 2 3 号	美濃市国民健康保険条例及び美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 2 4 号	美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 2 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議 第 3 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

令和 3 年 3 月 19 日

民生教育常任委員会委員長 永 田 知 子

美濃市議会議長 辻 文 男 様

### 総合計画・地方創生特別委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 2 7 号	美濃市第 6 次総合計画基本構想の策定について	原案否決

令和 3 年 3 月 22 日

総合計画・地方創生特別委員会委員長 山 口 育 男

美濃市議会議長 辻 文 男 様